令和6年度(2024年度)

熊本市水保全年報

熊本市　水保全課

目　次

Ⅰ 総　　説 …… 1
1 概　　況 …… 1
（1） 市　　勢 …… 1
（2） 地　　勢 …… 1
（3） 水保全の現況 …… 2
2 水保全行政の推進 …… 4
3 組　　織 …… 6
4 予　　算 …… 7

Ⅱ 水質の保全 …… 8
1 公共用水域の水質の保全 …… 8
（1） 水質・底質の監視 …… 8
（2） 水質汚濁の防止 …… 12
（3） 水質汚濁事故対応 …… 12
2 地下水の水質の保全 …… 13
（1） 水質の監視 …… 13
（2） 地下水汚染対策 …… 22
3 有機フッ素化合物対策 …… 26
（1） 指針値（暫定）超過への対応 …… 26
（2） 地下水の調査 …… 26
（3） 公共用水域の調査 …… 27
4 土壌汚染対策 …… 29
（1） 土壌汚染対策法の施行状況 …… 29
（2） 自主的な土壌汚染調査や措置への対応 …… 30
（3） 熊本市の自然的要因による土壌中の金属等の分布状況 …… 30
5 化学物質への対応 …… 34

Ⅲ 地下水量の保全 …… 36
1 水量監視 …… 36
（1） 地下水位の観測 …… 36
（2） 地下水採取量の調査 …… 41
（3） 地盤沈下の観測 …… 45

２ 水 源 か ん 養 林 整 備 …… 46
（１） 水源かん養林の造成経過 …… 46
（２） 水源かん養林整備10か年計画の策定 …… 46
（３） 水源かん養林整備方針 …… 47
３ 人 工 か ん 養 …… 49
（１） ビニールハウスの雨水浸透 …… 49
（２） 白川中流域の水田を活用した地下水かん養 …… 49
４ 水 資 源 の 有 効 活 用 …… 52
（１） 雨 水 貯 留 施 設 設 置 …… 52
（２） 小・中学校への雨水貯留タンク活用の呼びかけ …… 52
（３） 節 水 対 策 …… 52
（４） 建築行為や開発行為に対する事前指導 …… 54

Ⅳ 広域連携協働 …… 55
１ 広 域 水 保 全 体 制 の 運 営 …… 55
２ 白 川 中 流 域 交 流 連 携 …… 57
３ 水 源 の 森 づ く り ボ ラ ン テ ィ ア 活 動 …… 58

Ⅴ くまもと水ブランドの推進 …… 59
１ くまもと水ブランド情報発信 …… 59
（１） 熊本水遺産登録制度 …… 59
（２） 株式会社 良品計画との連携事業 …… 59
（３） 広報ＰＲ …… 59
（４） 第10回世界水フォーラム …… 59
２ くまもと水ブランド担い手育成推進 …… 60
（１） くまもと「水」検定制度 …… 60
（２） くまもと水守制度 …… 61
（３） ユース水フォーラムアジア …… 61
（４） SDGsくまもと水の国プロジェクトNOW2024 …… 62
３ 地下水都市熊本空間創出 …… 62
（１） 街なか親水施設 …… 62
（２） 地下水都市熊本空間創出整備事業補助制度 …… 63

Ⅶ 参　考　資　料 …… 64
資料１　水保全行政の沿革 …… 65
資料２　熊本市地下水保全条例 …… 74
熊本市地下水保全条例施行規則 …… 78
資料３　熊本市東部堆肥センター条例 …… 80
熊本市東部堆肥センター条例施行規則 …… 82
資料４　水質環境基準 …… 84
資料５　全庁的な水保全対策事業実績一覧 …… 86
資料６　雨水利用施設の設置例 …… 93
資料７　「水源かん養林」森林整備協定書 …… 94
資料８　白川中流域における水田湛水推進に関する協定書 …… 95

Ⅰ　総　説

1　概　況

(1)　市勢

本市は、明治 22 年（1889 年）の市制施行以来、大正から昭和にかけて隣接市町村と合併しながら基礎を固め、九州における政治・経済・教育の中心地として発展してきました。

その後、昭和 20 年（1945 年）には大空襲で、また、戦後の復興期にあたる昭和 28 年（1953 年）には未曾有の大水害によって市街地は壊滅的な被害を受けました。

しかし、市民の不断の努力によって困難を克服した本市は、その後数次にわたる市域の拡大や近代的都市機能の集積を行い、平成元年（1989 年）4 月には市制施行 100 周年という大きな節目を迎え、平成 3 年（1991 年）2 月 1 日、飽託郡の北部町、河内町、飽田町、天明町と合併し、更に平成 20 年（2008 年）10 月 6 日に富合町と、平成 22 年（2010 年）3 月 23 日に城南町・植木町と合併し、人口約 73 万人、面積約 390 ㎢の新熊本市となりました。そして、平成 24 年（2012 年）4 月 1 日には、全国 20 番目の政令指定都市へ移行しました。

平成 28 年（2016 年）4 月、震度 7 の地震が立て続けに 2 回発生した熊本地震により、水道施設も甚大な被害を受け、全配水区全戸 32 万 6 千戸が断水状態となり、今までにない経験をし、改めて水の大切さを認識しました。この地震により、多くの被災者、建物被害等を出しましたが、市民力・地域力・行政力を結集し、一歩一歩、復興に歩みを進めています。

(2)　地勢

本市は、県の中央部にあって有明海に面し、坪井川、白川、緑川の 3 水系の下流部に形成された、いわゆる熊本平野の大部分を占めています。

また、阿蘇火山と金峰山系との接合地帯の上に位置し、数多くの山岳、丘陵、台地等によって四方を囲まれています。

市域の西北方は金峰山地、北部は台地、東部は遠く阿蘇山地に囲まれ、北方から西南にかけて開けています。

中心部は、阿蘇火山に源を発する白川と、本市北部に流れを発する坪井川・井芹川が貫流し西方の有明海に注いでいます。

また、水源を水前寺・江津湖に発する流れは加勢川となり、本市の南部を流下しています。

これらの川は、かんがい用水として南部及び西部一帯の平野を潤し、農作に大きな役割を担っています。

西部の海岸地帯は、大部分が干拓地で地形的な変化に乏しく、河口部の河床には白川、坪井川による火山灰質土壌が堆積しています。

熊本市の位置		熊本市の面積
東　経 130°　42’29″	北　緯 32°　48’12″	390.32 km ^{2}

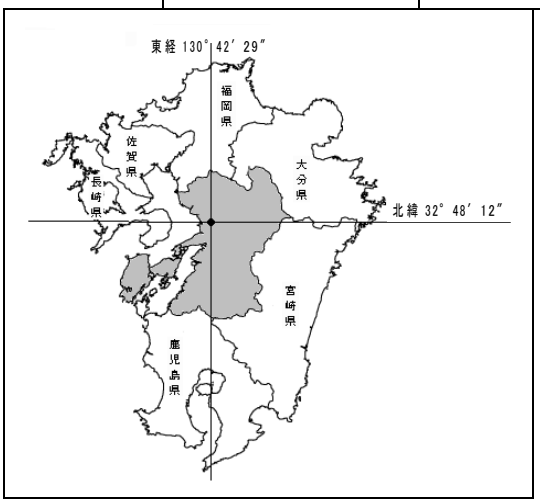

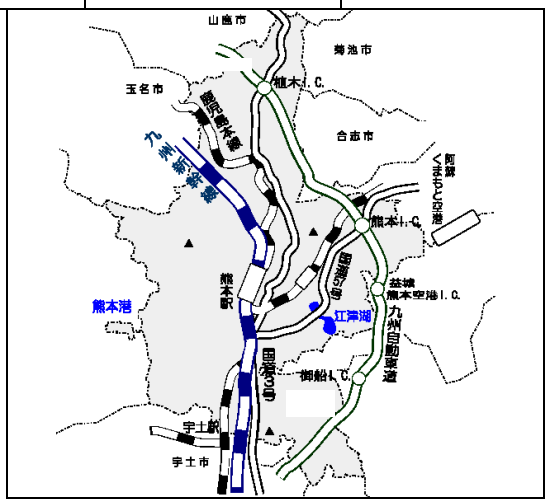

(3)　水保全の現況

本市は、古くから「水の都」ともよばれるように、水環境に恵まれた都市です。なかでも、豊富で清らかな地下水は、社会活動を営むうえで種々の用途に利用されており、人口約 74 万人の都市で、水道用水の全てを地下水で賄っている都市は、全国でも他に例がありません。

また、熊本平野を貫流する白川、緑川の主要河川、坪井川、井芹川などの中小河川や江津湖、八景水谷など水辺環境も豊かです。

しかし、都市圏の拡大や産業経済の進展に伴い、地下水かん養量の減少による地下水位の低下や、硝酸性窒素などによる水質の悪化がみられており、市民生活や水環境への影響が懸念されています。

快適な水環境を将来に継承していくためには、水を取り巻く自然環境・社会情勢の変化と、これに伴う水環境への影響を的確に把握することが必要です。

本市では、市民の共通財産である地下水を将来にわたって守っていくため、昭和 52 年（1977 年）に「熊本市地下水保全条例」を制定し、井戸開設時の届出や採取量報告の義務化など地下水採取を適正に管理することによる保全に努めてきたところです。

平成 19 年（2007 年）12 月には、地下水を水質・水量の両面から保全し、将来に継承していくため、同条例を総合的な条例として改正しました。

地下水質の保全については、有機塩素系化合物をはじめとする有害物質による地下水汚染に対処するため、市域全体の地下水質調査や汚染された地点の浄化対策を実施するとともに、河川・海域においては、水質調査と事業場の監視、指導を行い、水質汚濁の未然防止と改善に努めているところです。また、過剰な施肥や家畜排せつ物の不適正処理等に由来する硝酸性窒素による地下水汚染の改善のため、「熊本市硝酸性窒素削減計画」を策定し、発生源対策等に取り組んでいます。

地下水量の保全については、地下水位を継続して観測し地下水採取量の把握を行

うほか、平成 16 年（2004 年）3 月に「熊本市地下水量保全プラン」を策定し、地下水の循環利用、水利用の合理化、雨水の有効利用、節水市民運動等の推進による地下水採取量の削減、白川中流域の水田湛水、水源かん養林の整備、雨水浸透の促進、森林ボランティアの育成や米作り体験の実施など様々な取組を行ってきました。

このような中、平成 21 年（2009 年）3 月には、今までの取組の更なる定着・強化を図るとともに、市民、事業者及び行政が連携して、量・質の両面から取り組むべき保全対策を示した「熊本市地下水保全プラン」を策定し、現在は「第 3 次熊本市地下水保全プラン（令和 2 年（2020 年）3 月改定)」に基づき地下水保全を推進しています。

更に、本市の地下水は、近隣市町村に広がる地下水盆の帯水層に存在していることから、県と熊本地域※の 11 市町村で構成する「熊本地域地下水保全対策会議」において広域的な地下水保全に対する連携強化を図るとともに、「(財)熊本地下水基金」においても熊本地域の市町村の地下水保全事業に対して助成を行ってきました。また、地下水の利用者を中心として設立された「熊本地域地下水保全活用協議会」においても本市が事務局を担当し、地下水の利用者間での連携強化に努めてきたところです。

しかしながら、硝酸性窒素による水質の悪化や水田かん養域の減少に伴う地下水位の低下など、地下水を取り巻く環境は厳しさを増しています。このため、調査研究等の成果を踏まえた、効率・効果的な保全対策をより広域的に実施し、地下水環境の改善を図る観点から、上記 3 組織を統合し、平成 24 年（2012 年）4 月に「公益財団法人くまもと地下水財団」が設立されました。

地下水保全対策は、広域的に取り組んでいく必要があるため、今後も、「(公財)くまもと地下水財団」を中心に行政機関や事業者、市民と連携しながら取り組んでまいります。

※熊本地域…熊本市、菊池市（旧旭志村及び旧泗水町に係る部分に限る)、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町

２　水保全行政の推進

（第８次総合計画 ビジョン２及びビジョン５より）

ビジョン２がめざす姿と取組の方向性

市民に愛され、世界に選ばれる、持続的な発展を実現するまちを目指し、半導体関連企業等の進出を背景に、企業誘致や創業支援、中小企業の基盤強化など地域経済全体の発展に取り組みます。

また、本市への注目や旅行需要の高まりを契機に、豊かな水と緑、良質な農水産物、歴史と文化、にぎわいに満ちた中心市街地など、本市の様々な魅力を磨き上げます。

さらに、活発な経済活動を支える広域交通ネットワークの形成に取り組むとともに、活力と魅力に満ちた持続可能な農水産業の振興にも取り組みます。

背景と課題（抜粋）

これまでの新型コロナウイルス感染症に係る各種制限が緩和されていく中、近隣市町村への半導体関連企業等の進出は、本市の社会経済活動を回復軌道に乗せ、人口減少の抑制にもつながる地域全体の飛躍的な発展に向けた千載一遇の好機と言えます。

そのため、ＭＩＣＥやスポーツ大会などの誘致はもとより、活力と魅力にあふれた中心市街地、熊本城等の文化・観光資源、清らかな地下水と豊かな緑、安全・安心で良質な農水産物、個性ある食文化など、本市が誇る様々なコンテンツの磨き上げや受入環境の充実などにより、外国人旅行者も含め、多様化、個性化する旅行者のニーズを的確に捉えた観光施策に取り組んでいく必要があります。

ビジョンを実現するための施策

施策２－１	半導体関連産業等への新たな投資の後押しや中小企業等の振興
施策２－２	世界を魅了する都市ブランド力の向上
施策２－３	交流人口拡大によるにぎわいの創出
施策２－４	広域交通ネットワークの形成による物流・人流の円滑化
施策２－５	活力と魅力に満ちた持続可能な農水産業の振興

施策２－２　世界を魅了する都市ブランド力の向上

豊かな水と緑、歴史と文化、にぎわいに満ちた中心市街地など本市の魅力を最大限に引き出し、世界が憧れ、市民が誇りを感じるまちをつくります。

基本方針（抜粋）

(2)　水の都の継承と森の都の実現

・市民生活の基盤として保全すべき資源であり、都市の魅力づくりにいかすべき資源でもある熊本の地下水を「くまもと水ブランド」として位置付け、その地下水を育む市民・事業者・行政の協働による取組を国内外に発信します。

ビジョン５がめざす姿と取組の方向性

「恵まれた環境をまもり、はぐくみ、未来へつなぐ、持続可能な環境都市」を目指し、清らかな地下水や大気、快適で安全・安心な生活環境の保全に加え、その環境をもたらす生物多様性の保全に取り組みます。

また、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を見直し、３Ｒ＋リニューアブル（再生可能な資源への置き換え）の取組を進めながら、化石燃料等の枯渇性資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される循環型都市を目指します。

さらに、地球温暖化を防止するため、その原因となる温室効果ガスの排出を削減する取組を推進し、「２０５０年カーボンニュートラル」の実現を目指します。

背景と課題（抜粋）

清らかな地下水や豊かな緑といった本市の恵まれた自然環境は、先人たちのたゆまぬ努力により引き継がれてきました。しかし、近年、平均気温の上昇や豪雨等といった異常気象による自然災害の多発や種の絶滅、生息・生育地の減少等、生態系への影響が深刻化するなど、地球規模での危機にさらされています。

さらに本市では、近年、半導体関連企業の進出を契機に、地下水への影響が懸念されており、更なる地下水の保全に取り組む必要があります。中でも、有機フッ素化合物等の地下水質の保全対策は喫緊の課題となっています。

このような課題を市民・事業者などと共有し行動変容を促すことで、古くから受け継がれてきた豊かな自然環境を、持続可能なものとして未来へ引き継いでいくことが必要です。

ビジョンを実現するための施策

施策５－１	カーボンニュートラルの実現
施策５－２	生物多様性の保全と自然との共生
施策５－３	持続可能な循環型都市の実現
施策５－４	快適で安全・安心な生活環境の保全

施策５－４　快適で安全・安心な生活環境の保全

私たちの生活に欠かせない水や大気が良好に保たれた快適で安全・安心な生活環境を保全します。また、人と動物が共生するより良い社会を目指して、動物の愛護と適切な管理、野生動物による生活被害への対策を推進します。

基本方針（抜粋）

(1)　水環境の保全

・地下水量を保全するため、市民、事業者、行政などが連携して、水源かん養域における森林づくりや水田湛水等による地下水かん養を推進するとともに、市民の節水意識の更なる向上を図ります。
・地下水質を保全するため、硝酸性窒素削減対策や公共用水域及び地下水の水質監視、土壌汚染対策などを推進します。

３　組　織

【組織図　(R6.4.1)】

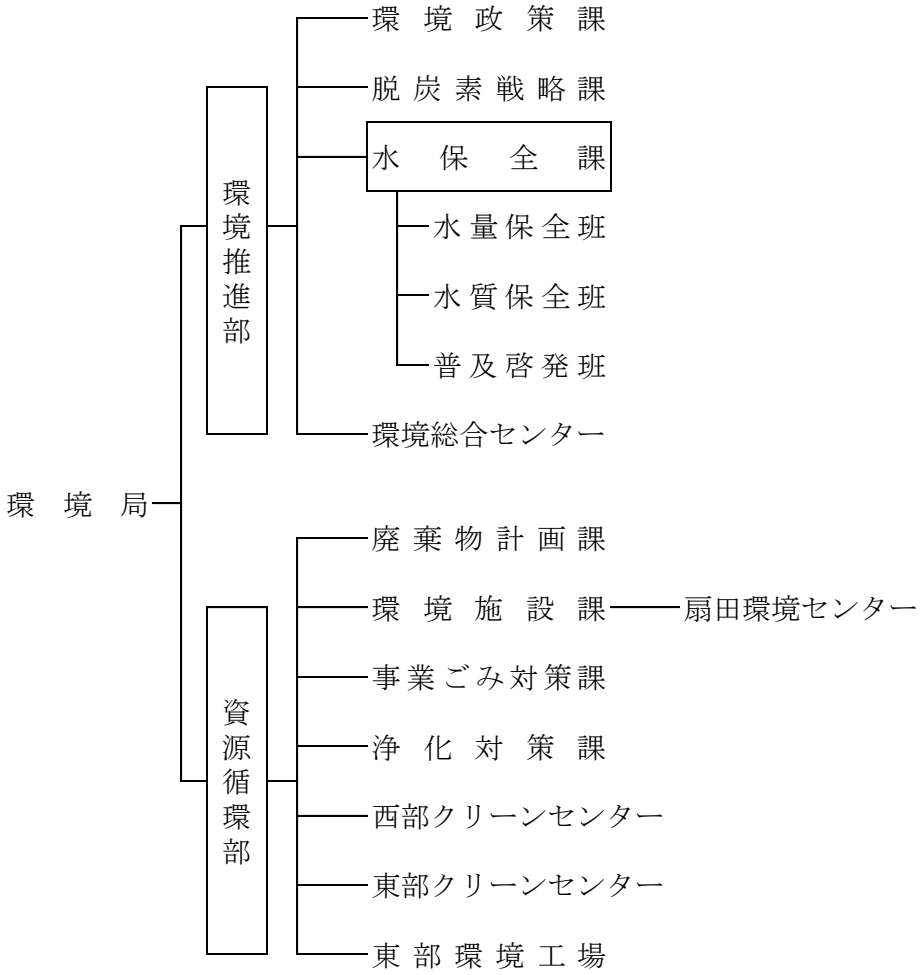

【水保全課事務分掌】

(1)　水資源の活用に係る総合的企画及び調整に関すること。
(2)　水資源の活用に係る調査研究に関すること。
(3)　地下水保全活動の推進に関すること。
(4)　水利用合理化対策の推進に関すること。
(5)　地下水のかん養対策の推進に関すること。
(6)　水源かん養林の造成及び整備に関すること。
(7)　公害(水質汚濁、土壌の汚染又は地盤沈下によるものをいう。)に係る相談、調査、指導、規制及び研究に関すること。
(8)　ダイオキシン類対策特別措置法に基づく対策地域の指定等及び対策計画の策定等に関すること。
(9)　関係機関等との連絡調整に関すること。
(10)　東部堆肥センターに関すること。
(11)　熊本水遺産委員会に関すること。
(12)　地下水浄化対策検討委員会に関すること。
(13)　硝酸性窒素対策検討委員会に関すること。
(14)　家畜排せつ物適正処理検討委員会に関すること。
(15)　くまもと地下水財団との連絡調整に関すること。

4　予　算

【令和6年度の事業体系及び予算】

事業名		細事業名	当初予算額（千円）
魅力ある多様な自然環境の保全	地下水の質と量の保全及び公共用水域の水質保全	水質保全対策	公共用水域水質監視経費	3,474
			地下水質監視経費	3,650
			化学物質汚染調査経費	1,243
			地下水浄化対策経費	1,701
			硝酸性窒素削減対策経費	27,700
			水質汚濁規制経費	692
			東部堆肥センター管理運営経費	135,366
			水質保全対策強化経費（公共用水域）	2,285
			水質保全対策強化経費（地下水）	650
		地下水量保全対策	地下水位観測経費	4,012
			水源かん養林整備経費	62,300
			白川中流域かん養推進経費	65,900
			節水対策経費	4,100
	広域連携や協働による地下水の保全		広域水保全体制運営経費	11,430
	くまもと水ブランドの発信		くまもと水ブランド情報発信経費	10,400
			地下水都市熊本空間創出経費	3,700
	管理経費		水保全課一般管理経費	621

当初予算額合計　339,224

Ⅱ　水質の保全

1　公共用水域の水質の保全

(1)　水質・底質の監視

水質汚濁防止法に基づき、公共用水域（河川・海域）の水質と、水質にも影響を及ぼす可能性がある底質（河川や海底に堆積している土砂）の調査を実施しています。

①　水質調査〔人の健康の保護に関する項目〕

人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として 27 項目の環境基準が定められており、令和 6 年度（2024 年度）は 29 地点（河川 27、海域 2）において調査を実施しました*。その結果、河川の 1 地点を除く 28 の調査地点において、環境基準を達成していました。

②　水質調査〔生活環境の保全に関する項目〕

生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められています。生活環境項目の環境基準は、環境基準点で評価し、河川については 8 項目、海域については 11 項目が類型ごとに定められており、令和 6 年度（2024 年度）は 31 地点（河川 27、海域 4）において調査を実施しました*。

その結果、全体的な傾向としてはおおむね良好な状態であり、市内の 15 類型指定水域（河川 12、海域 3）のうち、有機物汚濁の指標である河川の BOD・海域の COD については、12 類型指定水域（河川 12）で環境基準を達成していました。達成しなかった海域の 3 類型指定水域については、原因を調査し改善につなげています。

③　底質調査

河川・海域の底質は、一旦汚染されると有害物質が蓄積されるため汚染が長期にわたり、溶出等により公共用水域にも影響を及ぼす可能性があります。環境省では、その残存性を考慮し、水銀と PCB について暫定除去基準を定めています。

令和 6 年度（2024 年度）は、白川（吉原橋）、坪井川（千金甲橋）、天明新川（六双橋）及び海域（St-6、St-7、St-8）で調査を実施しましたが、暫定除去基準を超える水域はありませんでした。

＊ 本市域においては、熊本市以外に一級河川の白川や加勢川の一部を国土交通省、海域の一部を熊本県が調査を実施しています（地点数は熊本市の調査実施分です）。詳細は、11 ページの「公共用水域の調査地点と類型」をご参照下さい。

■各環境基準点における BOD（河川）・COD（海域）環境基準達成状況

河川名 海域名	測定地点名	類型	環境基準値(mg/L)	BOD・COD の 75%水質値(mg/L)					R6 年度環境基準達成状況
				R2	R3	R4	R5	R6	
白　川	吉原橋	A	2	0.9	1.0	1.3	1.0	1.1	○
	小島橋*	B	3	1.0	1.1	1.4	1.1	1.1	○
坪井川	堀川合流前	A	2	0.8	1.7	1.5	1.0	0.9	○
	上代橋	C	5	4.2	5.5	3.3	3.5	4.3	○
	千金甲橋	C	5	1.7	2.6	2.7	2.8	1.8	○
堀　川	坪井川合流前	D	8	1.2	1.6	1.6	1.3	1.4	○
井芹川	山王橋	A	2	1.3	0.8	1.1	0.9	0.9	○
	尾崎橋	B	3	1.0	0.9	1.1	1.0	1.0	○
緑　川	上杉堰*	A	2	1.5	1.7	1.4	1.4	2.0	○
加勢川	大六橋*	A	2	1.4	1.3	1.6	1.3	1.3	○
天明新川	六双橋	B	3	1.8	1.3	1.9	1.3	1.2	○
合志川	芦原*	A	2	1.7	1.4	1.6	1.3	1.4	○
有明海	St-6(坪井川河口)	B	3	3.1	3.0	2.7	3.7	3.3	×
	St-8(緑川河口)	B	3	2.9	3.6	2.2	2.5	3.5	×
	St-7(白川地先) St-9(緑川地先)	A	2	2.9 2.4	2.7 2.4	2.3 1.7	2.8 1.9	2.9 2.9	×

備考　○：基準達成、×：基準未達成　下線がある数値：環境基準値超過、＊：国土交通省の調査地点

「BOD･COD の 75%水質値」とは、年間の日間平均値の全データを、その値の小さいものから順に並べ、0.75×ｎ（ｎは日間平均値のデータ数）番目のデータ値のこと。BOD・COD の環境基準の達成状況の評価は、この数値で行うこととされています。

千金甲橋(坪井川)、尾崎橋(井芹川)については平成 19 年度（2007 年度）に環境基準値の見直しが行われているため、見直し後の環境基準値を用いて昭和 55 年（1980 年）からの評価を行っています。また、平成 22 年度（2010 年度）から、合併した植木町の芦原も含めて集計しています。

■BOD（河川）・COD（海域）の環境基準達成率の推移

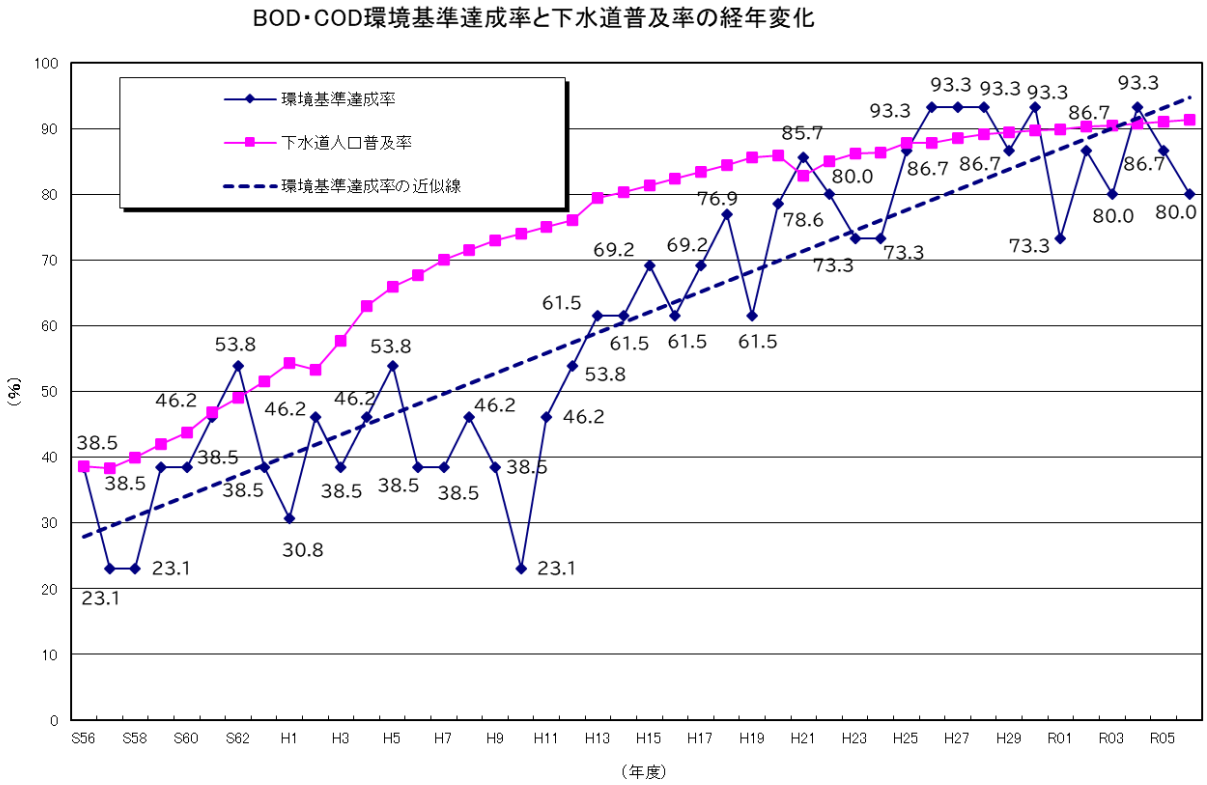

※下水道人口普及率の推移について、平成 20 年度（2008 年度）は合併した富合町区域分も含めて、平成 21 年度（2009 年度）からは合併した植木町・城南町区域分も含めて集計しています。

【公共用水域の調査地点と類型】

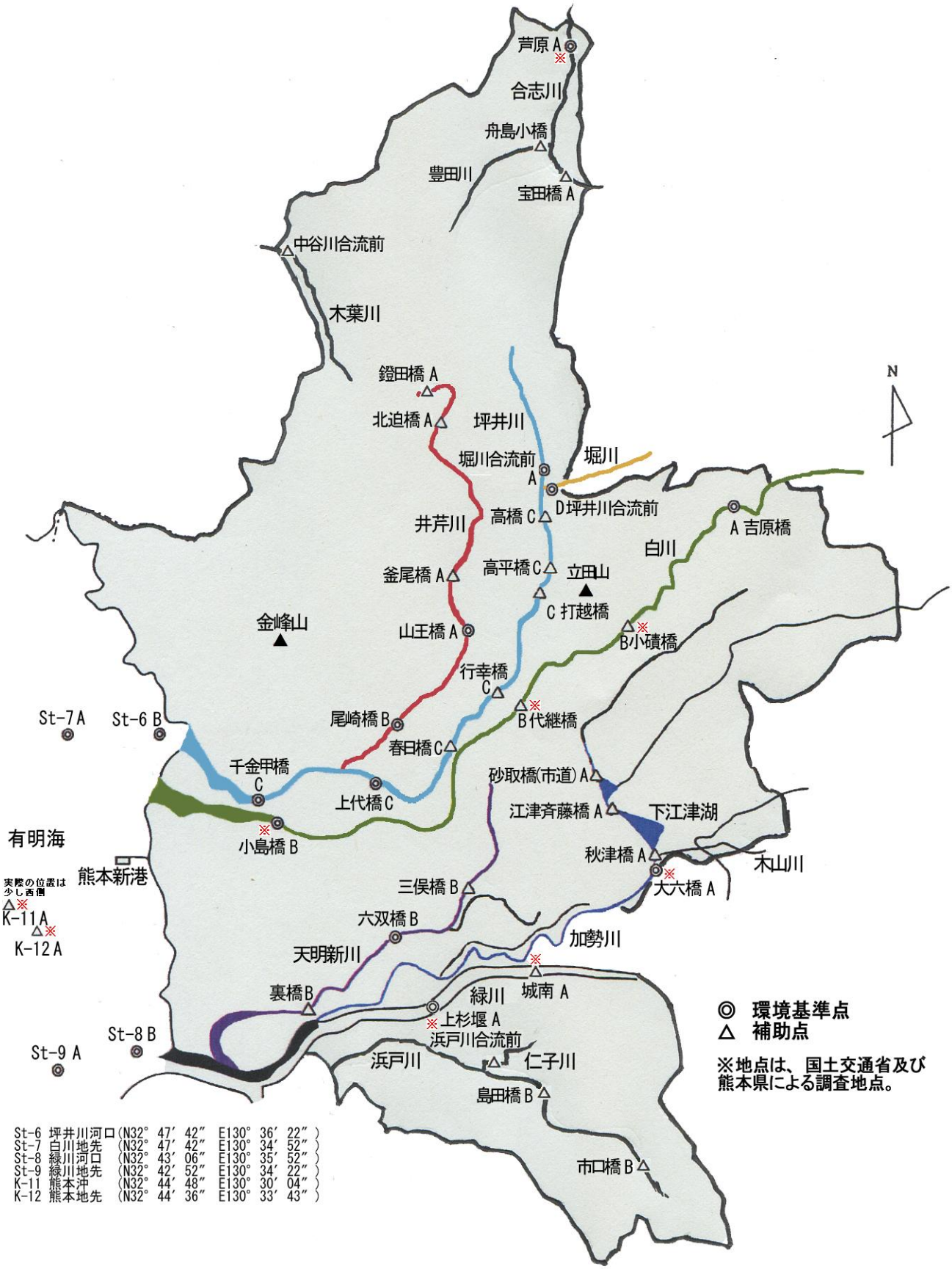

(2)　水質汚濁の防止

①　排水規制等の概要

本市域では、水質汚濁防止法、熊本県生活環境の保全等に関する条例、熊本県地下水保全条例及び熊本市公害防止条例に基づく排水基準等の規制により、工場・事業場による公共用水域の水質の汚濁を防止しています。

②　排水に関する規制や指導の状況

本市では、事業場が設置される際、設置者に対し、排水の処理等を適切に行い、排水基準を遵守するよう指導を行っています。

また、事業場に定期的に立ち入りを実施し、施設の管理状況の確認や排水の検査を行い、排水基準に適合しない事業場には行政指導や改善命令等の処分を行っています。

令和 6 年度（2024 年度）は、延べ 31 事業場に対して立ち入りを実施しました。その結果、1 事業場で排水基準の違反があり、排水処理の改善等の指導を行いました。

(3)　水質汚濁事故対応

公共用水域、土壌、地下水において、重油等の油や有害物質の流出、へい死魚事故等の水質汚濁事故が発生した場合は、直ちに河川管理者等の関係機関と連携し、被害拡大の防止を実施するとともに、原因究明の調査を行い、原因者に対して再発防止に関する指導を行います。また、水質汚濁事故の発生を未然に防止するための啓発も行っています。

令和 6 年度（2024 年度）は 45 件の水質汚濁事故が発生し、対応を行いました。

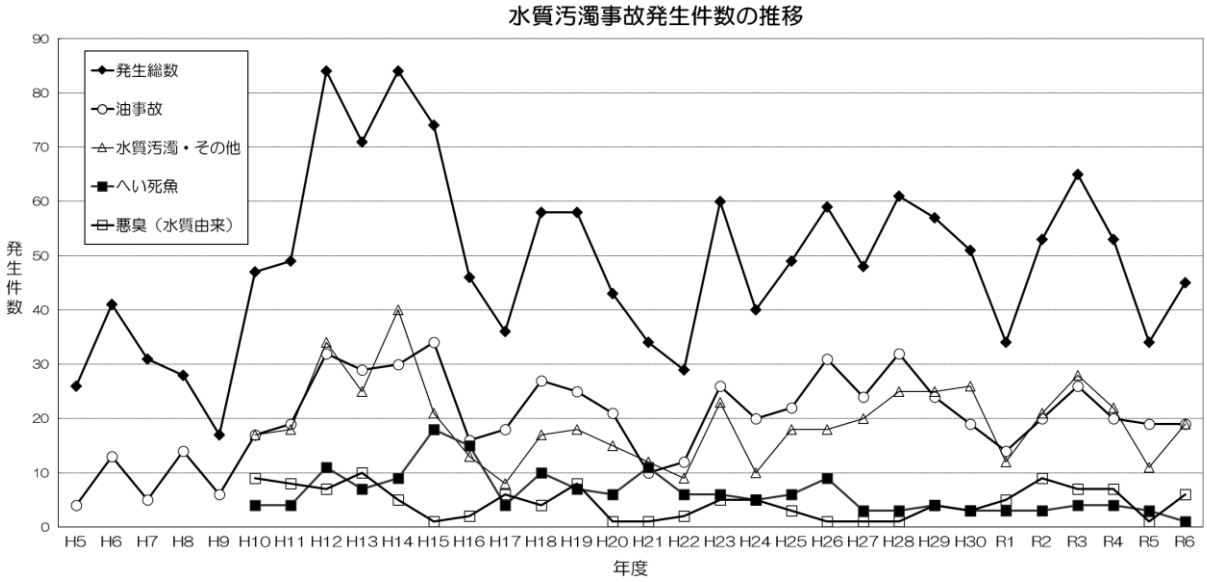

2　地下水の水質の保全

(1)　水質の監視

昭和 50 年代後半、全国的に工場・事業場に起因する地下水の汚染が確認される中、環境省が実施した昭和 57 年（1982 年）の地下水質調査によって、本市域内においても地下水汚染が判明したことから、地下水の水質調査を開始しました。

その後、平成元年（1989 年）の水質汚濁防止法の改正により、地下水の水質の常時監視が義務化され、水質汚濁防止法に基づく地下水質の調査を継続して実施しています。

地下水質の調査は、目的に応じて調査の種類を分けています。令和 6 年度（2024 年度）の調査実施状況と結果は、以下のとおりです。

【地下水質の調査の種類】

調査名		調査の目的	令和 6 年度（2024 年度）調査井戸本数（うち、基準値超過本数）
概況調査	新規概況調査（G 点）	未把握の地下水汚染を発見するため新たな地点を選定して行う調査	0 本
	定点監視調査（T 点）	定点（地域の代表地点）において、広域的な地下水質の動向を経年的に把握する調査	39 本（8 本）
	定点監視調査補助点調査（N 点）	定点監視調査を補う地点の調査（主に東部地域の硝酸性窒素を監視する調査）	21 本（0 本）
継続監視調査	汚染地区調査（M 点）	環境基準値を超過した汚染地区の地下水質の動向を継続的に把握するための調査	133 本（52 本）
	検出井戸周辺地区調査（K 点）	環境基準値は超過していないが汚染物質が検出された地区の地下水質の動向を継続的に把握するための調査	12 本（0 本）
汚染井戸周辺地区調査（S 点）		新たに発見された汚染の範囲を確認するための調査	0 本

【調査の主な流れ】

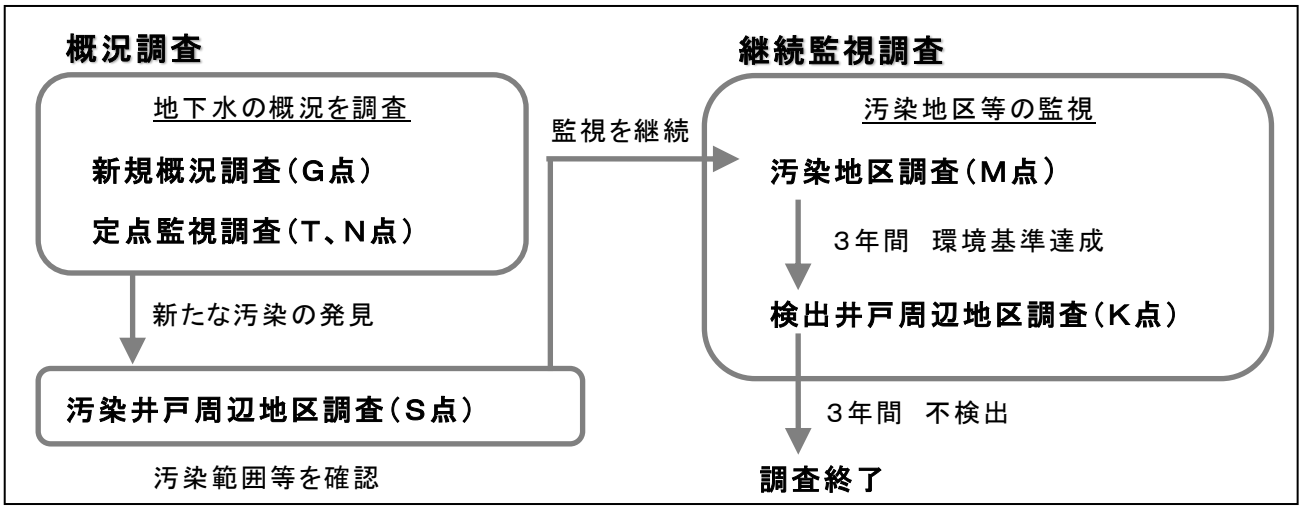

① 概況調査

地域の地下水質の概況を把握するための調査です。

ア 定点監視調査（T点）

定点（地域の代表地点）において、広域的な地下水質の動向を経年的に把握するための調査です。令和6年度（2024年度）は、39本の井戸で調査を実施しました。調査項目は、地下水の環境基準が定められている28項目※としました。

結果は、39本のうち、8本で環境基準値を超過しました。その内訳は、砒素3本、ふっ素6本、ほう素2本でした（重複する井戸あり）。

砒素、ふっ素、ほう素の環境基準値の超過は、熊本市の南部および南西部地域に見られる自然的要因による汚染であり、経年的な濃度の変動はほとんどありません。また、硝酸性窒素は、環境基準値の超過はないものの、主要な地下水帯である東部地域から江津湖周辺にかけて、経年的に濃度が上昇傾向を示しています。

※アルキル水銀については総水銀が検出されたときに調査することとしているため、通常は27項目を調査している。

※PCBは熊本市内を4年間で一巡するローリング調査を実施している。

イ 定点監視調査補助点調査（N点）

定点監視調査を補う地点の調査で、主に、主要な地下水帯である東部地域において硝酸性窒素を監視する調査です。また、平成27年度（2015年度）からは環境基準値未満ではありますが、比較的硝酸性窒素濃度が高い地点が存在する南区城南町においても調査をしています。

令和6年度（2024年度）は、21本の井戸で硝酸性窒素の調査を実施しましたが、環境基準値を超過した井戸はありませんでした。

② 継続監視調査

汚染地区等の地下水質の動向を監視するための継続的、経年的な調査です。

ア 汚染地区調査（M点）

環境基準値を超過した汚染地区の地下水質の動向を継続的に把握するための調査です。

令和6年度（2024年度）は、133本の井戸で調査を行いました。調査項目は、各汚染地区の汚染物質とその分解生成物としました。

結果は、調査を実施した133本のうち、52本の井戸で環境基準値を超過しました。その内訳は次表のとおりです。

市内十数か所に点在する有機塩素系化合物、ベンゼン、重金属、全シアンによる地下水汚染は、その濃度に応じて浄化対策や監視を継続して実施しています。

植木町地域、北部地域、北西部地域、東部地域に存在する硝酸性窒素による汚染は、各井戸の濃度を見ると、濃度が減少している地点・増加している地点が混在しており、現在のところ全体的な改善傾向は認められていません。

硝酸性窒素による汚染を改善するため、市では「第 4 次熊本市硝酸性窒素削減計画」に基づき対策を推進しています。

南部、南西部及び植木町地域に存在する砒素・ふっ素・ほう素による汚染は、自然的要因による汚染であり、引き続き地域全体の監視を継続します。

【令和 6 年度（2024 年度）継続監視調査における環境基準超過井戸数の内訳】

項目	調査井戸数	基準超過井戸数
有機塩素系化合物 （ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、1, 1, 1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1, 1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、1, 2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ）	31	8
ベンゼン	13	1
硝酸性窒素	60	21
全シアン	3	0
鉛	3	0
セレン	3	0
砒素	30	15
ふっ素	32	16
ほう素	26	0
全体	133	52

※有機塩素系化合物とは表中の括弧内の 6 項目を集計したもの
※重複があるため各項目の井戸数の合計と「全体」の井戸数は一致しない

【汚染地区調査における環境基準超過井戸本数の推移】

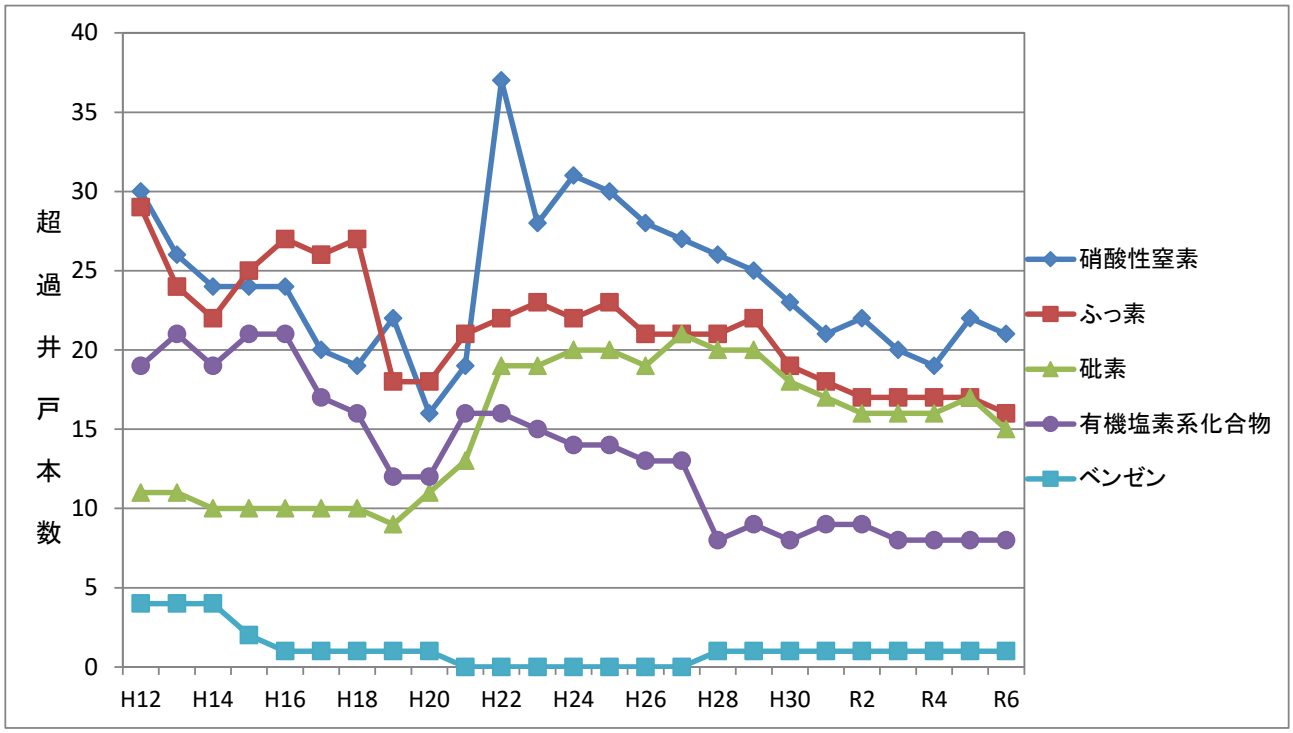

※平成 22 年度（2010 年度）から、合併した植木町、城南町分が追加

イ　検出井戸周辺地区調査（Ｋ点）

環境基準は超過していないが汚染物質が検出された地区、又は汚染地区調査において 3 年間環境基準を達成した地区の地下水質の動向を継続的に把握するための調査です。令和 6 年度（2024 年度）は、12 本の井戸で調査した結果、全ての井戸で環境基準値を達成していました。

③　まとめ

本市の地下水質の状況は、一部の地域に汚染がみられますが、全体としては良好な状態です。

これまでに判明した有機塩素系化合物やベンゼンによる局所的な地下水汚染については、その濃度に応じて浄化対策や監視を継続して実施しており、汚染範囲及び汚染濃度は改善しています。

硝酸性窒素による地下水汚染については、植木町地域、北部地域及び北西部地域において基準の超過がみられており、また、東部地域においては基準値以下であるものの濃度は上昇傾向にあることから、「第 4 次熊本市硝酸性窒素削減計画」に基づき対策を推進しています。

また、南部地域、南西部地域及び植木町地域においては、自然的要因による砒素・ふっ素・ほう素の汚染がみられています。

令和６年度（2024年度）地下 水 質 調 査 結 果 の 総 括 表

物質名			環境基準項目																										全体
			カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	クロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン	
環境基準値（mg/L 以下）			0.003	不検出	0.01	0.05	0.01	0.0005	不検出	0.02	0.002	0.004	0.002	0.1	0.04	1	0.006	0.01	0.01	0.002	0.006	0.003	0.02	0.01	0.01	10	0.8	1	0.05	
概況調査	新規調査（G）概況	調査井戸数																												
		検出井戸数																												
		超過井戸数																												
	定点監視調査（T）	調査井戸数	39	39	39	39	39	39	9	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39
		検出井戸数	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	32	36	0	39
		超過井戸数	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	2 (2)	0 (0)	8 (8)
	定点監視調査補助（N）	調査井戸数																								21				21
		検出井戸数																								21				21
		超過井戸数																								0 (0)				0 (0)
継続監視調査	汚染地区調査（M）	調査井戸数		3	3		31						31	31	31	6		31	24					14	3	62	33	26		133
		検出井戸数		0	0		20						3	4	3	0		11	15					1	1	61	33	26		113
		超過井戸数		0 (0)	0 (0)		15 (16)						0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)		4 (4)	4 (4)					1 (1)	0 (0)	21 (23)	16 (17)	0 (0)		52 (54)
	検出用井戸周辺調査（K）	調査井戸数											12	12	12			12	12											12
		検出井戸数											0	0	0			4	7											10
		超過井戸数											0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)	0 (0)											0 (0)
合計（計画分）		調査井戸数	39	42	42	39	70	39	9	39	39	39	82	82	82	45	39	82	75	39	39	39	39	53	42	122	72	65	39	205
		検出井戸数	0	0	0	0	29	0	0	0	0	0	3	4	3	0	0	15	22	0	0	0	0	1	1	108	65	62	0	183
		超過井戸数	0	0	0	0	19	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4	5	0	0	0	0	0	0	22	23	2	0	60

※検出井戸数とは、各項目が検出された井戸数。超過井戸数とは、各項目の環境基準値を超過した井戸数。検出井戸数には超過井戸数を含む。
※（　）内は前年度の調査で環境基準を超過した井戸の数。

地下水質調査結果

【定点監視調査（T点）】

調査項目　環境基準項目

調査実施井戸 39本

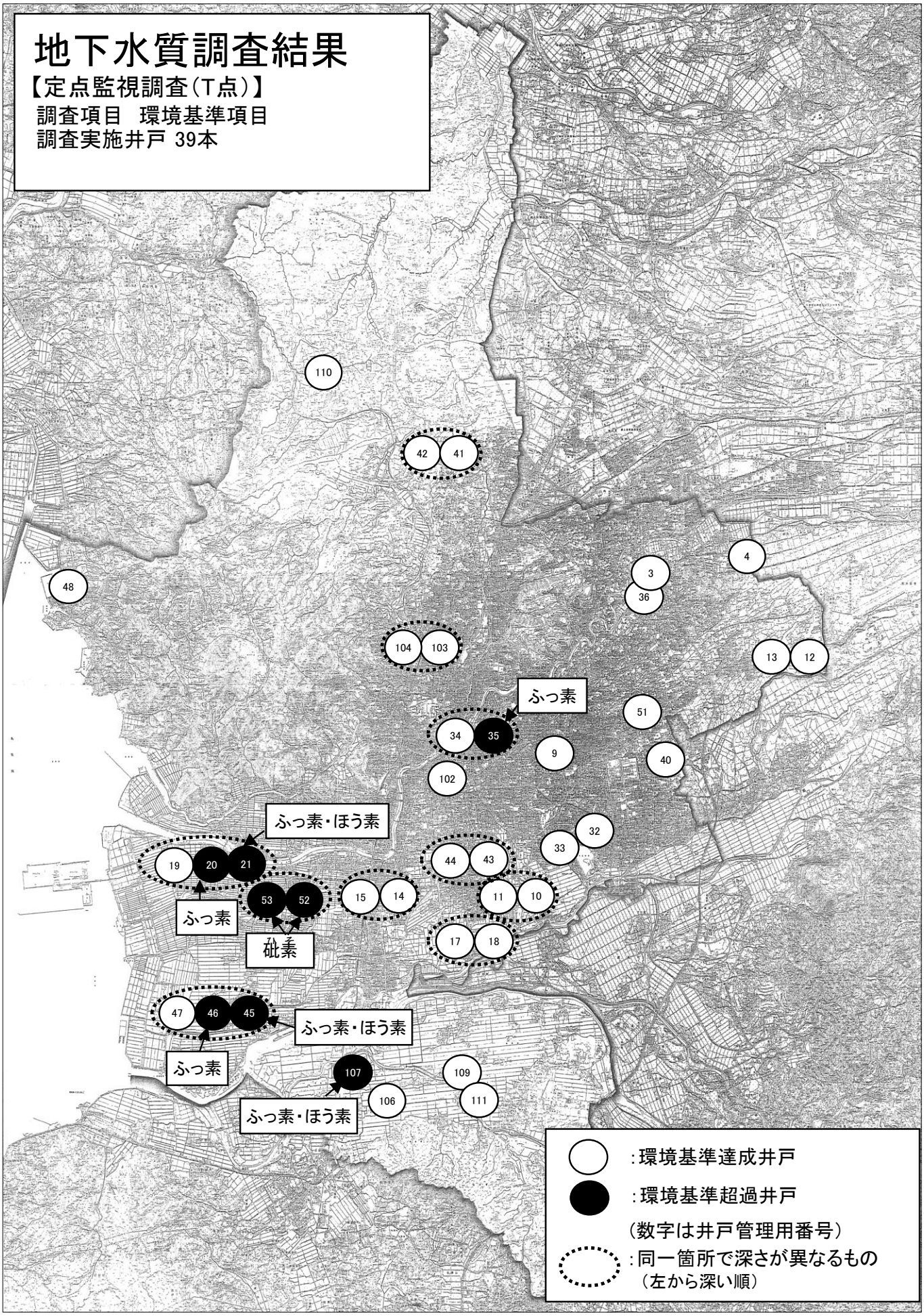

地下水質調査結果

【汚染地区調査(M点)】
調査項目　揮発性有機化合物
調査実施井戸 45本(熊本市調査分)
環境基準超過井戸 9本(熊本市調査分)

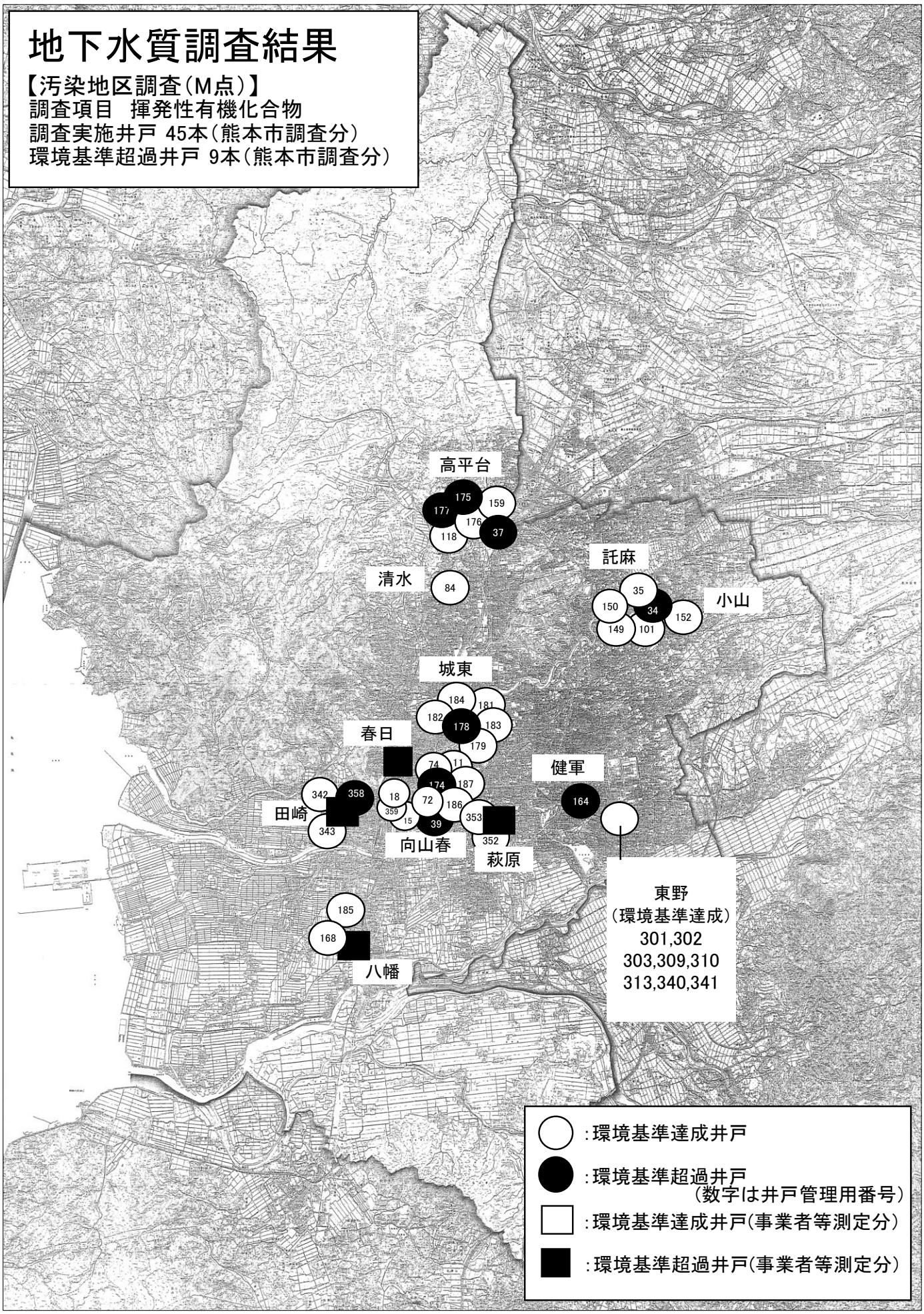

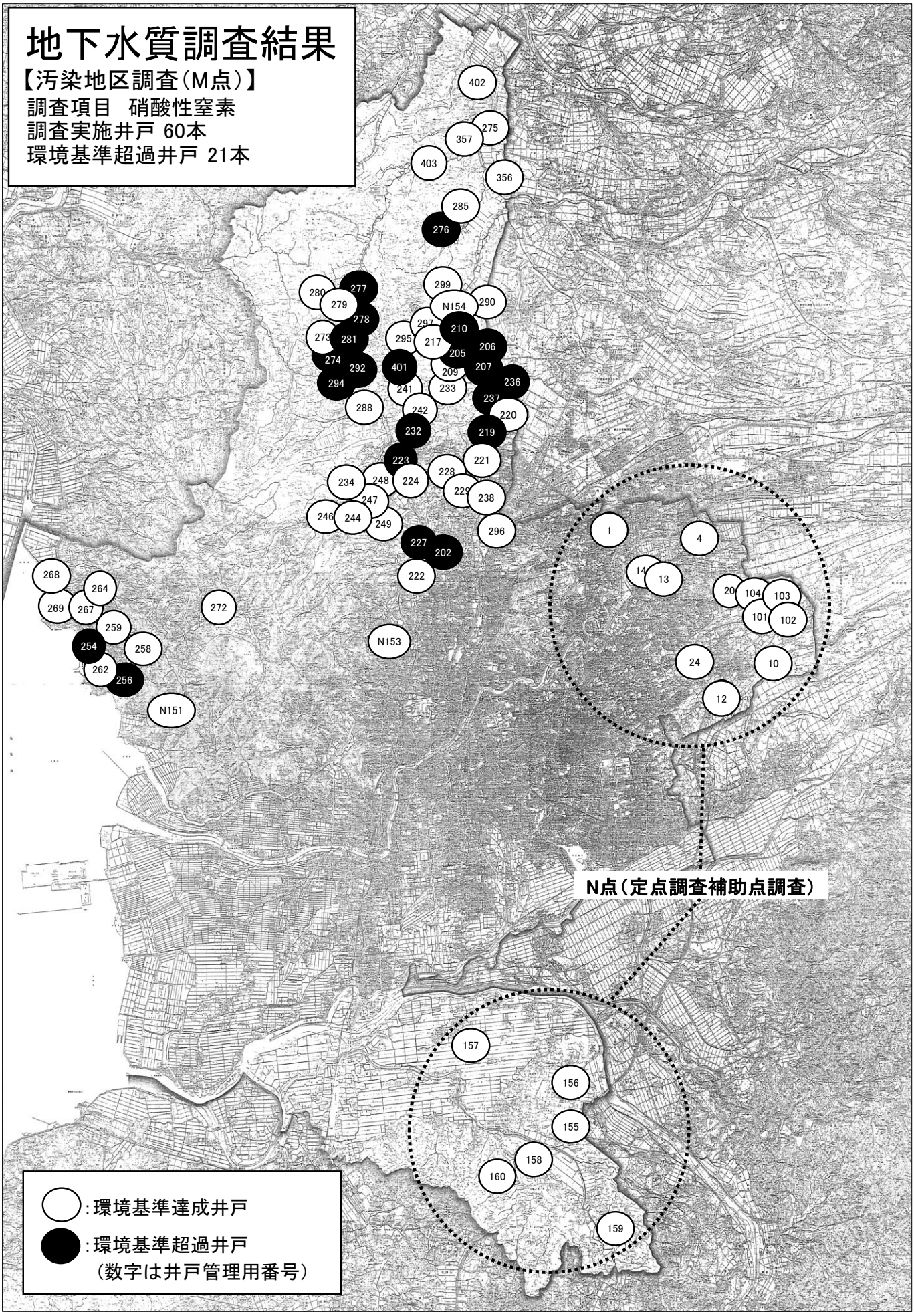
地下水質調査結果
【汚染地区調査(M点)】
調査項目　硝酸性窒素
調査実施井戸 60本
環境基準超過井戸 21本
402
275
357
403
356
285
276
280
277
279
278
299
N154
290
297
210
273
281
295
217
206
205
274
292
401
209
207
236
294
241
233
237
288
242
220
232
219
223
221
234
248
224
228
229
238
247
246
244
249
296
227
202
222
268
264
269
267
272
259
254
258
262
256
N153
N151
1
4
14
13
20
104
103
101
102
24
10
12
N点(定点調査補助点調査)
157
156
155
158
160
159
:環境基準達成井戸
:環境基準超過井戸
(数字は井戸管理用番号)

地下水質調査結果

【汚染地区調査（M点）】

調査項目　砒素・ふっ素・ほう素

調査実施井戸　32本

環境基準超過井戸　22本

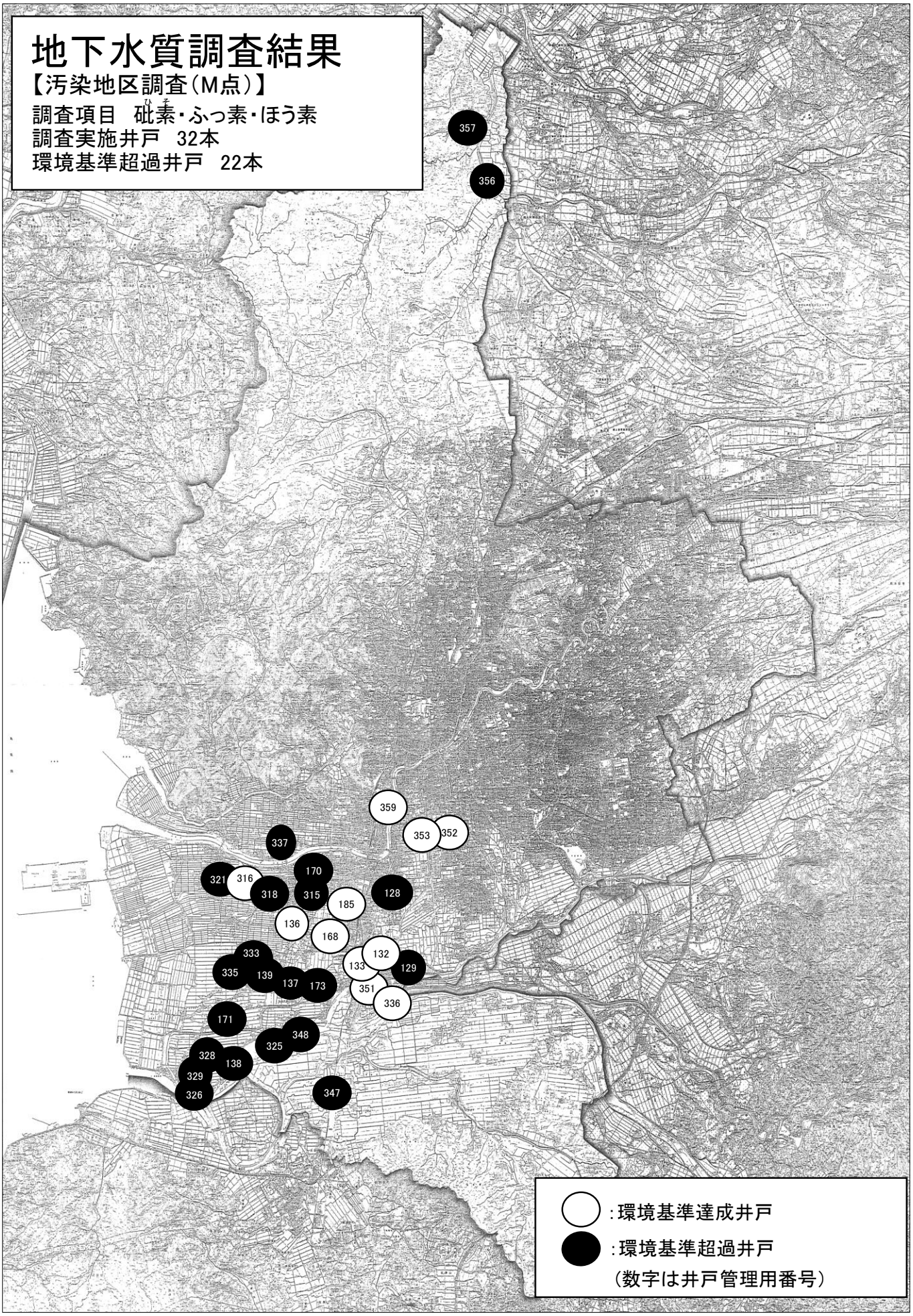

(2)　地下水汚染対策

本市において現在判明している地下水汚染は、工場・事業場等が原因である揮発性有機化合物等による汚染、畑地での過剰な施肥や家畜排せつ物の不適正処理などが原因である硝酸性窒素による汚染、また自然的な要因である砒素・ふっ素・ほう素による汚染があります。

地下水汚染が判明した場合は、まず飲用に関する指導を行います。そして、汚染の原因や濃度などに応じて、浄化や監視などの対策を行っています。

① 工場・事業場等が原因である地下水汚染対策

工場・事業場等が原因である地下水汚染は、有害物質が施設からの漏洩等によって地下へ浸透することで引き起こされます。地下水は一旦汚染されると、汚染物質が長期間にわたり残留し短期間では改善しません。

現在までに本市域で確認された地下水汚染事例は 25 件ありますが、浄化対策の実施等により改善が進んでいます。また、浄化対策を実施していない事例でも、自然的分解や希釈等によって環境基準値以下まで改善したことを確認しています。

また、平成 24 年（2012 年）に水質汚濁防止法が改正施行され、有害物質による地下水汚染の未然防止を目的として、有害物質を使用・貯蔵等する施設を設置する事業場は、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及びその結果の記録・保存を義務付ける規定等が新たに設けられました。対象となる事業者に対して指導を行い、地下水汚染の未然防止を推進しています。

また、本市では、有害物質や油を貯蔵又は使用等する事業場の構造的な基準等を定めた「熊本市地下水、土壌及び公共用水域の汚染防止対策要綱」を定めており、建築確認申請の事前指導時など機会を捉えて汚染防止に関する指導を行っています。

【本市における地下水汚染事例数】

地下水汚染事例		件数	備考
現在までに本市域で確認された地下水汚染事例		25 件	
	うち、地下水質が改善した事例	14 件 （古町地区、八王寺町地区、山ノ内地区、託麻東地区、桜木地区、若葉地区、長嶺地区、黒髪地区、新南部地区、尾ノ上地区、田崎Ａ地区、東野地区、西原地区、弓削地区）	地下水の環境基準を 3 年以上達成した場合に改善したと判断する。
	うち、現在も地下水が汚染されている事例	11 件 （次頁の表参照）	

【現在も地下水が汚染されている事例（工場・事業場等が原因であるもの）】

番号	汚染の所在地	汚染物質	最高地点濃度 (mg/L)		環境基準値 (mg/L)	対策実施状況 (R6年度末)
			R6年度の平均値	過去最高値 (年度)		
1	向山春竹地区	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.41	31 (H6)	0.01	市による地下水浄化対策実施中
2	清水町地区	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.82 (H26)	5.0 (H5)	0.01	事業者による地下水浄化対策準備中
3	高平台地区	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.25	330 (H3)	0.01	事業者による地下水浄化対策実施中
4	八幡地区	1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.015※	1.6※ (H23)	0.04	事業者による地下水浄化対策実施中
		ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.038※	0.043※(R4)	0.002	
		ふっ素	6.0※	9.5※ (H23)	0.8	
5	健軍地区	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.013	3.3 (S63)	0.01	浄化対策を終了し地下水監視
6	託麻西地区	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.026	0.11 (H4)	0.01	地下水監視
7	小山地区	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.0024	0.15 (H11)	0.01	地下水監視
8	城東地区	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.032	0.09 (H20)	0.01	地下水監視
9	萩原地区	全ｼｱﾝ	0.96※	10※ (H28)	検出されないこと (0.1未満)	地下水監視
		ｾﾚﾝ	0.012※	0.47※ (H26)	0.01	
		鉛	0.007※	9.2※ (R3)	0.01	
		ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	0.025※	0.16※ (H26)	0.01	
		砒素(ひそ)	0.02※	0.71※ (H25)	0.01	
		ふっ素	1.5※	3.1※ (H27)	0.8	
１０	春日地区	全ｼｱﾝ	0.1※	1.9※ (H25)	検出されないこと (0.1未満)	事業者による土壌汚染対策実施中
		ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	0.015※	0.59※ (H25)	0.01	
１１	田崎地区②	ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	0.025※	8.4※ (H27)	0.01	事業者による地下水浄化対策実施中

※印が付いている測定値は、事業者による自主調査によるもの

② 硝酸性窒素による地下水汚染対策

硝酸性窒素による地下水汚染は、畑地への過剰な施肥や家畜排せつ物の不適切な処理などが原因で発生することから、汚染源や汚染範囲が広範囲に及ぶことが多く、地下水を直接浄化する対策は技術的・経済的に非常に困難です。このため、汚染対策では、土壌に負荷される窒素の量を削減することが最も重要となります。

現在、本市では、植木町地域、北部地域、北西部地域及び東部地域において硝酸性窒素による汚染が確認されています。これまでの調査では、これらの地域の主な汚染の原因は、施肥または家畜排せつ物によるものと推定されています。

また、主要な地下水帯である東部地域から江津湖周辺にかけて、経年的に濃度が上昇傾向を示しています。

【地下水の硝酸性窒素濃度の経年変化】

（江津湖周辺）

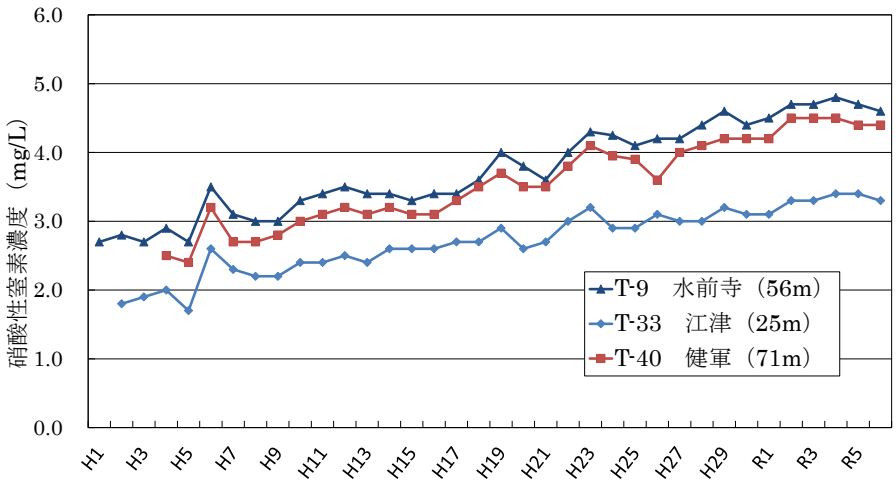

（東部地区）

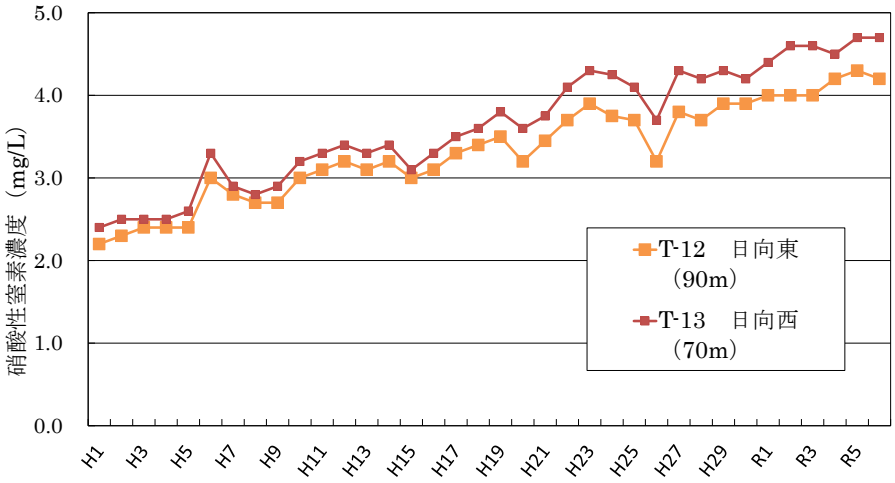

本市では、熊本県が平成 17 年（2005 年）に策定した「熊本地域硝酸性窒素削減計画」を受け、本市内における具体的対策を定めた「熊本市硝酸性窒素削減計画」（現在第 4 次：令和 2 年度～令和 6 年度）を策定し、本計画に掲げた目標の達成に向け、対策を推進しています。（下図参照）

また、本市の重要なかん養域である東部地域において家畜排せつ物の適正処理と広域流通を推進するため、家畜排せつ物処理施設（熊本市東部堆肥センター）の整備を行い、平成 31 年（2019 年）4 月から供用を開始しました。

硝酸性窒素による地下水汚染は熊本地域全体の問題であり、上流域と一体となって取り組む必要があることから、今後も熊本県及び熊本地域の市町村並びに関係者との連携を図りながら対策を推進していきます。

【第 4 次熊本市硝酸性窒素削減計画に基づく各種対策の体系図】

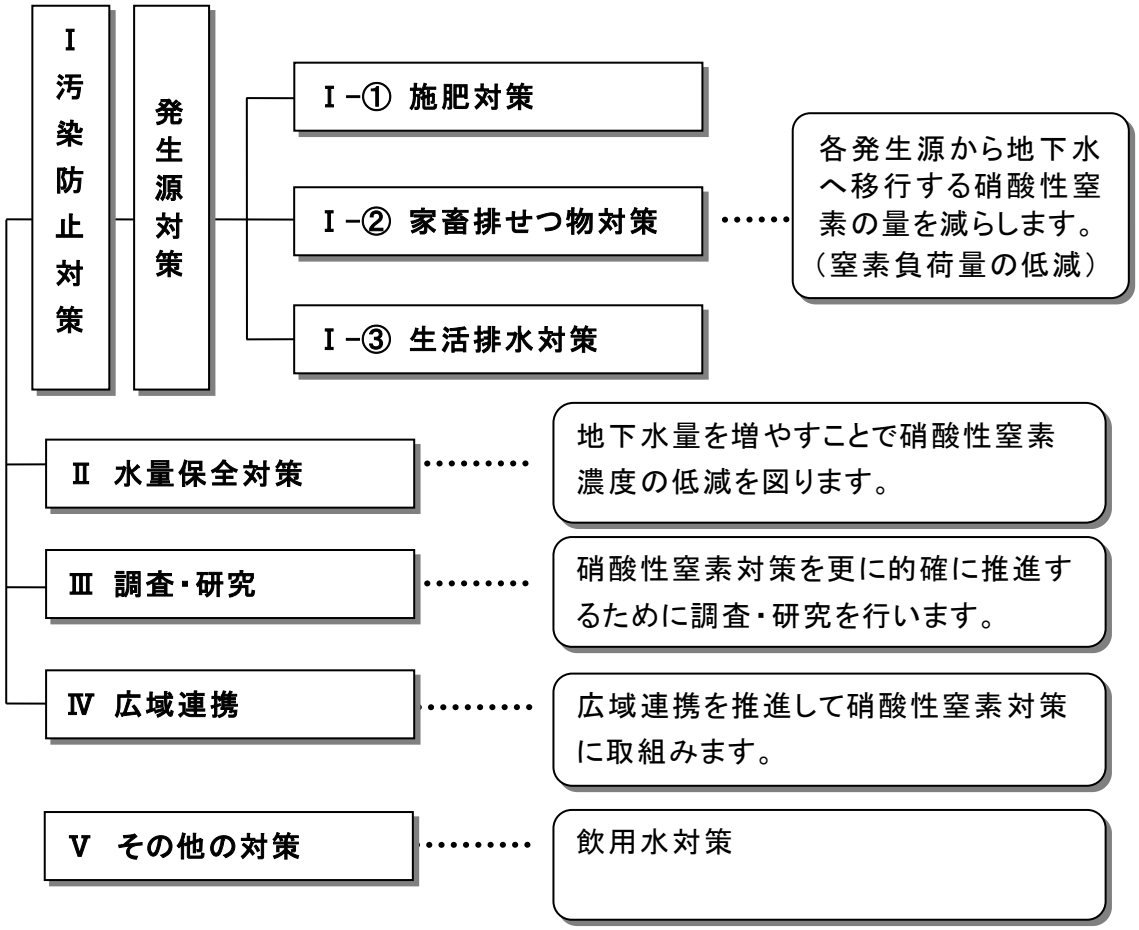

③　自然的要因による地下水汚染対策

本市の南部地域、南西部地域及び植木町地域には、砒素（ひそ）・ふっ素・ほう素による地下水汚染が確認されています。これは、自然的要因によるものと考えられています。これまでの調査では、比較的低濃度で、また経年的な濃度の変動はほとんどみられていません。

これらの地域では、飲用に関する啓発を行うとともに、今後も水質の監視を継続していきます。

3　有機フッ素化合物対策

(1)　指針値（暫定）超過への対応

国は、令和 2 年（2020 年）5 月に有機フッ素化合物（PFAS）の一種である PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）・PFOA（ペルフルオロオクタン酸）を「人の健康の保護に関する要監視項目」に位置付け、地下水及び公共用水域の「指針値（暫定）」を 50ng/L に定めました。

本市では、令和 4 年度（2022 年度）に地下水及び公共用水域の PFOS・PFOA の調査を実施し、市内 44 地点（河川 5 地点、地下水 39 地点）のうち、地下水の 2 地点（植木地区・白川地区）で指針値（暫定）超過を確認しました。

その後、市民所有の飲用井戸や周辺の地下水及び公共用水域を調査し、主に植木地区周辺で複数の指針値（暫定）超過井戸を確認し、また、井芹川上流域の複数地点においても指針値（暫定）超過を確認しました。

これを受け、令和 7 年（2025 年）2 月に「熊本市有機フッ素化合物対策専門家会議」を設置し、本市の地下水及び公共用水域から検出された有機フッ素化合物の原因究明等に向けた調査などを行っています。

(2)　地下水の調査

①　定点監視調査

令和 4 年度（2022 年度）から毎年度、定点監視井戸 39 本を対象に PFOS・PFOA の調査を実施しています。このうち、令和 4 年度（2022 年度）に指針値（暫定）超過を確認した植木地区と白川地区の 2 本の井戸については、年に 6 回の頻度で継続監視を実施しています。

令和 6 年度（2024 年度）に実施した継続監視の調査結果は以下のとおりです。

【令和 6 年度（2024 年度）定点監視井戸の継続監視調査結果】

（単位：ng/L）

調査地区	調査月	PFOS・PFOA（合計値）	PFOS	PFOA
植木地区	4 月	140	2 未満	130
	6 月	140	2 未満	140
	8 月	140	2 未満	140
	10 月	160	2 未満	160
	12 月	150	2 未満	150
	2 月	150	2 未満	150
白川地区	4 月	120	110	7
	6 月	120	110	7
	8 月	100	100	8
	10 月	120	110	7
	12 月	100	99	8
	2 月	110	100	8

② 飲用井戸等調査

令和５年（2023 年）５月から PFOS・PFOA の指針値（暫定）超過による市民の不安払しょくのため、市民所有の飲用井戸等の無償検査を開始しました。また、指針値（暫定）超過を確認した２地点（植木地区・白川地区）については「PFOS 及び PFOA に関する対応の手引き」に基づき、半径 500 メートル内の飲用井戸等の追加調査など原因究明に向けた調査を実施しました。

令和６年度（2024 年度）までの飲用井戸等の調査結果は以下のとおりです。

【令和６年度（2024 年度）までの飲用井戸等の調査結果】

指針値(暫定) 50ng/L との比較	濃度範囲 (ng/L)	件数 R5/3/15～R7/3/31
指針値(暫定)以下	50 以下	539
指針値(暫定)超過	51～100	38
	101～200	12
	201～300	6
	301～400	2
	401 以上	1
	小計	59
合計		598

(3) 公共用水域の調査

① 環境基準点等調査

令和4年度（2022年度）から5河川（井芹川・坪井川・白川・加勢川・天明新川）の環境基準点等を対象にPFOS・PFOAの調査を実施しています。

令和6年度（2024年度）の環境基準点等の調査結果は以下のとおりです。

【令和６年度（2024 年度）環境基準点等の調査結果】

（単位：ng/L）

	調査月	PFOS・PFOA （合計値）	PFOS	PFOA
井芹川（尾崎橋）	１月	25	２未満	23
坪井川（高橋）	７月	16	２未満	14
	１月	14	２未満	12
坪井川（上代橋）	７月	16	3	12
	１月	13	２未満	11
白川（吉原橋）	１月	４未満	２未満	２未満
加勢川（秋津橋）	１月	4	２未満	2
天明新川（六双橋）	１月	4	2	2

※ 半導体関連企業進出に伴う水質監視強化のため、令和5年度（2023年度）から坪井川（高橋・上

代橋）は年に2回測定を実施しています。

② 井芹川上流域調査

令和4年度（2022年度）の環境基準点等調査で、井芹川で他の河川よりも濃度が高い傾向を確認したため、令和5年度（2023年度）に井芹川の上流域から下流域の追加調査を実施しました。その結果、井芹川上流域を中心に指針値（暫定）超過が確認されたため、令和6年（2024年）3月に井芹川上流域の詳細調査を実施し、以降、年4回の頻度で継続調査を実施しています。

令和6年度（2024年度）までの井芹川上流域の調査結果は以下のとおりです。

【井芹川上流域の調査地点】

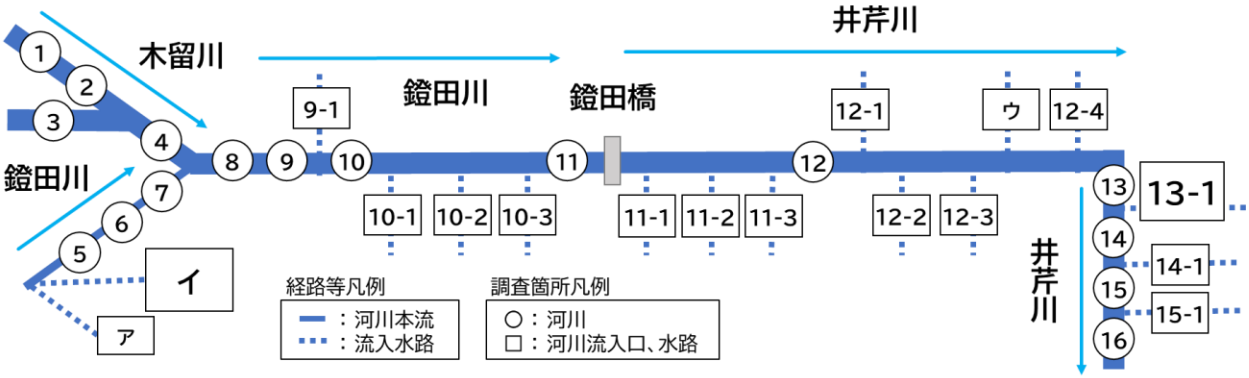

【令和 6 年度（2024 年度）までの井芹川上流域の調査結果】

（単位：ng/L）

調査日	1	2	3	4	ア	イ	5	6	7	8	9	10	10-1	10-2	10-3	11
R6.3.1	＜4	70	9	35	81	340	60	56	53	26	17	21	47	－	89	75
R6.7.9	－	73	18	24	72	360	61	73	－	－	52	53	－	－	－	－
R6.11.3	－	－	15	18	89	450	64	69	66	51	55	42	66	－	100	98
R7.2.3	6	48	15	23	91	400	82	53	52	38	－	20	62	－	92	99

調査日	11-1	11-2	11-3	12	12-1	12-2	12-3	ウ	12-4	13	13-1	14	14-1	15	15-1	16
R6.3.1	84	83	80	66	17	83	17	75	65	65	220	60	10	62	23	51
R6.7.9	－	－	－	63	68	94	－	－	130	92	660	130	54	96	38	87
R6.11.3	100	100	100	86	13	110	27	90	150	90	600	93	14	95	30	93
R7.2.3	97	96	95	77	12	89	24	84	70	68	400	70	9	72	25	60

※ 「<4」は定量下限値未満であることを示す。

※ 「-」は水量が極めて少ない等により欠測とした地点を示す。

4　土壌汚染対策

(1)　土壌汚染対策法の施行状況

土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等による土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する目的で、平成 15 年（2003 年）2 月に「土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）」が施行されました。

①　土壌汚染状況調査

同法では、26 種類の特定有害物質を使用等する特定施設（水質汚濁防止法に規定するもの）を廃止したとき（法第 3 条第 1 項）、一定規模以上の土地※2 の形質の変更を行う際にその土地に土壌汚染のおそれがあるとき（法第 4 条第 1 項）などに、その土地の所有者等に対して土壌汚染状況調査の実施及び報告を義務付けています。

②　要措置区域等の指定等

土壌汚染状況調査結果の報告から土壌汚染が判明した場合、土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事（本市を含む、土壌汚染対策法施行令で定める指定都市の場合は市長。以下「市長」という。）が認めるときは「要措置区域」、健康被害が生ずるおそれがないときには「形質変更時要届出区域」として、区域を指定・公示することとなっています。

③　汚染除去等計画の作成及び提出の指示

「要措置区域」については、市長が土地の所有者等に対して講ずべき汚染の除去等の措置を示し、汚染除去等計画を提出すべきことを指示することとされています。

④　指定の解除

区域の指定を受けた土地②について、汚染の除去等の措置により指定の理由がなくなったときには、当該区域の指定は解除されます。

【熊本市における土壌汚染対策法の施行状況】

①　土壌汚染状況調査	累積件数（R6 年度実績）
有害物質を使用等する施設を使用廃止した時の土壌汚染状況調査実施件数（法第 3 条第 1 項）	19 件（1 件）
上記調査が免除※1 されている土地の件数（法第 3 条第 1 項ただし書）	31 件（0 件）
法第 3 条第 1 項ただし書の土地で、900m^2 以上の土地の形質の変更を行う際の土壌汚染状況調査実施件数（法第 3 条第 8 項）	6 件（1 件）
一定規模以上の土地※2 の形質の変更を行う際、土壌汚染のおそれがある土地の土壌汚染状況調査実施件数（法第 4 条）	45 件（0 件）

土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査実施件数(法第5条)	0件(0件)

※1 引き続き工場・事業場として使用する場合等は調査義務が一時的に免除される。
※2 現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では900㎡以上、それ以外の土地では3,000㎡以上

② 区域の指定等	累積件数※(R6年度実績)
「要措置区域」に指定された件数（法第6条）	14件（1件）
「形質変更時要届出区域」に指定された件数（法第11条）	26件（1件）

※指定が解除された区域を含む

③ 汚染除去等計画の提出等の指示	累積件数(R6年度実績)
土地所有者等に対して汚染除去等計画の提出等を指示した件数（法第7条第1項）	13件（1件）

④ 指定の解除	累積件数(R6年度実績)
「要措置区域」の指定が解除された件数（法第6条第4項）	11件（1件）
「形質変更時要届出区域」の指定が解除された件数（法第11条第2項）	4件（0件）

(2) 自主的な土壌汚染調査や措置への対応

土壌汚染対策法の施行後、土地取引の際などに自主的な土壌調査や措置を実施する例が増えています。市では、自主的な調査や措置に対して必要な助言や指導などを行っています。

また、自主的な土壌調査の結果から土壌汚染が判明した場合、土壌汚染対策法に基づき市長へ要措置区域等への指定の申請（法第14条）をすることができます。

※令和6年度（2024年度）：1件

(3) 熊本市の自然的要因による土壌中の金属等の分布状況

土壌汚染状況調査において金属等の汚染が判明した場合、その要因が人為的か自然的かを判断する必要があります。

この判断の資料とすることを目的に、自然的要因による土壌中の金属等の分布調査を、平成19～23年度（2007～2011年度）の5年間で実施しました。

調査の概要及び結果は次のとおりです。

［調査の概要］調査内容：土壌溶出量調査、土壌含有量調査
調査項目：鉛、砒素、ふっ素、ほう素
調査深さ：5m

年度	地域	主な対象層	地点数
H19	東部	託麻砂礫層、保田窪砂礫層、低地堆積物	10 地点
H20	西部	低地堆積物、自然堤防堆積物	11 地点
H21	南部	保田窪砂礫層、低地堆積物、火砕流堆積物	9 地点
H22	中心部・北部	自然堤防堆積物、火砕流堆積物、託麻砂礫層	6 地点
H23	全体	低地堆積物、託麻砂礫層、火砕流堆積物、金峰山火山岩類	8 地点

地　域	調　査	調　査　結　果
東部地域 （託麻砂礫層） （保田窪砂礫層） （低地堆積物）	溶出量試験	○　ふっ素、ほう素は、託麻砂礫層、保田窪砂礫層、低地堆積物で検出された箇所があり、低地堆積物では溶出量基準を超過する地点も見られた。 ○　砒素は、検出された地点はなかった。 ○　鉛は、検出された地点があったが、溶出量基準を超過する地点はなかった。
	含有量試験	○　鉛は、含有量基準の 1/10 以上の含有があった地点があった。
西部地域 （低地堆積物） （自然堤防堆積物）	溶出量試験	○　ふっ素は、全ての地点で検出され、粘土・シルト層を中心に溶出量基準を超過する地点も見られた。 ○　ほう素は、全ての地点で検出されたが、溶出量基準を超過する地点はなかった。 ○　砒素は、検出された地点が数地点あった。 ○　鉛は、検出された地点はなかった。
	含有量試験	○　鉛は、含有量基準の 1/10 以上の含有があった地点が数地点あった。 ○　ふっ素・ほう素・砒素は、全ての地点で含有量基準の 1/10 以上の含有はなかった。
南部地域 （保田窪砂礫層） （低地堆積物） （火砕流堆積物）	溶出量試験	○　ふっ素は、全ての地点で検出され、溶出量基準を超過する地点も見られた。 ○　ほう素は、多くの地点で検出されたが、溶出量基準を超過する地点はなかった。 ○　砒素・鉛は、検出された地点が数地点あった。

	含有量試験	○　鉛は、含有量基準の 1/10 以上の含有があった地点が数地点あった。 ○　ふっ素・ほう素・砒素（ひそ）は、全ての地点で含有量基準の 1/10 以上の含有はなかった。
中心部、北部 （自然堤防堆積物） （火砕流堆積物） （託麻砂礫層）	溶出量試験	○　ふっ素は自然堤防堆積物、火砕流堆積物で検出された箇所があり、自然堤防堆積物では溶出量基準を超過する地点も見られた。 ○　ほう素・砒素（ひそ）が検出された地点があったが、溶出量基準を超過する地点はなかった。 ○　鉛は、溶出量基準を超過する地点が見られた。
	含有量試験	○　鉛は、含有量基準の 1/10 以上の含有があった地点が数地点あった。 ○　ふっ素・ほう素・砒素（ひそ）は、全ての地点で含有量基準の 1/10 未満の含有量であった。

土　壌　汚　染　対　策　法　の　概　要

調査の契機

法第３条

1. 有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき
2. １の調査免除※1を受けた土地で、900m²以上の土地の形質変更を行うとき等

法第４条

一定規模以上の土地※2の形質変更の届出の際に土壌汚染のおそれがあると市長が認めるとき

法第５条

土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると市長が認めるとき

法第１４条

自主調査において土壌汚染が判明した場合において土地所有者等が市長へ区域の指定を申請

※土壌調査は指定調査機関が、公正に法に則った方法で実施する必要がある

土地所有者等（所有者、管理者又は占有者）が指定調査機関に<u>土壌調査</u>を行わせ
その結果を市長へ報告

土　壌　の　汚　染　状　態　が　指　定　基　準　を　超　過　し　た　場　合

区域の指定

◆要措置区域◆

法第６条

土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

法第７条

汚染除去等計画の提出等を市長が指示

法第９条

土地の形質変更の原則禁止

摂取経路の遮断

◆形質変更時要届出区域◆

法第１１条

土壌汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む。）

法第１２条

土地の形質変更時に市長に計画の届出が必要

※1　有害物質使用特定施設の使用が廃止された場合であっても、引き続き工場・事業場として使用する場合等は調査義務が一時的に免除される（法第３条第１項ただし書）。

※2　現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では 900m² 以上、それ以外の土地では 3,000m² 以上の土地。

5　化学物質への対応

①　内分泌かく乱化学物質の環境濃度調査

内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）対策については、環境省において、平成 10 年（1998 年）から調査研究に取り組み、令和 4 年（2022 年）10 月には「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応－ EXTEND2022 －」が取りまとめられ、この対応方針に基づき各種、取組みが推進されています。

本市では、平成 11 年度（1999 年度）以降、公共用水域（河川）における調査を継続的に実施してきましたが、人の健康や魚類への影響が明らかになったことから、平成 20 年（2008 年）以降は、これまでの調査での検出状況も踏まえ、対象物質の見直しを行いながら調査を継続しています。令和 6 年度（2024 年度）は 2 物質（ポリ塩化ビフェニール類 （ＰＣＢ）、シマジン）について、9 地点で調査を実施しました（年 1 回）。その結果、全ての調査地点で環境基準値未満でした。

【令和 6 年度（2024 年度）環境ホルモン調査結果】

（単位：mg/L）

採水地点	ポリ塩化ビフェニール類（ＰＣＢ）	シマジン
吉原橋（白川）	0.0005 未満	0.0003 未満
堀川合流前（坪井川）	0.0005 未満	0.0003 未満
高橋（坪井川）	0.0005 未満	0.0003 未満
上代橋（坪井川）	0.0005 未満	0.0003 未満
千金甲橋（坪井川）	0.0005 未満	0.0003 未満
坪井川合流前（堀川）	0.0005 未満	0.0003 未満
山王橋（井芹川）	0.0005 未満	0.0003 未満
尾崎橋（井芹川）	0.0005 未満	0.0003 未満
六双橋（天明新川）	0.0005 未満	0.0003 未満

②　ダイオキシン類の環境濃度調査

ダイオキシン類については、平成 12 年（2000 年）1 月、その強い人体影響から、「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、環境基準や排出基準が設定されました。

本市では、同法に基づき、平成 12 年度（2000 年度）から公共用水域の水質・底質、地下水の水質及び土壌の監視調査を継続して実施しています。

令和 6 年度（2024 年度）は、市内 9 地点（水質は河川、海域及び地下水の 5 地点、底質は河川及び海域の 3 地点、土壌は 1 地点）で調査を実施しました。その結果、全ての調査地点で環境基準値未満でした。

【令和６年度（2024 年度）ダイオキシン類調査結果】

環境媒体	分類等	地点名	測定結果※	環境基準値
公共用水域水質	河川	山王橋（井芹川）	0.076	1pg-TEQ/L
		尾崎橋（井芹川）	0.078	
	海域	St-9（緑川地先）	0.081	
地下水質		力合地区（T-14）	0.055	
		御幸木部地区（T-17）	0.044	
公共用水域底質	河川	山王橋（井芹川）	0.46	150 pg-TEQ/g
		尾崎橋（井芹川）	0.39	
	海域	St-9（緑川地先）	2.0	
土壌	一般環境	中川鶴公園	0.042	1,000 pg-TEQ/g

※測定結果の単位は、水質については pg-TEQ/L、底質・土壌については pg-TEQ/g

③　事業者によるダイオキシン類自主測定結果について

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、特定施設の設置者は、排出水について、ダイオキシン類濃度を毎年 1 回以上測定し、市に報告することが義務付けられています。

本市内には、排出水の水質基準が対象となる特定施設をもつ事業場が 2 箇所あり、いずれも自主測定結果は、排出基準値を満たしていました。

【令和６年度（2024 年度）ダイオキシン類自主測定結果】

事業場名称	特定施設	施設数	測定結果※	水質排出基準値
南部浄化センター	下水道終末処理施設	1 施設	0.0028	10 pg-TEQ/L
東部浄化センター（西側排出口）	下水道終末処理施設	1 施設	0.0053	10 pg-TEQ/L
東部浄化センター（東側排出口）			0.00075	10 pg-TEQ/L

※測定結果の単位は、pg-TEQ/L

Ⅲ　地下水量の保全

1　水量監視

(1)　地下水位の観測

①　地下水位の現況

約 27 万年前から約 9 万年前まで、阿蘇火山は、4 度にわたる大爆発を繰り返し、隙間の多い溶岩を含む多くの火砕流を噴出しました。

その火砕流の上に、水を透し易い火山灰などが降りつもり、熊本地域の約 1,000 ｋ㎡に及ぶ地下水をはぐくむ地層が出来上がりました。

この地層は、隙間に富んだ地質からなるため、雨水を地下に透し易いという特徴があり、浸み込んだ水は、水を透しにくい基盤岩や、粘土層の上に貯えられ、地形にそって水位の高い方から低い方へ流れてゆきます。

阿蘇西麓に降った雨水や白川中流域の水田の水は地下へ浸透し、ゆっくりと流れてきて、熊本地域にとって大事な地下水となっています。

しかし、この地下水は私たちの目で見ることができないため、20 箇所 33 本の観測井戸を配置し、継続的な観測を行っています。

地下水位は常に一定ではなく、梅雨時期などの降水量が多くなる時期に水位の上昇が始まり、その後は水田をはじめとした耕作地や森林からの浸透水により、秋の稲刈り時期まで上昇が続きます。

その後、雨が少なくなる冬頃に、地下水位は緩やかに低下しはじめ、翌年の梅雨の前まで低下が続くという変化を繰り返します。

また、1 日の内でも、都市活動が始まる前の早朝が地下水位は一番高く、都市活動の開始とともに下降が始まり、夜になって地下水採取量が減る頃から、地下水位は上昇に転じます。

このように、周期的に上昇と下降を繰り返す地下水位ですが、10 年 20 年といった長期的な視点で見ると、緩やかに下降していました。近年、様々な節水への取組や地下水かん養対策などにより、ようやく一部を除き下げ止まり傾向が見られますが、この回復傾向を広範囲かつ持続的なものとするため、今後とも継続して地下水保全へ取り組んでいくことが重要です。

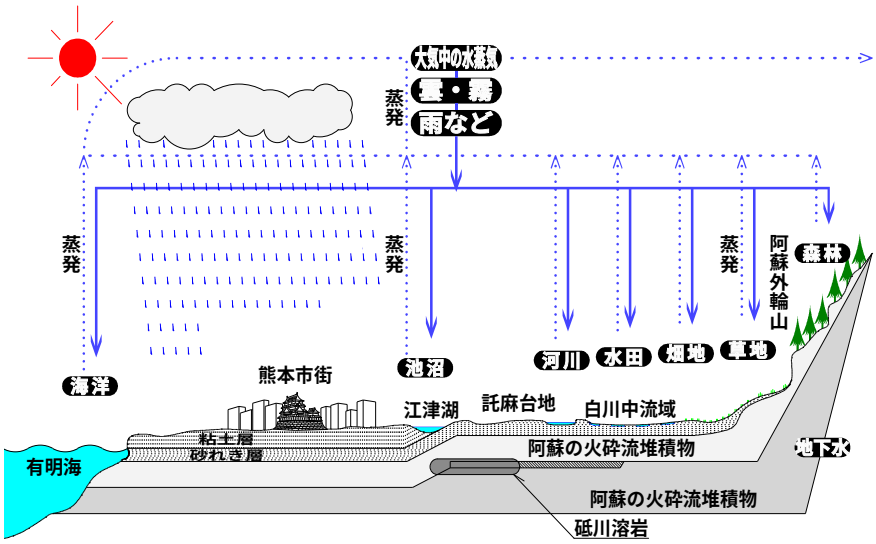

② 地下水位観測井の配置

市域における地下水の流れに沿って、地下水量を表していると思われる 20 箇所に 33 本の地下水位観測井を配置し、地下水位の常時観測を行っています。

これらの情報はホームページ上で公開しています。

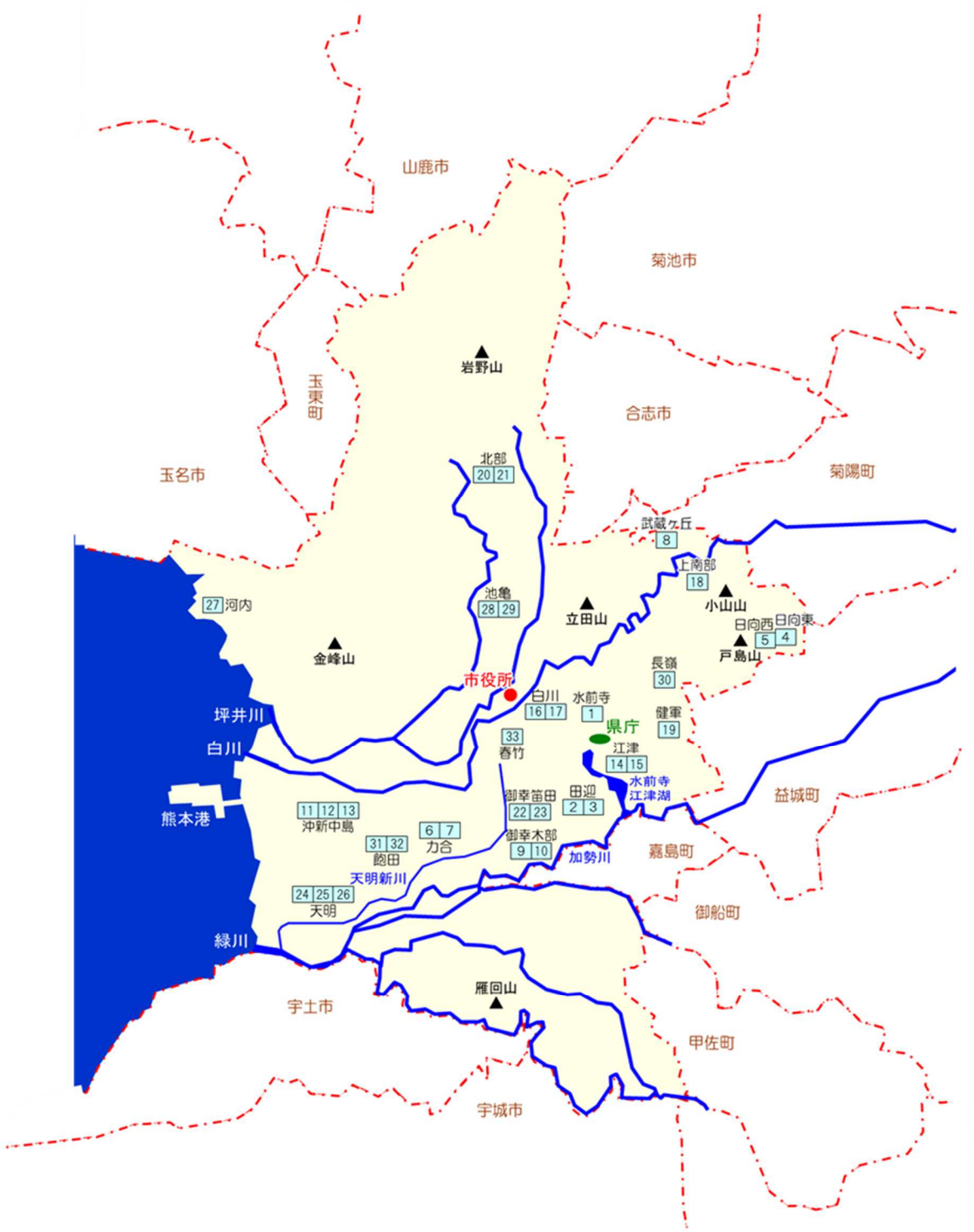

【地下水位観測井の一覧】

番号	地区名称	場所	構造			地盤高(m)	水準点(m)	観測開始年月日
			口径(mm)	深度(m)	ストレーナー位置(m)			
1	水前寺	中央区水前寺５丁目 （水前寺運動公園）	250～100	55.50	39.00～50.00		20.59	S61.9
2	田迎	南区良町４丁目８ （浜線健康パーク）	200	35.30	22.30～33.30		5.24	S62.2
3	〃	〃	250～100	110.00	97.00～108.00		5.24	S62.2
4	日向東	東区戸島町日向東 1380	350	90.00	60.00～90.00		78.06	S62.4
5	日向西	東区戸島町日向東 1445	350	70.00	65.00～70.00		67.74	〃
6	力合	南区刈草２丁目 10-1 （力合小学校）	200	45.70	31.70～42.70		5.24	S63.1
7	〃	〃	300～175	154.50	121.50～138.00		5.24	S63.1
8	武蔵ヶ丘	北区武蔵ヶ丘４丁目 19-1 （武蔵中学校）	250～100	100.00	86.50～97.50		80.62	S62.12
9	御幸木部	南区御幸木部１丁目４ （バス回転場）	300～150	111.80	95.30～106.30	3.61	3.77	H1.4
10	〃	〃	150	41.20	24.70～35.70	3.61	3.77	〃
11	沖新中島 No.1	西区中島町 538 （中島小学校）	200	15.00	6.75～12.25		2.72	H2.5
12	〃 No.2	〃	350～200	100.00	内53.3～64.3 外51.4～67.9		2.72	〃
13	〃 No.3	〃	200	210.00	127.50～149.50		2.72	〃
14	江津 No.1	東区健軍５丁目 14-2 （熊本市動植物園）	150	24.80				H2.6
15	〃 No.2	〃	150	25.00			6.93	〃
16	白川	中央区九品寺１丁目５ （井手の口公園）	250	65.40	39.50～55.40	14.43	14.65	H3.4
17	〃	〃	250	21.40	10.40～15.90	14.23	14.65	〃
18	上南部	東区上南部２丁目 21-1 （東部中学校）	200	110.00	71.39～93.45		75.12	H3.5
19	健軍	東区佐土原３丁目 1-43 （東町地域ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ）	250	70.80	48.00～59.00		34.17	H3.12
20	北部	北区鹿子木町 66 （北部まちづくりｾﾝﾀｰ・公民館）	250	60.00	54.00～59.50		91.69	H4.4
21	〃	〃	300～100	100.00	83.50～94.50		91.69	〃
22	御幸笛田	南区幸田２丁目４ （幸田まちづくりｾﾝﾀｰ・公民館）	350～200	80.00	内36.1～47.1 外34.7～51.2	5.27	5.67	H4.5
23	〃	〃	200	115.32	82.32～98.82	5.27	5.67	〃
24	天明 No.1	南区奥古閑町 3097 （天明配水場）	200	145.00	112.00～145.00	1.97	2.25	H5.5
25	〃 No.2	〃	350～200	93.00	内57.5～74.0 外53.2～75.2	1.97	2.25	〃
26	〃 No.3	〃	200	10.00	4.50～10.00	1.97	2.25	〃
27	河内	西区河内町船津 791 （河内交流室・公民館）	200	110.09	71.48～82.49		18.38	H5.4
28	池亀	西区池亀町３ （教育委員会所有地内）	200	36.0	19.5～30.5		12.16	H20.4
29	〃	〃	200	91.00	69.0～85.5		12.16	H20.4
30	長嶺	東区月出６丁目 2-147 （月出地域ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ）	125	137.00	120.50～131.50		37.06	H6.10
31	飽田	南区浜口町 65-7	250～125	109.00	内76.0～92.5 外71.9～93.7		3.48	H6.11
32	〃	〃	125	135.00	113.0～129.5		3.48	H6.10
33	春竹	中央区琴平１丁目 9-43 （春竹小学校）	200～100	55.00	44.0～55.0		10.55	S63.11

③　地下水位の年間変化

令和６年（2024 年）の年間降水量は 2,427.0㎜と平年（2,007.0㎜）を上回る降雨量でした。

全体的な地下水位の変化は、それぞれの地点ごとに年間変動幅は違うものの、平年と同様の季節毎に変化をしています。

白川中流域からの流れに沿う戸島（日向東）、長嶺、水前寺の地下水位は、降水量により例外もありますが、基本的に、５月が最も低く、水田のかんがいが始まる６月から 10 月まで上昇し、かんがいが終わる 10 月から翌年の５月まで緩やかに低下します。

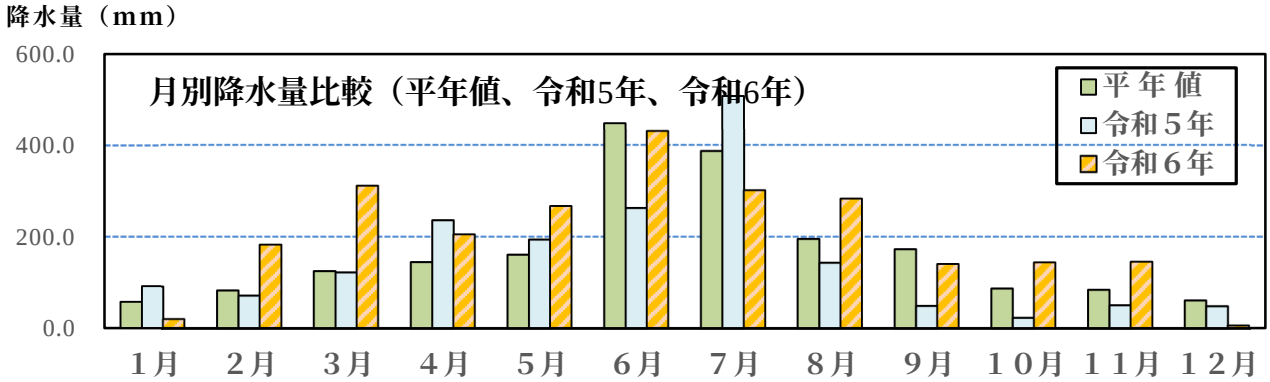

月別降水量（mm）													
	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	計
平年値	57.2	83.2	124.8	144.9	160.9	448.5	386.8	195.4	172.6	87.1	84.4	61.2	2007.0
令和５年	91.5	72.0	122.0	236.0	194.0	262.5	507.5	143.5	49.5	23.5	51.0	48.5	1801.5
令和６年	20.0	181.5	310.0	204.5	266.0	429.5	300.5	282.0	139.5	143.0	144.5	6.0	2427.0

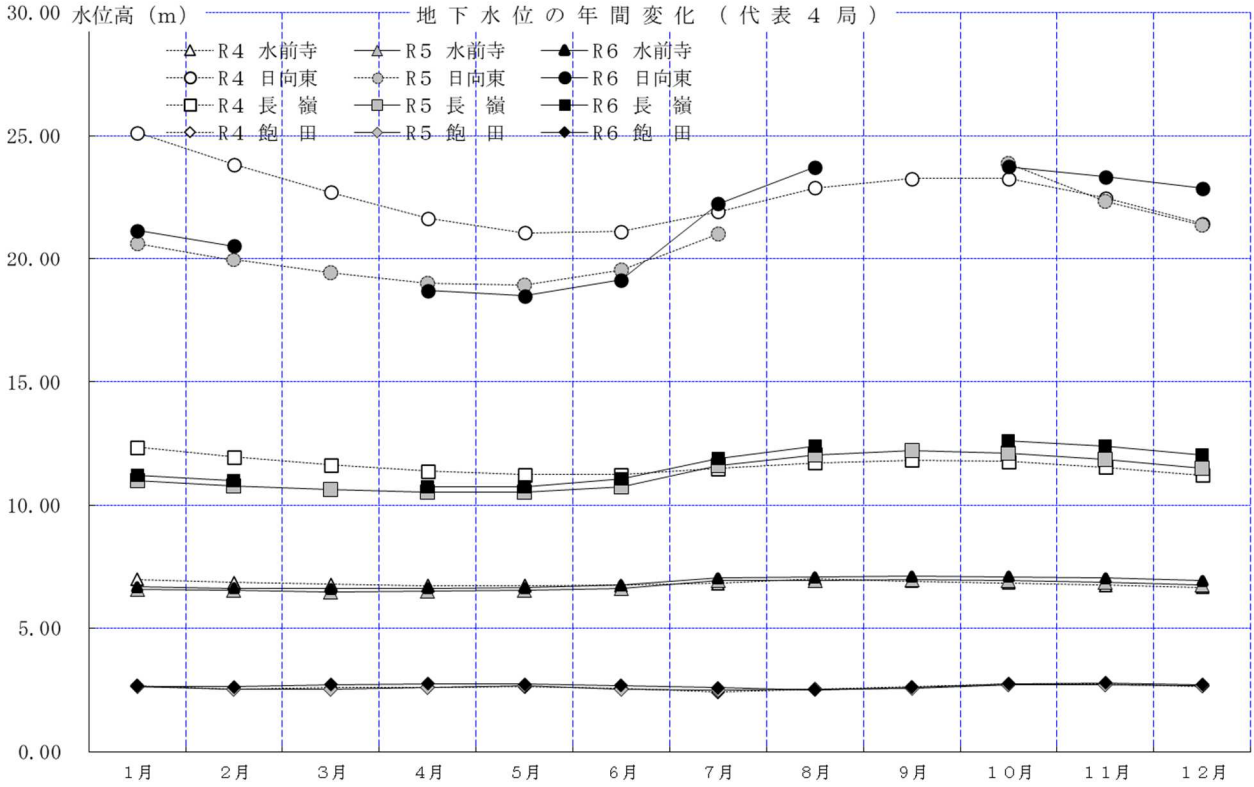

④　地下水位の経年変化

ホームページ上に表示している 4 地点の地下水位は、雨量等の影響により変動します。長期的な傾向を見ると、長嶺及び飽田観測井では観測開始以来、比較的安定した傾向を示しています。戸島（日向東）観測井では、長年続いた減少傾向から、上向きに転じつつあり、水前寺観測井では、減少傾向は緩やかになっているなど、回復傾向にある状況です。

【月別降雨量と観測井の水位経年変化】

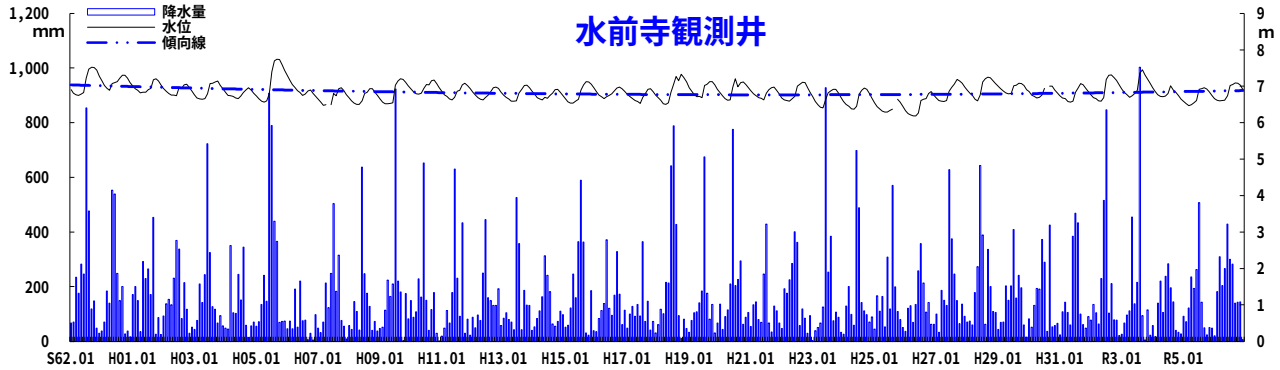

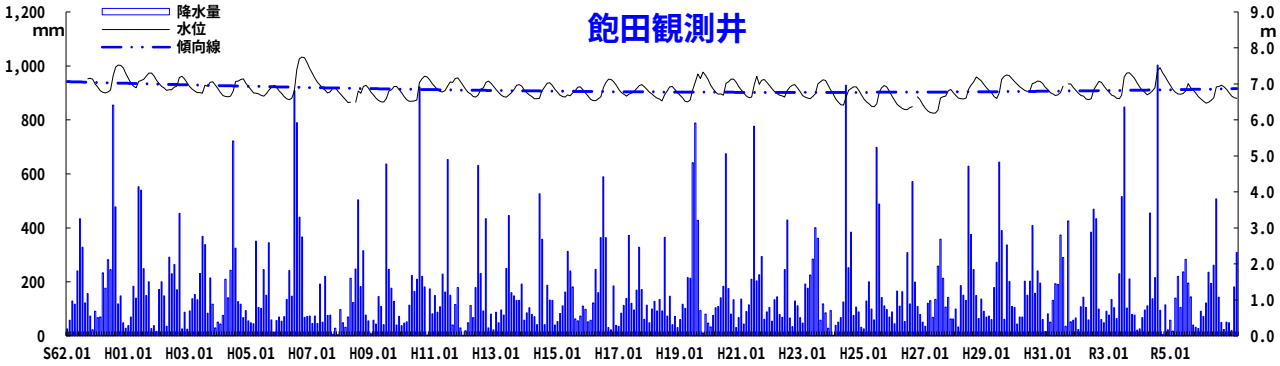

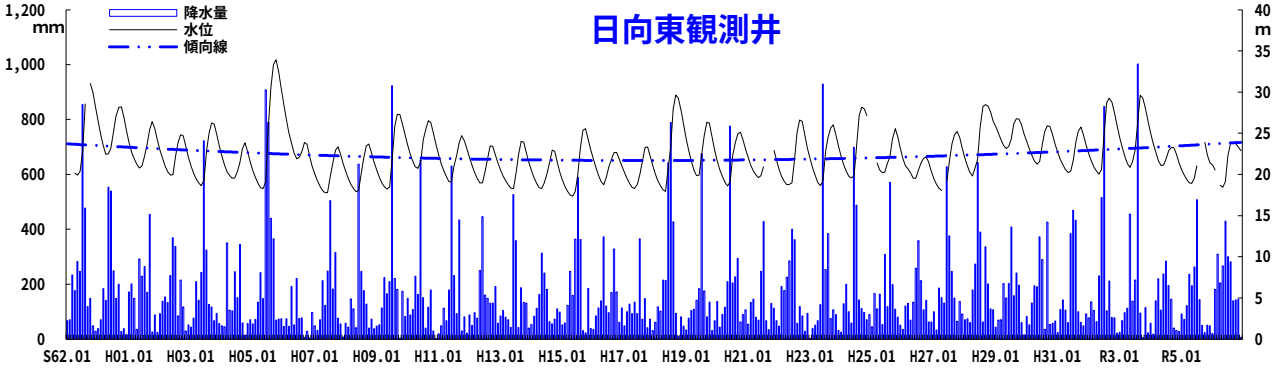

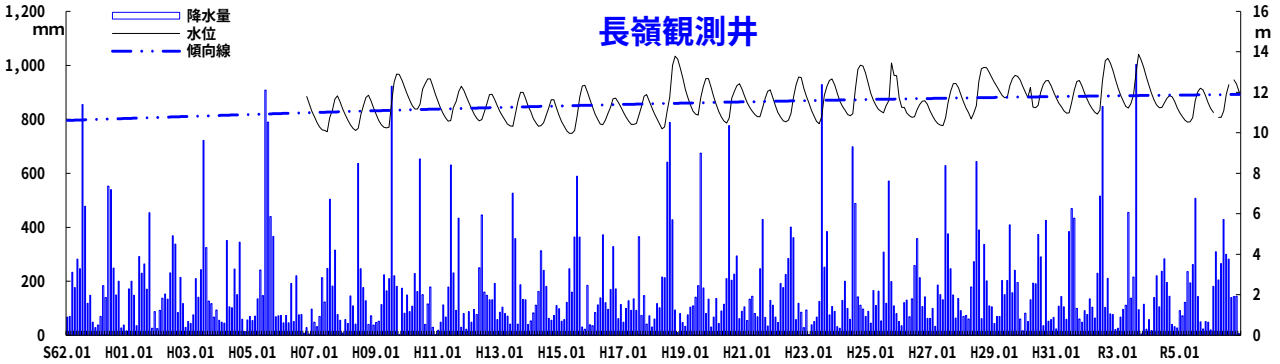

※　現在、地下水位は観測値をそのまま使用（記載）していますが、平成 28 年（2016 年）4 月の熊本地震以降の地下水位については、各地点の地盤高が変動しているため、熊本大学および（公財）くまもと地下水財団の調査解析データを考慮し、表記しています。

(2)　地下水採取量の調査

①　地下水採取量の経年変化

熊本県地下水保全条例及び熊本市地下水保全条例に基づく採取量報告の集計によると、昭和 53 年度（1978 年度）から一時減少傾向を示したものの、昭和 50 年代後半には増加に転じ、昭和 60 年代以降は再び減少傾向にあります。現在は、最も採取量の多かった昭和 59 年度（1984 年度）の約 66%となっています。

また、井戸本数についても、昭和 50 年代末から減少を続けており、現在はピーク時である昭和 58 年度（1983 年度）の約 57%です。

【地下水採取量の経年変化】

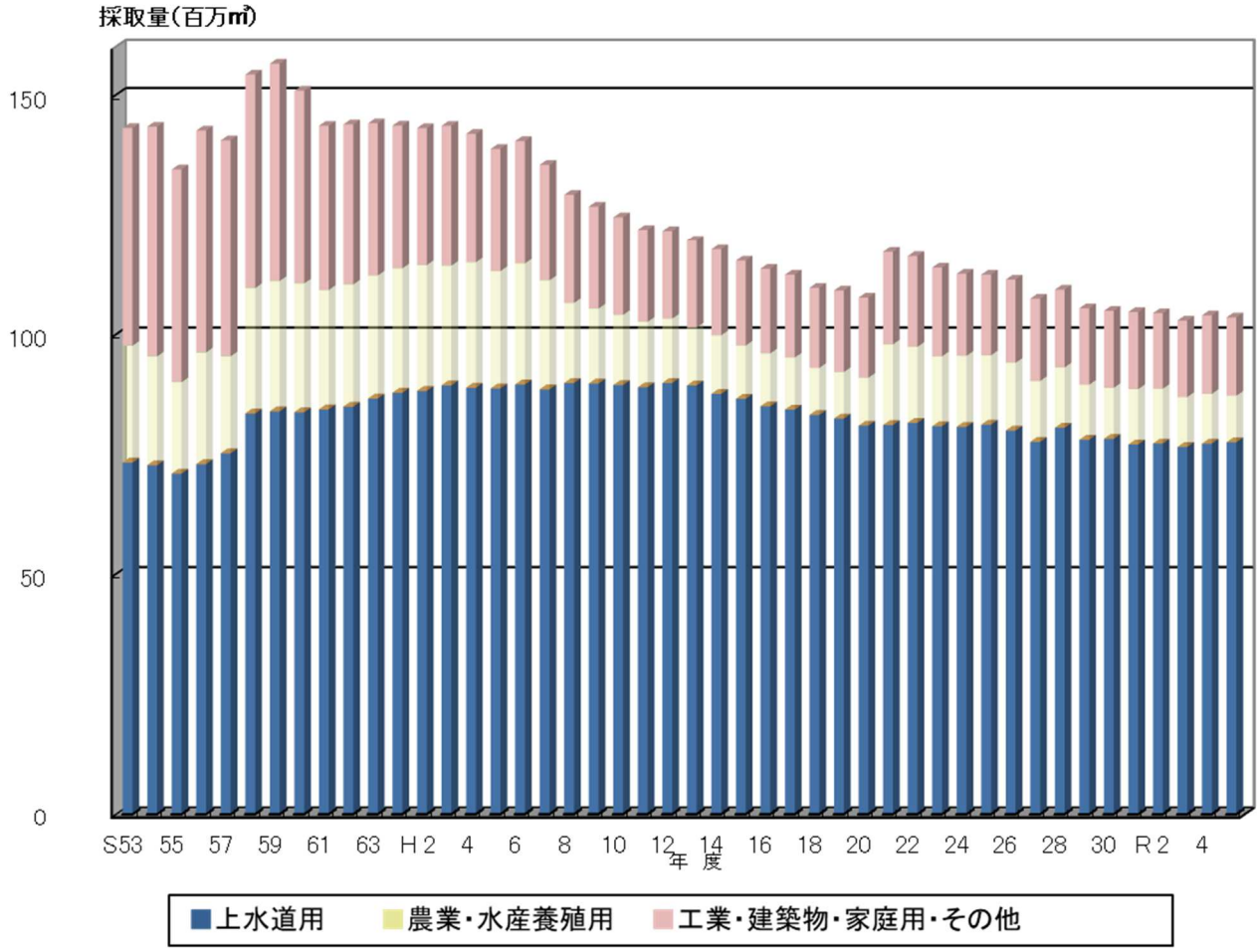

※　昭和53年度から昭和57年度は旧飽託四町を含まない。
昭和58年度からは旧飽託四町(旧北部町・旧河内町・旧飽田町・旧天明町)を、
平成20年度からは旧富合町を、平成21年度からは旧城南町・旧植木町を含む。

【地下水採取量の経年変化】

年度	上水道用			農業・水産養殖用			工業・建築物・家庭用・その			合計		
	井戸本数（本）	一日平均採取量（m³）	年間採取量（m³）	井戸本数（本）	一日平均採取量（m³）	年間採取量（m³）	井戸本数（本）	一日平均採取量（m³）	年間採取量（m³）	井戸本数（本）	一日平均採取量（m³）	年間採取量（m³）
S53	60	200,603	73,219,982	1,506	66,386	24,230,772	1,605	124,259	45,354,389	3,171	391,247	142,805,143
54	61	198,515	72,656,468	1,499	61,712	22,586,670	1,598	130,684	47,830,243	3,158	390,911	143,073,381
55	64	194,314	70,924,519	1,495	51,999	18,979,465	1,600	121,409	44,314,286	3,159	367,721	134,218,270
56	68	199,704	72,891,888	1,489	63,506	23,179,870	1,546	126,599	46,208,490	3,103	389,809	142,280,248
57	70	205,882	75,147,089	1,484	55,068	20,099,649	1,487	123,296	45,003,038	3,041	384,246	140,249,776
58	95	227,852	83,393,658	1,783	71,099	26,022,316	1,551	121,522	44,476,977	3,429	420,473	153,892,951
59	94	229,648	83,821,384	1,790	74,099	27,046,098	1,533	124,043	45,275,722	3,417	427,790	156,143,204
60	93	229,160	83,643,525	1,777	73,211	26,721,883	1,539	110,053	40,169,200	3,409	412,424	150,534,608
61	93	230,826	84,251,572	1,792	67,834	24,759,571	1,520	93,829	34,247,517	3,405	392,489	143,258,660
62	95	231,721	84,809,780	1,747	69,246	25,343,933	1,435	91,272	33,405,678	3,277	392,239	143,559,391
63	97	236,920	86,475,887	1,702	70,012	25,554,443	1,391	86,994	31,752,763	3,190	393,926	143,783,093
H1	97	240,236	87,686,239	1,679	70,729	25,816,102	1,323	81,630	29,794,858	3,099	392,595	143,297,199
2	97	241,312	88,078,856	1,636	71,533	26,109,630	1,290	78,302	28,580,082	3,023	391,147	142,768,568
3	97	243,802	89,231,580	1,631	67,814	24,819,963	1,269	79,807	29,209,360	2,997	391,423	143,260,903
4	95	243,064	88,718,440	1,564	71,402	26,061,762	1,202	73,455	26,810,994	2,861	387,921	141,591,196
5	94	242,709	88,588,712	1,560	66,651	24,327,733	1,190	69,993	25,547,582	2,844	379,353	138,464,027
6	94	244,942	89,403,718	1,555	68,911	25,152,528	1,271	69,988	25,545,491	2,920	383,840	140,101,737
7	94	241,495	88,387,232	1,530	61,889	22,651,274	1,266	65,909	24,122,788	2,890	369,293	135,161,294
8	86	245,853	89,736,455	1,445	45,460	16,592,936	1,266	62,021	22,637,789	2,797	353,335	128,967,180
9	89	245,530	89,618,473	1,433	42,607	15,551,453	1,251	58,423	21,324,397	2,773	346,560	126,494,323
10	91	244,674	89,306,045	1,311	39,851	14,545,431	1,196	55,944	20,419,673	2,598	340,469	124,271,149
11	90	242,757	88,849,045	1,239	37,059	13,563,716	1,163	52,559	19,236,665	2,492	332,375	121,649,426
12	91	245,832	89,728,535	1,199	36,533	13,334,575	1,128	50,246	18,339,967	2,418	332,611	121,403,077
13	91	244,451	89,224,629	1,182	32,952	12,027,450	1,115	49,651	18,122,455	2,388	327,054	119,374,534
14	92	239,671	87,479,865	1,155	33,238	12,131,933	1,097	49,002	17,885,891	2,344	321,911	117,497,689
15	92	236,235	86,462,042	1,135	30,156	11,037,133	1,089	48,173	17,631,172	2,316	314,564	115,130,347
16	92	232,610	84,902,582	1,114	30,076	10,977,650	1,072	48,108	17,559,491	2,278	310,794	113,439,723
17	92	230,755	84,225,487	1,098	29,577	10,795,683	1,057	47,085	17,186,076	2,247	307,417	112,207,246
18	91	227,724	83,119,168	1,082	26,724	9,754,164	1,043	45,491	16,604,311	2,216	299,939	109,477,643
19	90	225,034	82,362,608	1,067	26,356	9,646,192	1,029	46,205	16,911,007	2,186	297,595	108,919,807
20	103	221,632	80,895,747	1,039	27,199	9,927,660	1,026	45,557	16,628,445	2,168	294,389	107,451,852
21	124	221,961	81,015,452	1,427	45,846	16,733,862	1,287	52,645	19,215,515	2,838	320,452	116,964,829
22	132	223,206	81,470,208	1,381	43,192	15,765,070	1,255	51,602	18,834,620	2,768	318,000	116,069,898
23	132	221,268	80,762,910	1,363	39,677	14,482,140	1,233	50,483	18,426,347	2,728	311,428	113,671,397
24	128	220,908	80,631,519	1,336	40,377	14,737,667	1,212	46,647	17,026,068	2,676	307,932	112,395,254
25	123	221,559	81,088,065	1,303	39,421	14,388,664	1,188	45,834	16,729,339	2,614	307,414	112,206,068
26	123	218,810	79,865,650	1,231	38,515	14,057,865	1,118	47,246	17,244,744	2,472	304,571	111,168,259
27	114	212,409	77,529,444	1,138	34,541	12,607,379	1,039	46,819	17,088,862	2,291	293,769	107,225,685
28	113	220,425	80,455,259	1,066	34,234	12,495,376	972	44,225	16,142,239	2,151	298,885	109,092,874
29	111	213,615	77,969,599	1,040	31,254	11,407,574	961	43,426	15,850,465	2,112	288,295	105,227,638
30	113	214,126	78,155,820	1,025	28,979	10,577,233	964	43,729	15,960,929	2,102	286,833	104,693,982
31	112	210,366	76,993,927	981	31,390	11,488,820	960	43,656	15,977,956	2,053	285,412	104,460,703

R2	112	211,454	77,180,855	997	31,124	11,360,218	949	42,953	15,677,967	2,058	285,532	104,219,040
R3	112	209,520	76,474,784	973	28,349	10,347,267	954	43,452	15,859,851	2,039	281,320	102,681,902
R4	111	211,425	77,170,251	974	28,213	10,297,859	939	44,647	16,296,173	2,024	284,286	103,764,283
R5	112	211,610	77,449,299	925	26,357	9,646,665	923	44,365	16,237,703	1,960	282,332	103,333,667

※ 昭和 58 年度（1983 年度）からは、旧飽託 4 町を含む。平成 20 年度（2008 年度）からは、旧富合町を含む。平成 21 年度（2009 年度）からは、旧城南町、旧植木町を含む。

② 用途別地下水採取量の経年変化

熊本県地下水保全条例及び熊本市地下水保全条例に基づく採取量を用途別に分類した推計値によると、各用途の採取量はここ数年減少傾向にあります。

現在、全体の約 55.4%に当たる家庭用水と約 18.9%に当たる都市活動用水を合わせた約 74.3%が生活用水として利用されています。次いで約 9.3%が農業用水に、約 7.4%が工業用水として利用されており、その他約 9.0%が用途分類できないものや用途併用などとなっています。

【用途別地下水採取量の経年変化】

年度	家庭用水		工業用水		都市活動用水		農業用水		その他		総合計	
	量（㎥）	割合(%)	量（㎥）	割合(%)	量（㎥）	割合(%)	量（㎥）	割合(%)	量（㎥）	割合(%)	量（㎥）	対、前年度（㎥）
H 3	57,659,651	40.3	13,484,640	9.4	32,148,581	22.4	24,819,963	17.3	15,148,068	10.6	143,260,903	492,335
4	57,929,832	40.9	12,688,695	9.0	30,710,972	21.7	26,061,762	18.4	14,199,935	10.0	141,591,196	-1,669,707
5	57,733,358	41.7	12,226,883	8.8	29,987,651	21.7	24,327,733	17.6	14,188,402	10.2	138,464,027	-3,127,169
6	59,305,613	42.3	12,792,035	9.1	29,508,128	21.1	25,152,528	18.0	13,343,433	9.5	140,101,737	1,637,710
7	59,377,862	43.9	12,007,311	8.9	28,227,652	20.9	22,651,274	16.8	12,897,195	9.5	135,161,294	-4,940,443
8	60,519,147	46.9	11,503,973	8.9	27,346,665	21.2	16,592,936	12.9	13,004,459	10.1	128,967,180	-6,194,114
9	60,528,852	47.9	10,987,685	8.7	27,002,886	21.3	15,551,453	12.3	12,423,447	9.8	126,494,323	-2,472,857
10	61,139,216	49.2	10,488,386	8.4	26,219,770	21.1	14,545,431	11.7	11,878,346	9.6	124,271,149	-2,223,174
11	60,616,309	49.8	10,335,140	8.5	24,822,218	20.4	13,563,716	11.2	12,312,043	10.1	121,649,426	-2,621,723
12	60,686,218	50.0	9,779,349	8.0	24,759,371	20.4	13,334,575	11.0	12,843,564	10.6	121,403,077	-246,349
13	60,735,185	50.9	9,428,263	7.9	24,715,798	20.7	12,027,450	10.1	12,467,838	10.4	119,374,534	-2,028,543
14	60,246,340	51.3	9,111,562	7.8	24,612,141	20.9	12,131,933	10.3	11,395,713	9.7	117,497,689	-1,876,845
15	58,624,610	50.9	9,222,605	8.0	24,956,936	21.7	11,037,133	9.6	11,289,063	9.8	115,130,347	-2,367,342
16	58,365,354	51.4	9,376,199	8.3	24,621,471	21.7	10,977,650	9.7	10,099,049	8.9	113,439,723	-1,690,624
17	58,327,785	52.0	9,376,587	8.4	23,906,276	21.3	10,795,683	9.6	9,800,915	8.7	112,207,246	-1,232,477
18	57,834,312	52.8	9,251,226	8.5	22,973,129	21.0	9,754,164	8.9	9,664,812	8.8	109,477,643	-2,729,603
19	57,762,182	53.0	9,112,125	8.4	22,918,452	21.0	9,646,192	8.9	9,480,856	8.7	108,919,807	-557,836
20	57,115,914	54.2	8,769,792	8.3	21,894,626	20.8	9,060,780	8.6	8,589,619	8.1	105,430,731	-3,489,076
21	57,489,316	54.1	8,224,763	7.7	21,802,215	20.5	10,492,299	9.9	8,261,991	7.8	106,270,584	839,853
22	58,728,414	50.6	8,947,734	7.7	22,245,105	19.2	15,765,070	13.6	10,383,575	8.9	116,069,898	9,799,314
23	58,195,513	51.2	8,963,357	7.9	21,887,116	19.3	14,482,140	12.7	10,143,271	8.9	113,671,397	-2,398,501
24	57,855,318	51.5	8,485,173	7.6	21,179,215	18.8	14,737,667	13.1	10,137,881	9.0	112,395,254	-1,276,143

25	57,719,116	51.4	8,236,819	7.4	21,260,504	18.9	14,388,664	12.8	10,600,965	9.5	112,206,068	-189,186
26	57,001,381	51.3	8,767,781	7.9	21,195,203	19.1	14,057,865	12.6	10,146,029	9.1	111,168,259	-1,037,809
27	57,098,883	53.3	9,243,768	8.6	20,565,321	19.2	12,607,379	11.8	7,710,334	7.1	107,225,685	-3,942,574
28	53,105,001	48.7	8,580,713	7.9	19,816,494	18.2	12,495,376	11.4	15,095,290	13.8	109,092,874	1,867,189
29	57,269,273	54.4	7,963,711	7.6	20,493,497	19.5	11,407,574	10.8	8,093,583	7.7	105,227,638	-3,865,236
30	56,947,102	54.4	7,791,047	7.4	20,392,772	19.5	10,577,233	10.1	8,985,828	8.6	104,693,982	-533,656
31	56,748,000	54.3	7,636,570	7.3	20,143,928	19.3	11,488,820	11.0	8,443,385	8.1	104,460,703	-233,279
R2	59,302,416	56.9	7,698,848	7.4	18,067,120	17.3	11,360,218	10.9	7,790,438	7.5	104,219,040	-241,663
R3	58,537,175	57.0	7,806,076	7.6	18,172,163	17.7	10,347,267	10.1	7,819,221	7.6	102,681,902	― 1,537,138
R4	57,755,569	55.7	7.766,471	7.5	19,090,640	18.4	10,297,859	9.9	8,853,744	8.5	103,764,283	1,082,381
R5	57,262,482	55.4	7,602,729	7.4	19,559,682	18.9	9,646,665	9.3	9,262,109	9.0	103,333,667	-430,616
前年対比	-493,087	-0.3	-163,742	-0.1	469,042	0.5	-651,194	-0.6	408,365	0.5	-430,616	

※ 地下水保全条例に基づく採取量を、用途ごとに分類し直した推計値である。
その他は、用途分類できないものや用途併用などを含む。
平成 21 年度（2009 年度）からは、旧富合町を、平成 22 年度（2010 年度）からは、旧城南町、旧植木町を含む。

③ 地区別地下水採取量の動向

熊本県地下水保全条例及び熊本市地下水保全条例に基づいて報告され、集計した地下水採取量は、令和 5 年度（2023 年度）、市域全体で約 1 億 333 万㎥に上ります。これを地区別に分類すると、約 60%に当たる約 5,782 万㎥が東部地区で採取されており、約 19%に当たる北部地区の約 19,22 万m³と合わせ、7 割を超える量が東部・北部地区で採取されています。

また、東部地区においては、前年度と比較して採取量が増加し、それ以外の地区は減少しています。

【地区別地下水採取量】

用途 ＼ 地区		旧市内					その他	合計	前年比較
		東部地区	西部地区	南部地区	北部地区	中央地区			
上水道用	井戸本数（本）	40	8	2	20	0	42	112	1
	一日平均採取量(㎥)	141,606	2,843	6,270	46,268	0	14,623	211,610	185
	年間採取量（㎥）	51,827,895	1,040,405	2,294,950	16,934,056	0	5,351,993	77,449,299	279.048
農業・水産養殖用	井戸本数（本）	102	27	292	19	0	485	925	△ 49
	一日平均採取量(㎥)	1,961	1,794	2,824	541	0	19,237	26,357	△ 1,856
	年間採取量（㎥）	717,703	656,534	1,033,657	197,919	0	7,040,852	9,646,665	△ 651,194
工業・建築物	井戸本数（本）	245	57	129	84	98	310	923	△ 16
	一日平均採取量(㎥)	14,398	1,738	7,827	5,713	4,887	9,803	44,365	△ 82

	年間採取量（㎥）	5,269,584	636,010	2,864,603	2,090,941	1,788,697	3,587,868	16,237,703	△ 58,470
総合計	井戸本数（本）	387	92	423	123	98	837	1,960	△ 64
	一日平均採取量(㎥)	157,965	6,374	16,921	52,522	4,887	43,663	282,332	△ 1,954
	年間採取量（㎥）	57,815,182	2,332,949	6,193,210	19,222,916	1,788,697	15,980,713	103,333,667	△ 430,616
	割合（%）	55.9	2.3	6.0	18.6	1.7	15.5	100.0	

前年度	合計（㎥）	55,319,121	2,644,561	6,640,263	20,835,402	1,835,785	16,489,151	103,764,283
	比較（㎥）	2,496,061	-311,612	-447,053	-1,612,486	-47,088	-508,438	-430,616

(3) 地盤沈下の観測

地盤沈下の原因は、地殻変動などの自然現象によるものと人為的なものとの 2 つに分けることができます。人為的な地盤沈下は、過剰な地下水の汲み上げにより主として粘土層の含水率が落ち、層が収縮することにより生じる現象です。

熊本平野の西部低地帯は、有明粘土層（沖積堆積物）が厚く堆積しており、地下水位が低下すると地盤沈下を起こしやすい軟弱な地盤といえます。

本市では昭和 54 年（1979 年）に 9 地点の 1 級水準測量を開始し、その後も測量地点を見直しながら、継続して観測を続けてきましたが、近年、最も沈下が著しかった 4 地点においても累積沈下量は下図のとおりであり、沈下量は徐々に小幅となるなどの沈静化傾向を示しています。これは、地盤沈下の原因である粘土層の圧密が長期的に緩やかに進行しているためであり、これまで取り組んできた地下水量保全の効果が表れてきたと見るべきかもしれません。

【地盤沈下が著しい調査地点の沈下傾向】

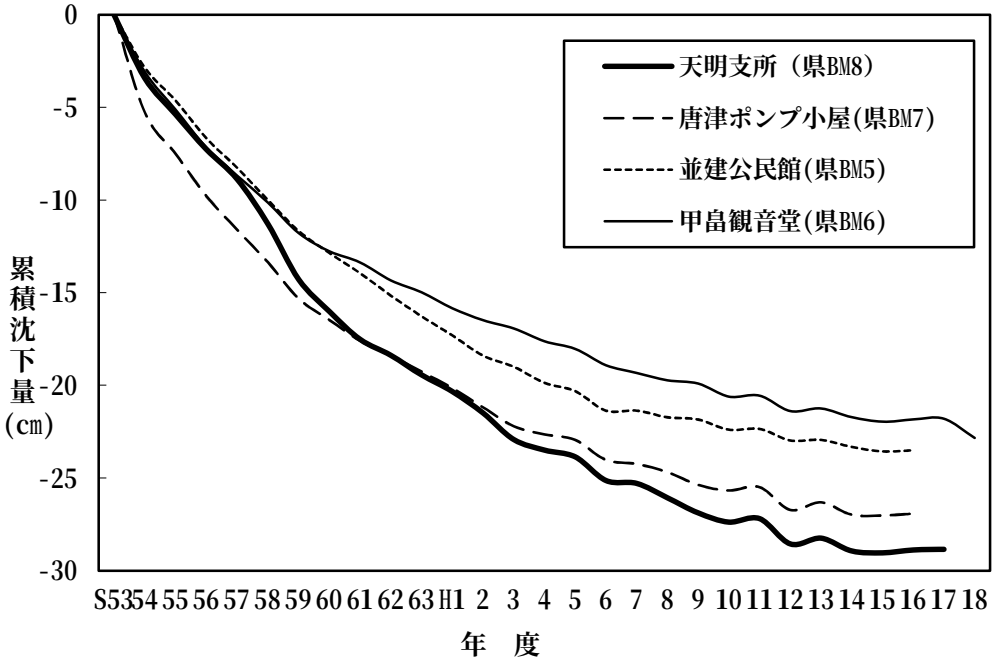

2　水源かん養林整備

(1)　水源かん養林の造成経過

本市は、昭和 28 年（1953 年）、白川の氾濫により未曾有の水害に見舞われ、甚大な被害を受けました。本市ではこれを契機に、同年度から水害発生源となった同流域上流の阿蘇郡南阿蘇村（旧白水村）から水土保全を目的に、「流域保全森林整備」として造林事業に着手しました。また、平成元年度（1989 年度）から「水源かん養林整備」として地下水保全を目的に、地下水かん養域の菊池郡大津町や阿蘇郡西原村などにおいて森林整備を行っています。

さらに、これまで所有している森林には、流量調節等を目的とした白川、緑川の「流域保全林」と、地下水かん養のための「水源かん養林」がありましたが、今後の造林においても、地下水かん養を目的とした森林整備を最優先課題と位置付け、より効果が発揮できる地域での持続性を持ったかん養効果の高い森林づくりを行う必要があることから、平成 16 年（2004 年）2 月に「熊本市水源かん養林整備方針」を策定し、現在所有している森林及び今後の新たな森林整備についての基本的な考えをまとめました。

この方針の中で、熊本市外に所在し、地下水かん養域に属している森林及び白川、緑川の流量確保に寄与している森林については全て「水源かん養林」として位置付け、今後も水源かん養機能を高度に発揮させるため引き続き管理していくこととしました。

令和 6 年度（2024 年度）末における本市の「水源かん養林」の総面積は約 887 ヘクタールで、白川、緑川上流域の 5 町 2 村において広域的に取り組んでいます。

(2)　水源かん養林整備 10 か年計画の策定

令和 6 年度（2024 年度）からの 10 か年計画では、「熊本市水源かん養林整備方針」でも最重要整備促進エリアに位置付けられている緑川上流域の、西原村所有地の原野で新規に広葉樹林を実施し、10 か年で合計約 35 ヘクタールの「水源かん養林」を整備します。

また、既造林地では獣害等による生育不良地において水源かん養効果を高める補植や保育管理（除間伐等）を引き続き行っていきます。

本計画では、森林法第 10 条の 13 の規定に基づき、上・下流自治体が連携して、森林の造成や整備を推進することにより、森林の公益的機能を高め、住民生活に欠かすことのできない水資源の確保などを約する「水源かん養林」森林整備協定を西原村と令和 6 年（2024 年）7 月 9 日に県知事立会いのうえ締結し、同時に 100 年間の分収造林契約も締結して、水源かん養機能を高度にかつ持続的に発揮できる森林を目指します。

【水源かん養林整備 10 か年計画　水源かん養林西原団地】

年度	面積(ha)	樹種	植付本数	町村等	流域
令和 6 年度 （2024 年度）	3.10	クヌギ ヤマザクラ ケヤキ コナラ ヤマグリ イチョウ	940 940 940 940 900 40	西原村 原野	白川
計	3.10		4,700		

【森林整備協定　実績表】

締結日	相手方	区域面積
平成 12 年（2000 年）1 月 13 日	西原村	57.80 ha
平成 12 年（2000 年）11 月 15 日	矢部町	22.97 ha
平成 17 年（2005 年）1 月 14 日	大津町	50.01 ha
	高森町	56.24 ha
平成 21 年（2009 年）11 月 5 日	大津町	52.77 ha
	西原村	37.03 ha
	南阿蘇村	45.03 ha
平成 27 年（2015 年）1 月 13 日	大津町	12.64 ha
	西原村	41.39 ha
	南阿蘇村	21.68 ha
令和 6 年（2024 年）7 月 9 日	西原村	35.02 ha

(3)　水源かん養林整備方針

①　事業対象地域

水源かん養機能としては、地下水かん養、河川水の流量調節の 2 つが重要であり、かん養林整備を進めるにあたり事業を展開する地域を明確にするため、白川の安定した流量を確保する目的で上流域の原野等をかん養林の「最重要整備エリア」とし、地下水保全を目的とした地下水かん養域（熊本地域 11 市町村）を「重要整備エリア」として設定しています。

②　事業手法

本市が上流自治体と分収造林契約を締結し森林整備を行い、さらに上下流自治体で森林整備協定を結ぶことで上・下流交流や長期・安定的な水源かん養機能の高い森林づくりを推進します。

③　目標とする森の姿

一般的にいわれる森林の水源かん養機能が発揮されるのは、森林内の土壌の働きによるものであり、水源かん養林整備は機能の保持・増進を主な目的として行うことから、森林土壌の保水力効果を第一に考え、健全な森林を連続的に維持することを目標とし、最終的には複層林、針広混交林へ導いていきます。

（用語の説明）

※　広葉樹造林

これまでに、ケヤキ、ナラ類、カエデ類など水源かん養機能の高い樹種を主体に選定していますが、ヤマザクラなど花を楽しめる樹種やクリなど実をつける樹種、ユリノキなど生育の早い樹種も植えつけています。

※　分収造林契約

森林所有者と造林者(熊本市)との契約により、伐採等による収益を一定の割合（国 3：市 7）（民 4：市 6）で分配することを前提に行う造林で、本市が造林からその後の保育管理、伐採までの一切の業務を行うものです。

※　森林整備協定

分収造林契約等により、上下流の自治体が協力して森林の整備を推進することを約束する協定(森林法第 10 条の 13)です。

【水源かん養林所在地別面積集計表】

所在地	面積	形態別内訳		機能別内訳					流域別内訳			町村構成比
				河川流量調節		地下水(水源)かん養						
		民分収林	国分収林	白川流域	緑川流域	白川流域	緑川流域	菊地川流域	白川流域	緑川流域	菊地川流域	
	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(%)
大津町	325.67	325.67						325.67			325.67	36.70
美里町	19.04		19.04		19.04					19.04		2.15
山都町	59.02	22.97	36.05		32.62		26.40			59.02		6.65
御船町	23.56		23.56				23.56			23.56		2.66
西原村	288.95	279.79	9.16			163.11	125.84		160.01	125.84		32.56
南阿蘇村	114.85	107.91	6.94	114.85					114.85			12.94
高森町	56.24	56.24		56.24					56.24			6.34
合計	887.33	792.58	94.75	171.09	51.66	163.11	175.80	325.67	331.10	227.46	325.67	100.00
構成比(形態・機能・流域別)　%		89.32	10.68	19.28	5.82	18.38	19.81	36.70	37.66	25.63	36.70	

水源かん養林齢級別構成表

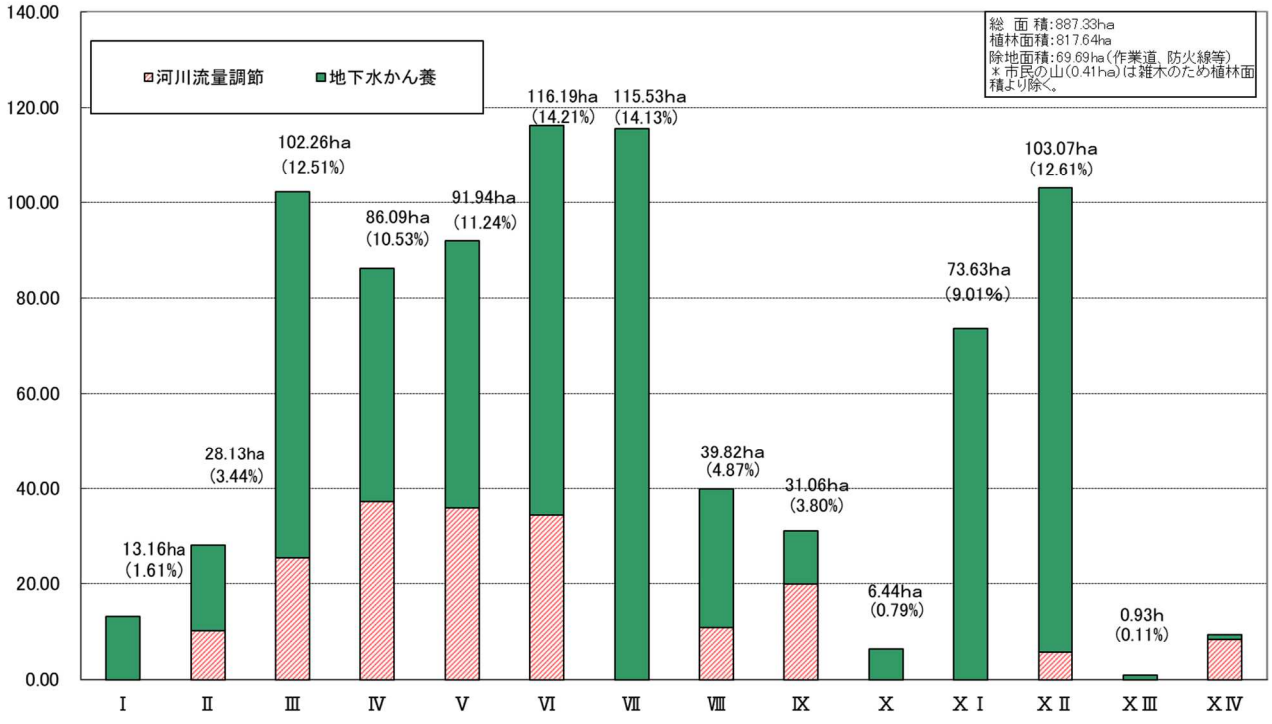

3　人工かん養

(1)　ビニールハウスの雨水浸透

ビニールハウスに浸透施設を設け、雨水を地下浸透させることにより、地下水かん養、農地の雨水処理、道路の冠水・洪水の調整に役立つことから、平成 4 年度（1992 年度）に設けた補助金交付制度により、その設置を推進してきましたが、地域のニーズや設置に対して場所の制限を受けるため、申請件数も減少し、平成 27 年度（2015 年度）にその役割は果たしたものと考え、事業を終了いたしました。

【ビニールハウス雨水浸透施設設置の助成】

年　　度	設置基数（基）	補助額（千円）	かん養面積(㎡)	推定かん養量(㎥/年)
H4～27	783	82,583	338,661	559,807

※推定かん養量はかん養面積(㎡)×年間浸透降水量(㎜/年)により算出

年間浸透降水量は実験値から 1,653㎜/年(降雨強度 7 ㎜/時以下の年間累計値)としました。

(2)　白川中流域の水田を活用した地下水かん養

①　白川中流域水田を活用した地下水かん養事業の経過

熊本地域地下水総合調査によると、熊本地域の地下水かん養量約 6 億 4 千万㎥のうち約 9 千万㎥は白川中流域の水田からのかん養によるものであるといわれています。

白川中流域の水田は、平成 8 年度（1996 年度）から平成 10 年度（1998 年度）にかけて県市共同で行ったかん養実験により、他地域に比べ約 5～10 倍のかん養能力があることが実証されましたが、改廃や転作により水田の作付面積は年々減少し続けていました。

そこで、平成 11 年度（1999 年度）から 2 か年に亘って、学識経験者、関係行政機関、農業関係者等で構成する白川中流域水田利用検討委員会を設置し、水田を活用した地下水かん養策について検討した結果、休耕田への湛水や飼料イネの作付拡大、また非かんがい期の農業用水路への通水等の短期的、長期的提案がなされました。

平成 13 年度（2001 年度）は、大津町・菊陽町の約 0.7ｈａの水張り水田の実施農家と約 3.4ｈａの飼料イネの作付農家に聞き取り調査を行い、事業化に向けた検討を行いました。なお、この時の水田では、約 93 万㎥の地下水がかん養されたと推計されました。また、非かんがい期に農業用水路の上井手、下井手水路の浸透量調査を行い、かん養効果が高いことが判明しました。

平成 14 年度（2002 年度）は、同様に約 11ｈａの水田で実施し、約 77 万m^3のかん養効果が見込まれました。水田湛水の事業化について県、大津町、菊陽町、ＪＡ菊池、地元 4 土地改良区と協議を行いました。

平成 15 年度（2003 年度）は、同様に約 9.2ｈａの水田で実施するとともに、同年 7 月、白川中流域水田活用連絡協議会が発足し、白川中流域水田を活用した地下水かん養事業の実現に向けて、関係者が協議を重ねた結果、事業化に合意し、平成 16 年（2004 年）1 月、本市と大津町、菊陽町及び水循環型営農推進協議会は「白川中流域における水田湛水推進に関する協定」を締結し、平成 16 年度（2004 年度）以降、関係機関の協力連携のもと事業を実施しています。

平成 21 年度（2009 年度）から、大津町・菊陽町に加え、馬場楠堰土地改良区管内の熊本市内地域を事業対象としました。

これらの取組が地下水の保全に大きな成果を上げることができたことから、本市と大津町、菊陽町及び水循環型営農推進協議会で平成 26 年（2014 年）1 月に第 2 次協定、令和 6 年（2024 年）2 月には第 3 次協定を締結し、引き続き事業に取り組んでいます。

【白川中流域の水田を活用した地下水かん養事業実施状況】

年度	熊本市			事業者			総かん養量
	協力農家	水張り実施延べ面積	推定かん養量	事業者数	水張り実施	推定かん養量	
16	298 戸	約 255ha・月	約 765 万㎥	2 社	約 36ha・月	約 108 万㎥	約 873 万㎥
17	359 戸	約 251ha・月	約 753 万㎥	3 社	約 33ha・月	約 099 万㎥	約 853 万㎥
18	385 戸	約 326ha・月	約 978 万㎥	3 社	約 63ha・月	約 188 万㎥	約 1,166 万㎥
19	439 戸	約 402ha・月	約 1,206 万㎥	3 社	約 72ha・月	約 216 万㎥	約 1,422 万㎥
20	432 戸	約 472ha・月	約 1,416 万㎥	3 社	約 74ha・月	約 221 万㎥	約 1,637 万㎥
21	440 戸	約 486ha・月	約 1,458 万㎥	4 社	約 73ha・月	約 219 万㎥	約 1,677 万㎥
22	441 戸	約 476ha・月	約 1,428 万㎥	4 社	約 74ha・月	約 222 万㎥	約 1,650 万㎥
23	472 戸	約 559ha・月	約 1,677 万㎥	4 社	約 70ha・月	約 210 万㎥	約 1,887 万㎥
24	465 戸	約 419ha・月	約 1,257 万㎥	4 社	約 68ha・月	約 204 万㎥	約 1,461 万㎥
25	440 戸	約 491ha・月	約 1,474 万㎥	5 社	約 80ha・月	約 241 万㎥	約 1,715 万㎥
26	401 戸	約 441ha・月	約 1,324 万㎥	5 社	約 75ha・月	約 226 万㎥	約 1,550 万㎥
27	369 戸	約 445ha・月	約 1,335 万㎥	5 社	約 77ha・月	約 232 万㎥	約 1,567 万㎥
28	49 戸	約 48ha・月	約 144 万㎥	5 社	約 83ha・月	約 249 万㎥	約 393 万㎥
29	301 戸	約 359ha・月	約 1,077 万㎥	5 社	約 90ha・月	約 270 万㎥	約 1,347 万㎥
30	291 戸	約 405ha・月	約 1,215 万㎥	5 社	約 97ha・月	約 291 万㎥	約 1,506 万㎥
R1	276 戸	約 383ha・月	約 1,149 万㎥	5 社	約 76ha・月	約 228 万㎥	約 1,377 万㎥
R2	266 戸	約 492ha・月	約 1,476 万㎥	5 社	約 99ha・月	約 297 万㎥	約 1,773 万㎥
R3	246 戸	約 472ha・月	約 1,416 万㎥	5 社	約 106ha・月	約 318 万㎥	約 1,734 万㎥
R4	206 戸	約 415ha・月	約 1,245 万㎥	5 社	約 115ha・月	約 345 万㎥	約 1,590 万㎥
R5	188 戸	約 403ha・月	約 1,209 万㎥	5 社	約 124ha・月	約 372 万㎥	約 1,581 万㎥
R6	214 戸	約 525ha・月	約 1,732 万㎥	6 社	約 241ha・月	約 795 万㎥	約 2,527 万㎥

※平成 28 年度（2016 年度）は「平成 28 年度熊本地震」の影響により地下水かん養量は減少しました。

② 白川中流域水田を活用した地下水かん養事業のフロー図

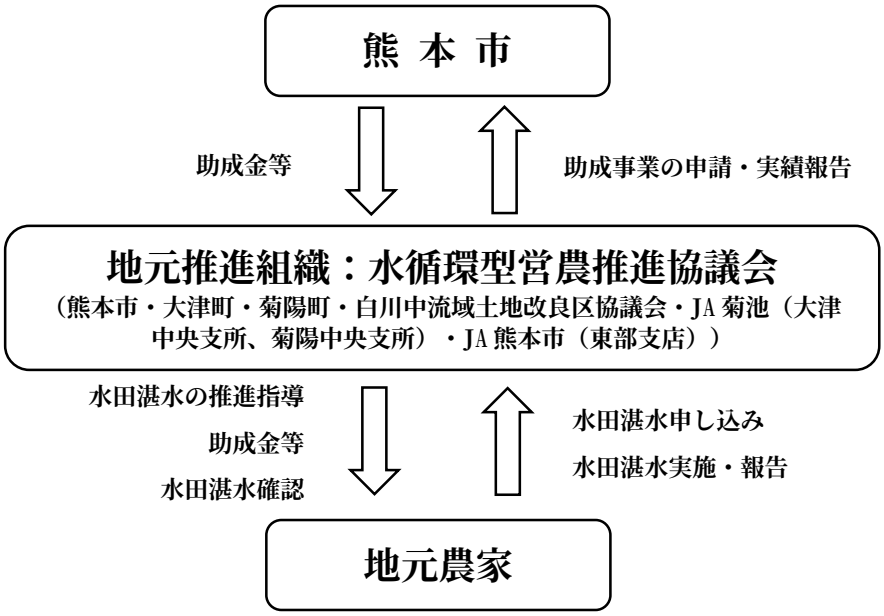

4　水資源の有効活用

(1)　雨水貯留施設設置

平成 9 年度（1997 年度）から公共下水道の布設などに伴い不用になった浄化槽を改造し、雨水貯留槽として再利用することにより、雨水を有効活用して水道水の節減等を行う場合に助成を行っています。

また、平成 17 年度（2005 年度）から雨水貯留タンクを設置する場合も助成を行い、雨水利用の積極的な推進を図っています。

年 度	H9～H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合 計
設 置 基 数 （雨水貯留槽）	248 基	1 基	2 基	1 基	2 基	1 基	3 基	258 基
設 置 基 数 （雨水タンク）	803 基	21 基	26 基	29 基	21 基	23 基	22 基	945 基
補　助　額 （千　円）	41,885	595	802	879	753	745	646	46,305

※雨水貯留槽は平成 9 年（1997 年）、雨水タンクは平成 17 年（2005 年）から補助制度開始

(2)　小・中学校の雨水貯留タンク活用の呼びかけ

学校で地下水の学習を進めるため、平成 15 年度（2003 年度）から雨水を植木、花壇の散水や清掃用水などに活用できる雨水貯留タンクの設置を開始し、平成 29 年度（2017 年度）に全ての市立小・中学校に設置が完了しました。

(3)　節水対策

限りある貴重な水資源を保全していくためには、市民一人ひとりの理解と協力が必要です。

そこで、市民の地下水保全への意識の高揚や保全行動の促進を図るため、広報啓発を積極的に行っています。

平成 16 年度（2004 年度）に熊本市節水推進パートナーシップ会議から提案のあった「くまもと　湧く湧く節水行動計画」に基づき、平成 17 年度（2005 年度）から「節水社会実験」、平成 20 年度（2008 年度）からは「節水強化月間」に名称変更し、事業を拡大展開しました。

また、平成 23 年度（2011 年度）からは「節水市民運動」として、年間を通した普及啓発活動を実施しており、特に水使用量の多くなる 7 月・8 月を「夏季の節水重点期間」として各種イベント等を実施するなど、広報啓発に力を入れています。

【主な広報啓発】

事　　業　　名	時期	内　　容
夏季の節水重点期間	7月 ～ 8月	年間を通した節水市民運動を展開する中で7月・8月を「夏季の節水重点期間」と位置づけ、令和元年度（2019年度）から一人一日あたりの水使用量210リットルを目標に市民総参加で取組む。 令和6年度（2024年度）は地域密着型メディアサイトに記事を投稿したほか、テレビ、ラジオ、ＳＮＳ等を利用し幅広く広報啓発を行った。
出前講座	随時	企業及び学校等を対象に、熊本の地下水をテーマにした出前講座を実施。 令和6年度（2024年度）は10件実施した。
節水に関する展示	随時	夏季の節水重点期間において、市庁舎で節水器具の展示、啓発ポスターの掲示、パンフレット等を配布したほか、各区役所でも啓発ポスターの掲示、パンフレット等を配布した。 また、関係機関等のイベント開催時にも、節水器具や節水啓発パネル等を展示した。

(4)　建築行為や開発行為に対する事前指導

平成 19 年（2007 年）12 月に全面改正した熊本市地下水保全条例により、建築行為や、開発行為申請を必要とする物件に対し次の事項の事前指導を行いました。

・雨水浸透ますをはじめとする、雨水浸透施設の設置が義務であること。
（崖地、高地下水地区を除く）
・アスファルトやコンクリートなどで舗装、駐車場整備をする場合、透水構造とすること。
（公共道路予定を除く）
・節水に配慮した給水設備が義務であること。
・深さ 10 メートルを超える地下工事は届出が必要であること。
・水源地付近の工事は届出の前までに上下水道局水運用課と事前協議を行い、指示を受けておくこと。
・砥川溶岩への杭打ち込みは行わないこと。
・杭打ちの際、周辺井戸等に影響が出ないように注意すること。
・六価クロムを溶出させない材料を使用すること。
・個人住宅を除く商用等施設に対し雨水利用施設や中水道施設の設置の検討を促すこと。

●建築確認協議件数の推移

年度	H12～19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
件数	716	1,890	2,586	3,107	3,299	3,258	3,740	3,380	3,581
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
件数	5,161	6,159	5,505	4,514	3,855	3,850	3,553	3,229	3,228

●開発行為協議件数の推移

年度	H12～19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
件数	－	84	80	182	207	246	281	229	253
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
件数	250	264	279	240	263	261	259	265	270

●地下工事届出件数の推移

年度	H12～19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
件数	－	26	47	68	79	97	72	64	68
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
件数	116	115	103	95	80	74	65	70	52

Ⅳ　広域連携協働

1　広域水保全体制の運営

本市を含む近隣 11 市町村（熊本地域）は、ひとつの地下水盆を共有しており、県や関係市町村及び民間と連携し、市町村域を越えて広域的に地下水保全対策を行っています。

平成 23 年度（2011 年度）まで「熊本地域地下水保全対策会議」「(財)熊本地下水基金」「熊本地域地下水活用協議会」の 3 組織により地下水保全対策に取り組んできましたが、熊本地域地下水保全対策会議において上記の組織を統合する方針が提起され、(財)熊本地下水基金を母体に公益財団法人を設立し、既存団体の目的や事業等を移管するとともに、専門家等の指導助言を求めながら、熊本地域の地下水環境の向上に取り組むこととなり、平成 24 年（2012 年）4 月に「公益財団法人くまもと地下水財団」が設立されました。

「くまもと地下水財団」は、評議員会・理事会・監事の 3 つの法定機関と諮問機関「くまもと地下水会議」及び賛助会「くまもと育水会」の 2 つの任意組織で構成されています。

現在、以下のような組織体制で計画・事業に取り組んでいます。

【組織体制】

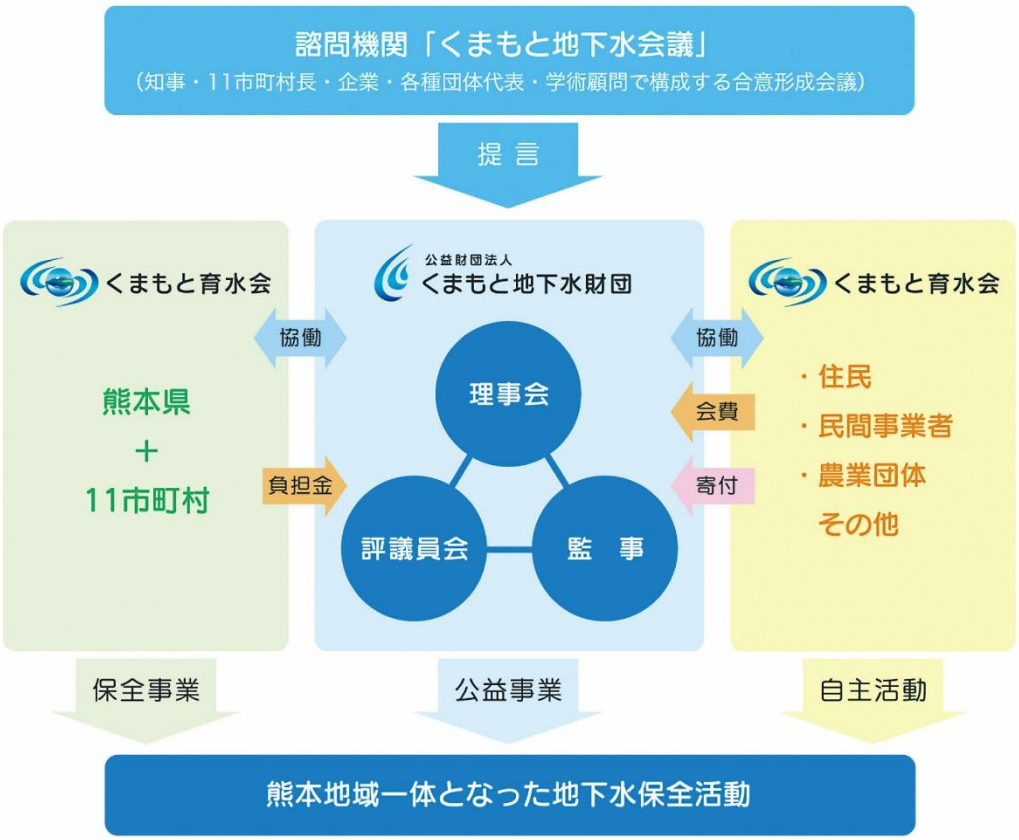

【計画】

◆目的

公益財団法人くまもと地下水財団は、広域にまたがる地下水について管理・保全に取り組むことが出来る組織を目指すとともに、地域の住民・事業者・行政等の立場を超えた取組の拡大や、行政の施策を実現するための具体的な事業を展開する必要があります。

そこで、熊本地域地下水総合保全管理計画や、第3次熊本市地下水保全プラン、「くまもと地下水会議」の提言を踏まえた成果目標を掲げる第1次中長期基本計画を策定し、地下水環境の維持・向上に必要な事業等を着実に推進しています。

◆位置付け

「くまもと地下水会議」の8つの提言

↓

公益財団法人 くまもと地下水財団

第1次中長期基本計画

計画期間　中期：平成26年度（2014年度）から平成30年度（2018年度）

長期：平成26年度（2014年度）から令和7年度（2025年度）

連携・調和

熊本地域地下水総合保全管理計画

策定期日：平成20年（2008年）9月

策定主体：県及び11市町村

目標年次：令和7年度（2025年度）

第3次熊本市地下水保全プラン

策定期日：令和2年（2020年）3月

策定主体：熊本市

目標年次：令和7年度（2025年度）

その他、熊本地域10市町村において策定された地下水保全計画等

【事業】

公１：地下水環境調査研究事業

○地下水環境の現況把握のための調査研究

○地下水管理手法の検討

公２：地下水質保全対策事業

○硝酸性窒素等汚染物質に係る削減計画（行動計画）作成支援

○硝酸性窒素等汚染物質に係る削減対策の推進

公３：地下水涵養（かんよう）推進事業

○農林業等と連携した地下水涵養対策事業の推進

○地下水保全施設の設置推進による地下水涵養対策事業の推進

公４：地下水採取・使用適正化推進事業

○地下水保全活動の推進

○地下水の適正利用の推進

2　白川中流域交流連携

白川中流域の農業が果たす地下水かん養の重要性について、大津町、菊陽町及び熊本市の住民の相互理解を深め、また交流を促進し、以って地下水の保全を図ることを目的に、「地下水を育む白川中流域水田での米づくり体験事業」「親子わくわく水環境ツアー」「田んぼの学校 in 白川中流域」の 3 事業を実施してきました。なお、「地下水を育む白川中流域水田での米づくり体験事業」「親子わくわく水環境ツアー」については、平成 19 年度（2007 年度）をもって終了しました。

【白川中流域交流連携事業】

事業名	地下水を育む 白川中流域水田での 米作り体験事業	親子わくわく 水環境ツアー	田んぼの学校 in 白川中流域
目　的	熊本市在住の親子等を対象に、白川中流域において、農家の協力を得ながら行う米づくり体験を通し、白川中流域の水田と地下水の関わりについて学ぶ。	白川中流域（大津町、菊陽町）の親子を対象に、水に関わる施設の見学を通し、白川中流域の農業と地下水の繋がりを学習するとともに、交流促進や相互理解を深める。	熊本市と白川中流域（大津町、菊陽町）の小学生を対象に、水の学習や農業体験等を通じ、白川中流域の水田と地下水の関わりについて理解を深めるとともに、上下流域間の交流促進や相互理解を深める。
開催場所	菊陽町、大津町	熊本市、大津町、菊陽町外	熊本市、大津町、菊陽町
実施年度	平成 16 年度（2004 年度） ～平成 19 年度（2007 年度） （5 月～11 月に計 6 回開催） ※平成 16 年度（2004 年度）のみ 7 回開催	平成 16 年度（2004 年度） ～平成 19 年度（2007 年度） （10 月開催）	平成 15 年度（2003 年度） ～実施中 （年 1～2 回開催）
実施主体	熊本市	熊本市	白川中流域 土地改良区協議会
協力等	（後援） 菊陽町、大津町、JA 菊池、白川中流域土地改良区協議会、豊かな地下水を育むネットワーク	（協力） 菊陽町 菊陽町教育委員会 大津町 大津町教育委員会	（共催） 熊本県、熊本市、JA 菊池（大津中央支所・菊陽中央支所）
事業実績	平成 19 年度（2007 年度）実績 ・開催場所：菊陽町 ・参加者　：5 家族 16 人 ・開催回数：6 回 ※延べ 50 人参加	平成 19 年度（2007 年度）実績 ・開催場所：菊陽町 ・参加者数：26 名	令和 6 年度（2024 年度）実績 ・第 1 回 田植え体験など ・第 2 回 稲刈り体験など ※延べ 52 人参加

3　水源の森づくりボランティア活動

近年、森林の持つ多面的機能に対する市民の期待とともに、市民参加型の森林づくりの機運が高まっています。そこで、市民が主体となり、森林ボランティア活動を通じ、地下水が貴重な資源であることを認識し、森林の公益性が重要な地下水の保全対策であるとの理解のもとに、森林保全の活性化に資する「森林ボランティア」を育成しています。

平成 28 年度（2016 年度）から令和 4 年度（2022 年度）までは、熊本地震により造林地へ通じる道路の長期通行止め等による安全確保ができなかったことや、新型コロナウイルス感染症対策を優先し、休止していました。

令和 6 年度（2024 年度）は悪天候により活動を中止しましたが、今後も毎年度、森林ボランティア活動を継続していく方針です。

Ⅴ　くまもと水ブランドの推進

本市は 74 万市民の水道水源を 100％地下水で賄い、水に関係する様々な伝統文化や歴史、食、風習など「水の風土と文化」が息づく都市です。本市にとっての水は、存立基盤として保全すべき資源であるとともに、魅力づくりに生かすべき資源でもあります。

そこで、平成 16 年度（2004 年度）の「くまもと水ブランド創造戦略調査」、平成 17 年度（2005 年度）の「くまもと水ブランド創造プロジェクト会議」での検討を経て、平成 18 年（2006 年）11 月に「くまもと水ブランド創造プラン・くまもとウォーターライフの創造と発信」を策定しました。

また、平成 26 年度（2014 年度）に策定した「第 2 次熊本市地下水保全プラン」を、令和 2 年（2020 年）3 月には「第 3 次熊本市地下水保全プラン」へ改定し、その方針と対策を位置づけ、水を本市の魅力づくりのための戦略資源として、「熊本といえば水」「水といえば熊本」と評価されるような更なる都市ブランドの創出に取り組んでいます。

１　くまもと水ブランド情報発信

(1)　熊本水遺産登録制度

本市の水にかかわる自然、歴史、風習、人物、芸術など有形又は無形の資源を登録し、顕彰・保全する制度です。平成 18 年度(2006 年度）に創設し、現在 92 件を登録しています。

(2)　株式会社　良品計画との連携事業

株式会社 良品計画と「水を通じた持続可能な社会の実現のための連携協定」を締結し、市民参加型のワークショップなどを実施していました。

令和 6 年度（2024 年度）の実績はありません。

(3)　広報ＰＲ

各種イベントにおいて、パンフレットをはじめとする広報資料の配布及びＳＮＳによる情報発信を行いました。

(4)　第 10 回世界水フォーラム

令和 6 年（2024 年）5 月にインドネシア・バリで開催された「第 10 回世界水フォーラム」において、本市の地下水保全の取組と「第 4 回アジア・太平洋水サミット」の成果を、世界に向けて発信しました。

２　くまもと水ブランド担い手育成推進

(1)　くまもと「水」検定制度

全国初の水のご当地検定として平成 20 年度（2008 年度）から開始し、難易度別に１級～3 級を設け、合格者には合格認定証を交付しています。

第 16 回くまもと「水」検定として、令和 6 年度（2024 年度）に以下のとおり実施しました。

【令和 6 年度（2024 年度）実施状況】

3 級試験	通信制（郵送・インターネット）で、7 月 1 日から 10 月 31 日までの期間実施。 入門レベルの 3 択 30 問。 受験者数 2,279 人、合格者数 2,130 人、県外受験者 133 人。
2 級試験	12 月 1 日に熊本学園大学で実施。 3 級より深い知識が求められるレベルの 5 択 50 問。 受験者数 71 人、合格者数 43 人、県外受験 3 人。
1 級試験	12 月 1 日に熊本学園大学で実施。 専門的な知識が求められるレベルで選択式、記述式、論述式で出題。 受験者数 33 人、合格者数 12 人、県外受験 4 人。

【くまもと「水」検定の受験者数】

実施年度	3級		2級		1級	
	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
平成20年度	7,930	7,293	644	446	未実施	
平成21年度	6,472	4,784	187	97	167	44
平成22年度	6,563	5,378	187	99	144	12
平成23年度	3,581	3,161	165	100	114	32
平成24年度	5,087	4,237	135	89	91	9
平成25年度	4,454	4,002	128	79	98	46
平成26年度	3,073	2,338	108	57	68	7
平成27年度	3,695	3,340	85	24	58	2
平成28年度	3,401	2,823	120	43	57	3
平成29年度	3,713	3,191	96	61	47	6
平成30年度	2,815	2,567	113	73	68	9
令和元年度	2,085	1,774	75	44	54	21
令和2年度	新型コロナウイルス感染症 感染拡大のため中止					
令和3年度	3,444	3,157	新型コロナウイルス感染症 感染拡大のため中止			
令和4年度	2,720	2,248	30	13	23	1
令和5年度	2,681	2,373	87	38	36	7
令和6年度	2,279	2,130	71	43	33	12
合計	63,993	54,796	2,231	1,306	1,058	211

(2) くまもと水守制度

本市の水保全や魅力発信の活動を行う人を“くまもと水守”の愛称で登録し、人材情報や活動情報を集約・発信するとともにネットワーク形成を図る制度です。平成20年度（2008年度）に創設し、令和6年度（2024年度）末時点で登録者は191名です。

(3) ユース水フォーラムアジア

令和6年（2024年）11月に韓国で開催された「ユース水フォーラムアジア2024」に熊本市内の高校生とともに参加し、意見交換や現地視察を通して、ユース世代の育成を推進しました。

(4)　SDGs くまもと水の国プロジェクト NOW 2024

熊本県内の高校生を対象に、地下水保全及び水ブランドの情報発信の担い手育成として、熊本県、（公財）くまもと地下水財団、（株）テレビ熊本の共催により、「水の国高校生フォーラム」を平成 27 年（2015 年）～令和 3 年（2021 年）まで開催していました。

「水の国高校生フォーラム」は、持続可能な開発目標として国連サミットで採択された SDGs「17 の目標」を踏まえ、「熊本の水環境保全」の対象を小学生から一般の方までに拡大し、テレビ番組「SDGs くまもと水の国プロジェクト NOW」として放送されています。

3　地下水都市熊本空間創出

(1)　街なか親水施設

平成 23 年（2011 年）春の九州新幹線全線開業を機に、「地下水都市・熊本」を印象づける空間として、地下水（水道水）が味わえる「街なか親水施設」を熊本駅新幹線口から熊本城を中心とする中心市街地に整備しました。親水施設を巡りながら街めぐりができるような拠点に整備し、全ての水飲み場で熊本のおいしい水を味わうことができます。

阿蘇恵みの水
（熊本駅新幹線口（西口）駅前広場）

祇園さんの水
（祇園橋際ポケットパーク）

城下町の水
（明八橋そば）

せんばの水
（洗馬橋電停前）

城見の水
（熊本市役所前）

(2)　地下水都市熊本空間創出整備事業補助制度

熊本水遺産に登録されている湧水地等の修繕を行う場合に助成を行います。

年度	件数	補助額 （千円）
平成 22 年度	2	1,581
平成 23 年度	2	1,226
平成 24 年度	1	241
平成 25 年度	3	525
平成 26 年度	1	1,000
平成 27 年度	2	733
平成 28 年度	1	28
平成 29 年度	0	0
平成 30 年度	1	56
令和元年度	1	500
令和 2 年度	0	0
令和 3 年度	1	500
令和 4 年度	0	0
令和 5 年度	0	0
令和 6 年度	0	0

Ⅶ　参考資料

資料１

水保全行政の沿革

(1)　都市宣言

①　都市宣言に至る経緯

熊本市は、古くから清れつな地下水に恵まれ、上水道の全量を地下水で賄うとともに、工業や農業など多種多様な用途に地下水が利用されてきました。

しかし、生活水準の向上や産業経済の発展等に伴い、地下水の需要は年々増加し、湧水量が減少する等の地下水障害が一部の地域で生じ始めました。

このような状況から、昭和 48 年度（1973 年度）から昭和 49 年度（1974 年度）の 2 カ年にわたって、市と県の共同により「熊本市及び周辺地域地下水調査」（水資源研究会：会長山本荘毅）が実施され、阿蘇西麓 600km^2 の範囲（当時 20 市町村）で、地下水の利用可能量とその流動機構並びにかん養について検討が行われました。

その結果、この地域では地下水流出量（地下水採取量、湧水量、海や他の地下水区への流出量）がかん養量を上回っていることが報告されました。

さらに、昭和 50 年（1975 年）には日本住宅公団九州支社が水道局の健軍水源地に隣接する約 3.2ha の土地に、高層分譲住宅団地の建設を計画しました。そのため、水源地に影響を与えるとして、建設予定地周辺の市民の反対運動が展開され、熊本市でも所要の調査を実施しました。

以上のような諸調査や問題等に起因して、地下水に対する市民の関心が次第に高まり、昭和 51 年（1976 年）3 月 22 日、市議会で“限りある地下水を永久に保全し、後世まで守り伝える”旨の「地下水保全都市宣言」が決議されました。

②　都市宣言

地下水保全都市宣言

限りある地球の資源の保全は、自然環境の回復と共に人類共通の課題であり、水資源についてもその例外ではない。

古来、わが熊本市は豊かな緑と清冽な地下水に恵まれた自然の下生々発展を遂げて来たが、今日における無秩序な地下水の開発と自然環境の破壊は、今や地下水の汚染をはじめその枯渇さえ憂慮される状態にある。

よって、本議会は市民の総意を結集して自然環境の回復、保全をはかり、貴重な水資源を後世まで守り伝えていくことを誓い、ここにわが熊本市を地下水保全 都市とすることを宣言する。

昭和 51 年 3 月　熊本市議会

③　熊本市地下水保全条例

この宣言に対応するために、昭和 51 年（1976 年）5 月に、地下水に関する関係課長をメンバーとした「地下水保全対策研究会」が庁内に発足し、検討を重ねた結果、昭和 52 年（1977 年）9 月に飲料水その他市民生活に必要な水の確保を図ることを目的とした「熊本市地下水保全条例」の制定に至りました。

(2)行政の経過

①　組織の変遷

年　　月	主　な　事　項
S52 年 5 月	水道局総務部に「地下水保全対策室」を設置
58 年 4 月	保健衛生局に環境部が新設され、「水資源対策室」として改称移管
61 年 9 月	「市地下水保全対策協議会」を設置
10 月	「熊本地域地下水保全対策会議」を設置（県・本市を含む 16 市町村）
62 年 4 月	企画広報部に「水資源対策プロジェクト」を設置
8 月	「水資源対策室」を「水資源保全課」に改称 「市水問題推進懇談会」を設置
63 年 4 月	企画広報部へ「水資源対策室」として改称移管
H 元年 7 月	「熊本の水を良くするボランティア協議会」が設置される。（21 団体）
2 年 1 月	保健衛生局へ「地下水保全対策室」として改称移管 「地下水保全対策事業推進本部」を設置
3 年 3 月	「(財)熊本地下水基金」を設立
4 年 4 月	新設された環境保全局に「地下水保全部」が新設され 「保全第一課」「保全第二課」の 2 課制となる。
7 年 2 月	「熊本地域地下水保全活用協議会」が設置される。
8 年 4 月	「保全第一課」「保全第二課」を統合して「地下水保全課」となる。
10 年 4 月	「地下水保全課」を「水保全課」に改称、改組織
10 年 5 月	「地下水保全対策事業推進本部」を廃止
11 年 4 月	改組織（農業振興課林務に関する業務の一部が移管）、係新設及び改称
24 年 4 月	部制廃止により、環境局水保全課となる
28 年 4 月	部制により環境局 環境推進部 水保全課となる

②　条例等の整備

年　　月	主　な　事　項
S51 年 03 月	「地下水保全都市宣言」を市議会で決議
52 年 09 月	「熊本市地下水保全条例」を制定
54 年 06 月	「熊本市地下水保全条例」を改正
8 月	「水量測定器等設置補助交付規則」を施行
61 年 09 月	「地下水保全対策協議会設置要綱」を施行
H2 年 01 月	「地下水保全対策事業推進本部規程」を施行
2 月	「まちかど親水計画」策定
3 年 03 月	「熊本市地下水保全条例」を改正

9年01月	「地下水採取量等公表要綱」を施行
7月	「不用浄化槽雨水貯留施設転用補助金交付要綱」を施行
10年05月	「地下水保全対策事業推進本部規程」を廃止
16年03月	「熊本市地下水量保全プラン」を策定
19年12月	「熊本市地下水保全条例」を改正
21年03月	「熊本市地下水保全プラン」を策定 「熊本市地下水保全条例」を改正
21年 9月	「土壌汚染対策法に基づく許可手数料条例」を制定
25年 3月	「熊本市地下水保全条例」を改正
26年 3月	「第２次熊本市地下水保全プラン」を策定
29年6月	「熊本市東部堆肥センター条例」を制定
30年9月	「熊本市地下水保全条例」を改正 「熊本市東部堆肥センター条例」を改正
R2年3月	「第３次熊本市地下水保全プラン」を策定
4年3月	「熊本市東部堆肥センター条例」を改正
12月	「熊本市東部堆肥センター条例」を改正
5年5月	「ＰＦＯＳ・ＰＦＯＡ対策地下水保全特別プロジェクトチーム設置要綱」を施行
7年2月	「第３次熊本市地下水保全プラン」の計画期間を1年延長

③　広報啓発の年表

年　　月	主　な　事　項
S61年 8月	都市宣言10周年記念シンポジウム（基調講演：大山のぶよ） 「熊本の地下水」パンフレット作成
62年10月	アンケート調査（対象は市政モニター）
63年 7月	啓発ビデオを製作
6月	ウォーターフェア
H元年 6月	小学生書道コンテスト
8月	「高遊原地下浸透ダム」パンフレットを作成 ウォーターフェア 「熊本の地下水」パンフレット改訂
2年 6月	水資源国際会議 中学生水のポスターコンクール
8月	ウォーターフェア 「まちかど親水計画」パンフレット作成（県・市共同）
11月	講演会（対象は市職員）　　親と子の水の旅
3年 6月	中学生水のポスターコンクール
8月	ウォーターフェア
11月	親と子の水の旅
4年 2月	講演会（対象は市及び周辺15市町村職員）
6月	中学生水のポスターコンクール
8月	水のフェスティバル　　親と子の水の旅
5年 5月	節水キャンペーンマーク・キャッチフレーズ募集
6月	中学生水のポスターコンクール
8月	水のフェスティバル
9月	親と子の水の旅　　水の講演会
6年 3月	節水ハンドブック作成 節水シール作成
6月	中学生水のポスターコンクール
8月	水のフェスティバル 親と子の水の旅　　水の講演会
7年 6月	中学生水のポスターコンクール
7月	節水キャンペーン強化月間を新設（7～8月）
8月	親と子の水の旅　　水の講演会
8年 3月	「熊本の地下水」パンフレット改訂
6月	中学生水のポスターコンクール
7月	節水キャンペーン強化月間（7～8月）
8月	水の講演会　　親と子の水の旅
11月	都市宣言20周年記念式典
9年 6月	中学生水のポスターコンクール
7月	節水キャンペーン強化月間（7～8月）
8月	水の講演会　　親と子の水の旅
8~12月	節水コンクール（県及び16市町村）
10年 6月	中学生水のポスターコンクール
7月	節水キャンペーン強化月間（7～8月）
8月	水の講演会　　親と子の水の旅
11年 6月	中学生水のポスターコンクール
7月	節水キャンペーン強化月間（7～8月）
8月	親と子の水の旅
11月	節水コンクール(県及び16市町村)（11～12月）
12年 6月	中学生水のポスターコンクール
7月	節水キャンペーン強化月間（7～8月）
8月	親と子の水の旅
13年 6月	中学生水のポスターコンクール
7月	節水キャンペーン強化月間（7～8月）
8月	親と子の水の旅
14年 6月	中学生水のポスターコンクール
7月	節水キャンペーン強化月間（7～8月）
8月	親と子の水の旅
15年 6月	中学生水のポスターコンクール
7月	節水キャンペーン強化月間（7～8月）

16年 6月	中学生水のポスターコンクール
	節水推進パートナーシップ会議（17年1月まで計8回開催）
7月	節水キャンペーン強化月間（7～8月）
	節水広告電車（7～3月）
12月	くまもと水の未来シンポジウム
17年 1月	「くまもと湧く湧く節水行動計画」提案
4月	節水推進パートナーシップ会議（17年11月まで計6回開催）
	「わくわく節水倶楽部」設置
6月	中学生水のポスターコンクール
	節水社会実験広報開始式　　プレ節水社会実験
7月	節水社会実験
	節水パレード
	節水キャンペーン強化月間（7～8月）
18年 4月	節水推進パートナーシップ会議（18年12月まで計6回開催）
6月	中学生水のポスターコンクール
7月	節水社会実験
7・8月	節水キャンペーン強化月間
19年4月	節水推進パートナーシップ会議（19年12月まで計6回開催）
6月	中学生水のポスターコンクール
7月	節水社会実験　わくわく節水キャンペーン（7～10月）
20年 4月	節水推進パートナーシップ会議（20年12月まで計6回開催）
6月	第10回日本水大賞ｸﾞﾗﾝﾌﾟﾘ受賞
	中学生水のポスターコンクール
	平成の名水百選に水前寺江津湖湧水群と金峰山湧水群認定
7月	節水強化月間（7～9月）
	わくわく節水キャンペーン（7～10月）
21年 5月	節水推進パートナーシップ会議（22年1月まで計6回開催）
6月	中学生水のポスターコンクール
7月	節水パレード
	節水強化月間（7～9月）
	わくわく節水キャンペーン（7～10月）
22年 5月	節水推進パートナーシップ会議（23年3月まで計5回開催）
6月	節水強化月間及びくまもと「水」検定オープニングイベント
7月	節水強化月間（7～9月）
	わくわく節水キャンペーン（7～10月）
23年7月	「夏季の節水重点期間」オープニングパレード
7月	地下水学習バスツアー（24年1月まで計5回開催）
	夏季の節水重点期間（7～8月）
	わくわく節水キャンペーン（7～10月）
24年 1月	熊本の水を守るシンポジウム
7月	「夏季の節水重点期間」オープニングパレード
	夏季の節水重点期間（7～8月）
	わくわく節水キャンペーン（7～10月）

11月	地下水学習バスツアー（25年2月まで計5回開催）
25年6月	「夏季の節水重点期間」オープニングパレード
7月	夏季の節水重点期間（7～8月）
	わくわく節水キャンペーン（7～10月）
	水のキャッチフレーズコンクール（7～12月）
9月	地下水学習バスツアー（25年12月まで計3回開催）
26年6月	「夏季の節水重点期間」オープニングパレード
7月	夏季の節水重点期間（～8月）
	わくわく節水キャンペーン（～10月）
8月	地下水学習バスツアー（一般向け：27年3月まで計5回開催）
9月	地下水学習バスツアー（報道・観光業者向け）
27年7月	「夏季の節水重点期間」オープニングパレード
	夏季の節水重点期間（～8月）
	わくわく節水キャンペーン（～10月）
8月	くまもとの水バスツアー：夏休み偏「加藤清正と水」
10月	くまもとの水バスツアー：「金峰山系の織りなす熊本の文化」
11月	くまもとの水バスツアー：「水の郷川尻界隈散策」
28年7月	「夏季の節水重点期間」（7月～8月）
8月	夏季の節水重点 街なかイベント
8月	くまもとの水バスツアー「上下水道のしくみと水遺産」
11月	くまもとの水バスツアー「上下水道施設と水前寺江津湖公園散策」
29年3月	くまもとの水バスツアー「水遺産散策と上下水道施設見学」
7月	「夏季の節水重点期間」オープニングパレード
	夏季の節水重点期間（～8月）
30年7月	「夏季の節水重点期間」オープニングパレード
	夏季の節水重点期間（～8月）
R元年7月	「夏季の節水重点期間」オープニングパレード
	夏季の節水重点期間（～8月）
2年7月	夏季の節水重点期間（～8月）
	「世界に誇る地下水都市くまもと」インスタ投稿キャンペーン
	「くまもと「水」検定LINEクイズ」（～8月）
3年7月	夏季の節水重点期間（～8月）
11月	「水の学び舎 in イオンモール熊本」（イオンモール熊本共催）
4年7月	夏季の節水重点期間（～8月）
11月	「水の学び舎 in イオンモール熊本」（イオンモール熊本共催）
5年7月	夏季の節水重点期間（～8月）
	「水の学び舎 in イオンモール熊本」（イオンモール熊本共催）
6年7月	夏季の節水重点期間（～8月）
11月	熊本市水道100周年記念イベントに合わせた節水イベント
12月	節水イベント「君は 1 日何リットル使ってる?!節水クイズラリー！&ワークショップつまめる水をつくろう！」

④水量保全の年表

年　　月	主　な　事　項
S48 年	市及び周辺地域の地下水調査（県・市共同、Ｓ48～Ｓ49）
55 年 9 月	市上水道研究会が地下水調査報告書を提出
58 年	河川水位の観測を開始（加勢、画図、秋津橋、八景水谷）
59 年	熊本地域の地下水調査（県・市共同、Ｓ59～Ｓ60）
61 年 8 月	地下水位観測井を初めて設置（水前寺） 地下水利用実態調査　（Ｓ61～Ｓ62）
62 年 8 月	水問題推進懇談会を設置 ※平成 3 年（1991 年）2 月の第 21 回まで開催
63 年 7 月	畑面雨水浸透試験（県・市共同）
63 年 7 月	家庭用水、都市活動用水使用合理化調査 （アンケート調査、実態調査） 熊本地域工業用水の使用合理化指導事業（Ｓ63～Ｈ4）
Ｈ元年 1 月 4 月	ビニールハウス圃場雨水浸透モデル実験（県・市共同、Ｈ元～Ｈ3） 家庭用水合理化指導に着手（節水モデル地区、節水教室推進校） 都市活動用水の使用合理化調査（県・市共同） 水源かん養林造成事業に着手
2 年 9 月	地下水かん養池モデル実験池を築造（県・市共同） 長期水需給予測調査（H2～H3）
3 年	四町合併に伴う井戸実態調査
4 年 3 月	水問題推進懇談会を終了（第 21 回） 「地下水保全のための提言」を市長へ提出 ビニールハウス雨水浸透施設モデル施設を設置（北部町大鳥居） 熊本地域土地利用現況図を作成（県・市共同）
5 年 2 月 3 月	ビニールハウス雨水浸透施設の補助事業開始 都市活動用水合理化パンフレットを作成（県・市共同） 下水処理水循環・雨水利用調査 第二次熊本地域工業用水の使用合理化指導事業（県・市共同、H5～H9） 熊本地域地下水総合調査（県・市共同、H5～H6）
6 年 10 月	地下水情報板を設置
7 年 3 月 7 月 9 月 10 月	熊本地域地下水総合調査報告書作成（県・市共同） 雨水利用システム設計指針を作成 熊本地域地下水かん養対策推進事業（県・市共同） 都市活動用水の使用合理化指導対象事業所の説明会 都市活動用水合理化指導事業開始（H12 まで実施） 熊本地域地下水総合保全管理計画策定検討委員会を設置
8 年 3 月 11 月	熊本地域地下水総合保全管理計画を策定（県・市共同） 熊本地域地下水かん養実験事業（県・市共同） 白川中流域水田湛水（11 月～H9.3 月）
9 年 2 月 3 月 6 月 7 月 11 月	地下水採取量公表（上位 50 社） 地下水観測井の水位データのオンライン化 原野地下水かん養実験（H11 まで(財)熊本地下水基金で実施） 不用浄化槽雨水貯留施設転用の補助事業開始 白川中流域水田かん養モデル事業（(財)熊本地下水基金で実施）
10 年 6 月 9 月	原野地下水かん養事業（H12 まで実施） 熊本地域地下水かん養水質調査事業（県・市共同）
11 年 4 月 12 月	節水及び雨水利用促進モデル事業開始（H12 まで実施） 白川中流域水田利用検討委員会を設置（H12 まで計 4 回開催）
12 年 1 月 9 月 11 月	西原村と「森林整備協定」締結 画図地区の自噴井戸調査及び適正利用指導（約 1,100 戸） 矢部町と「森林整備協定」締結
13 年 3 月 4 月 5 月 11 月	都市活動用水合理化指導事業終了 都市活動用水の使用合理化報告書作成 画図地区の自噴井戸調査及び適正利用指導（415 戸） 白川中流域水田かん養モデル事業開始（H15 まで実施） 市内の湧水地現況調査（49 箇所、一部は井戸を含む）
14 年 6 月 10 月 11 月	地下水保全事業に係る庁内連絡会議を設置（計 3 回開催） 県が熊本県水資源対策会議における「白川中流域水田活用」の検討に係る作業部会を設置 白川中流域地下水かん養機能経済評価委員会開催（計 4 回）
15 年 3 月 4 月 6 月 7 月 8 月 11 月 12 月	第 8 回作業部会で水田湛水実施の基本的方向について合意 白川中流域地下水かん養機能経済評価調査報告書作成 地下水保全事業に係る庁内連絡会議を 4 月と 12 月に開催 熊本市地下水量保全プランの基本的方向について発表 白川中流域水田活用連絡協議会が発足 地下水保全の為の経済的手法に関する庁内検討会設置（計 3 回開催） 田んぼの学校ｉｎ白川中流域を白川中流域水土里ﾈｯﾄ協議会と共催 第 2 回協議会で水田湛水実施について合意 菊陽町すぎなみフェスタ、大津町からいもフェスティバルに参加 白川中流域水田活用シンポジウム開催（県、市で実行委員会組織） パンフレット「くまもとの豊かな地下水を守るために」（白川中流域の農業と地下水保全）を作成

16 年 1 月	大津町、菊陽町、水循環型営農推進協議会と「白川中流域における水田湛水推進に関する協定」締結
2 月	大津町、菊陽町新農業推進対策本部員会議で水田湛水の協力依頼
	菊陽町の新農業ビジョン集落説明会で水田湛水の協力依頼
3 月	雨水貯留タンクを市内の小学校 10 校に設置
5 月	熊本市地下水量保全プランを策定
8 月	白川中流域水田かん養事業（～10 月）
10 月	米作り体験実施（11 月まで 7 回）
11 月	田んぼの学校を白川中流域土地改良区協議会と共催（菊陽町）
	「白川中流域発－江津湖行：水でつながる交流ツアー」開催
12 月	菊陽町すぎなみフェスタ、大津町からいもフェスティバルに参加
17 年 1 月	地下水かん養域設定調査及び建築物基礎工事地下水影響調査
2 月	水ブランド創造戦略基礎調査
	大津町、高森町と「水源かん養林」森林整備協定締結
	白川中流域水田活用連絡協議会
	熊本地域地下水保全対策調査報告書作成（県・市共同）
4 月	雨水貯留タンク設置の補助事業開始
5 月	白川中流域水田かん養事業（～10 月）
5 月	米作り体験実施（11 月まで 6 回）
7 月	雨水貯留タンクを市内の小学校 10 校に設置
	第 1 回白川中流域水田活用連絡協議会開催
9 月	地下水かん養域設定調査及び建築物基礎工事地下水影響調査（～3 月）
10 月	田んぼの学校 in 白川中流域
	親子わくわく水環境ツアー
	菊陽町すぎなみフェスタ、大津町からいもフェスティバルに参加
11 月	水ブランド創造プラン作成プロジェクト会議（3 月まで 9 回開催）
18 年 1 月	佐土原地区現地浸透調査業務委託
	第２回白川中流域水田活用連絡協議会開催
3 月	地下水位監視システム更新
5 月	白川中流域水田かん養事業（～10 月）
	米作り体験実施（11 月まで 6 回）
6 月	田んぼの学校 in 白川中流域（10 月と計 2 回）
7 月	雨水貯留タンクを市内の小学校 24 校に設置
10 月	親子わくわく水環境ツアー
11 月	菊陽町すぎなみフェスタ、大津町からいもフェスティバルに参加
19 年 2 月	白川中流域水田活用連絡協議会
5 月	白川中流域水田かん養事業（～10 月）
	米作り体験実施（11 月まで 6 回）
6 月	田んぼの学校 in 白川中流域（10 月と計 2 回）
7 月	雨水貯留タンクを市内の小学校 27 校に設置
10 月	親子わくわく水環境ツアー
11 月	菊陽町すぎなみフェスタ、大津町からいもフェスティバルに参加

20 年 2 月	白川中流域水田活用連絡協議会
5 月	白川中流域水田かん養事業（～10 月）
6 月	田んぼの学校 in 白川中流域（10 月と計 2 回）
7 月	雨水貯留タンクを市内の中学校 19 校に設置
11 月	菊陽町すぎなみフェスタ、大津町からいもフェスティバルに参加
21 年 2 月	白川中流域水田活用連絡協議会
3 月	熊本市地下水保全プランを策定
5 月	白川中流域水田かん養事業（～10 月）
6 月	田んぼの学校 in 白川中流域（10 月と計 2 回）
7 月	雨水貯留タンクを市内の小学校 1 校、中学校 19 校に設置
11 月	大津町、西原村、南阿蘇村と「水源かん養林」森林整備協定締結
22 年 2 月	白川中流域水田活用連絡協議会
5 月	白川中流域水田かん養事業（～10 月）
6 月	水循環型営農推進協議会（第２回は翌２月開催）
	田んぼの学校 in 白川中流域開催（10 月と計 2 回）
8 月	雨水貯留タンクを市内の小学校 11 校、中学校 4 校に設置
23 年 2 月	水循環型営農推進協議会（第２回）
	白川中流域水田湛水事業（～10 月）
5 月	水循環型営農推進協議会（第１回）
6 月	田んぼの学校 in 白川中流域開催（田植え体験ほか）
10 月	田んぼの学校 in 白川中流域開催（稲刈り体験ほか）
24 年 2 月	水循環型営農推進協議会（第２回）
5 月	白川中流域水田湛水事業（～10 月）
6 月	水循環型営農推進協議会（第１回）
	田んぼの学校 in 白川中流域開催（田植え体験ほか）
10 月	水循環型営農推進協議会（第２回）
	田んぼの学校 in 白川中流域開催（稲刈り体験ほか）
25 年 2 月	水循環型営農推進協議会（第３回）
	新規企業水田湛水事業参入調印式
5 月	白川中流域水田湛水事業（～10 月）
6 月	水循環型営農推進協議会（第 1 回、第 2 回）
	田んぼの学校 in 白川中流域開催（田植え体験ほか）
10 月	水循環型営農推進協議会（第 3 回）
	田んぼの学校 in 白川中流域開催（稲刈り体験ほか）
11 月	熊本市水源かん養林整備方針の改定

26 年 1 月	大津町、菊陽町、水循環型営農推進協議会と「白川中流域における水田湛水推進に関する協定」締結（第 2 次）
2 月	水循環型営農推進協議会（第 4 回）
3 月	第 2 次熊本市地下水保全プランを策定
	雨水貯留タンクを市内の小学校 1 校に設置
5 月	白川中流域水田湛水事業（～10 月）
6 月	水循環型営農推進協議会（第 1 回）
	田んぼの学校ｉｎ白川中流域開催（田植え体験ほか）
10 月	田んぼの学校ｉｎ白川中流域開催（稲刈り体験ほか）
27 年 1 月	大津町、西原村、南阿蘇村と「水源かん養林」森林整備協定締結
2 月	水循環型営農推進協議会（第 2 回）
	熊本市、大津町、西原村、南阿蘇村 4 市町村合同植樹祭開催
5 月	白川中流域水田湛水事業（～10 月）
6 月	水循環型営農推進協議会（第 1 回）
	田んぼの学校 in 白川中流域開催（田植え体験ほか）
10 月	田んぼの学校 in 白川中流域開催（稲刈り体験ほか）
28 年 2 月	水循環型営農推進協議会（第 2 回）
5 月	白川中流域水田湛水事業（～10 月）
6 月	水循環型営農推進協議会（第 1 回）
12 月	水循環型営農推進協議会（第 2 回）
29 年 2 月	水循環型営農推進協議会（第 3 回）
5 月	白川中流域水田湛水事業（～10 月）
6 月	水循環型営農推進協議会（第 1 回）
	白川中流域水田湛水事業、降水量が少ない為一時中断（14～23 日）
	田んぼの学校 in 白川中流域開催（田植え体験ほか）
10 月	田んぼの学校 in 白川中流域開催（稲刈り体験ほか）
30 年 2 月	水循環型営農推進協議会（第 2 回）
5 月	白川中流域水田湛水事業（～10 月）
	水循環型営農推進協議会（第 1 回）
9 月	田んぼの学校 in 白川中流域（台風接近のため中止）
10 月	田んぼの学校 in 白川中流域（台風接近のため中止）
31 年 1 月	水循環型営農推進協議会（第 2 回）
2 月	水循環型営農推進協議会（第 3 回）
R 元年 5 月	白川中流域水田湛水事業（～10 月）
6 月	水循環型営農推進協議会（第 1 回）
	白川中流域水田湛水事業、降水量が少ない為一時中断（6/14～6/29）
7 月	田んぼの学校 in 白川中流域開催
2 年 1 月	水循環型営農推進協議会（第 2 回）
5 月	白川中流域水田湛水事業（～10 月）
6 月	水循環型営農推進協議会（第 1 回：書面議決）
	田んぼの学校 in 白川中流域（新型コロナ感染拡大防止のため中止）
3 年 1 月	水循環型営農推進協議会（第 2 回：書面議決）
5 月	白川中流域水田湛水事業（～10 月）
6 月	水循環型営農推進協議会（第 1 回：書面議決）
	白川中流域田んぼハイスクール（田植え体験ほか）
11 月	白川中流域田んぼハイスクール（稲刈り体験ほか）
4 年 5 月	白川中流域水田湛水事業（～10 月）
6 月	水循環型営農推進協議会（第 1 回）
	白川中流域田んぼハイスクール（田植え体験ほか）
8 月	白川中流域田んぼハイスクール（かんがい施設見学ほか）
10 月	白川中流域田んぼハイスクール（稲刈り体験ほか）
5 年 2 月	水循環型営農推進協議会（第 2 回）
5 月	白川中流域水田湛水事業（～10 月）
	水循環型営農推進協議会（第 1 回）
6 月	水循環型営農推進協議会（第 2 回）
	白川中流域田んぼハイスクール（田植え体験ほか）
8 月	白川中流域田んぼハイスクール（かんがい施設見学ほか）
10 月	白川中流域田んぼハイスクール（稲刈り体験ほか）
6 年 1 月	水循環型営農推進協議会（第 3 回）
2 月	大津町、菊陽町、水循環型営農推進協議会と「白川中流域における水田湛水推進に関する協定」締結（第 3 次）
5 月	白川中流域水田湛水事業（～10 月）※協議会は冬期湛水も実施
6 月	水循環型営農推進協議会（第 1 回）
	田んぼの学校 in 白川中流域開催（田植え体験ほか）
7 月	西原村と「水源かん養林」森林整備協定締結
10 月	田んぼの学校 in 白川中流域開催（稲刈り体験ほか）
7 年 1 月	水循環型営農推進協議会（第 2 回）
2 月	水循環型営農推進協議会（第 3 回）

⑤　水質保全の年表

年　　月	主　な　事　項
S48 年 1 月	水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による排水基準を定める条例の施行（上乗せ排水基準を設定）
49 年 5 月	水質汚濁防止法施行令第 10 条(事務の委任)の政令市となる。
57 年 5 月	江津湖の水質調査を開始（5 月、8 月、11 月）
58 年 10 月	地下水汚染実態調査（有機塩素系化合物、環境庁地下水汚染実態調査発表に基づくもの）
59～60 年	地下水汚染実態調査
60 年 7 月 10 月	水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による排水基準を定める条例の改正（上乗せ排水基準の見直し） 生活雑排水対策モデル地区実践活動(藻器堀川流域 366 世帯)

61 年 10 月 61～H 元年	生活雑排水対策モデル地区実践活動(健軍川流域 242 世帯) 地下水汚染追跡調査
62 年 10 月	フィンガープリント法による汚染調査
63 年 7 月 10 月	地下水質観測井を設置（春竹地区） 地下水質実態調査　　汚染井戸の追跡調査 水質汚濁防止法の改正（有害物質指定） 定点監視
H 元年 11 月	地下水の砒素（ひそ）汚染の実態調査 阿蘇山の活動による火山灰で白川に大量のへい死魚発生
2 年 3 月 7 月	地下水汚染物質除去実験に着手（ＰＣＥ、春竹地区） 高平台地区地下水汚染調査（ＴＣＥ、県市共同、H元～H3）
3 年 1 月 3 月 4 月	東野地区でガソリンによる地下水汚染発生 ガソリン汚染対策班を設置 熊本県地下水質保全条例の施行
4 年 2 月 6 月 9 月	東野地区でガソリン成分除去に着手 高平台地区で揚水ばっ気処理方式によるＴＣＥ除去に着手 高平台地区でガス吸引処理方式に着手
5 年 5 月 8 月 9 月	高平台地区で活性炭吸着方式に着手 熊本市生活雑排水対策普及推進員制度発足 高平台地区揚水ばっ気処理方式のプラント能力を増強
6 年 3 月	高平台地区のガス吸引処理方式に着手 西部地域の地下水質調査（砒素（ひそ）・鉛）
7 年 3 月 10 月	井芹川上流域(山王橋)が生活排水対策重点地域に指定 東部地区の硝酸性窒素水質調査
8 年 3 月	井芹川生活排水対策推進計画を策定
9 年 1 月 2 月 10 月	高平台地区で小型ガス吸引処理方式に着手 廃油石鹸製造装置購入 地下水浄化対策検討委員会
10 年 2 月 12 月	地下水浄化対策検討委員会 地下水汚染の光触媒利用浄化新技術実証調査（環境庁） 清水地区、健軍地区で地下水浄化装置の運転開始
11 年 10 月 11 月	旧北部町、河内町地区で硝酸性窒素汚染機構解明調査を開始 熊本城備前堀浄化手法調査を開始 環境ホルモン調査を開始
12 年 1 月 12 月	ダイオキシン類対策特別措置法が施行 ダイオキシン類調査を開始
13 年 2 月 12 月	西部地域の地下水質調査（ふっ素、ほう素） 地下水浄化対策検討委員会
14 年 2 月 4 月 8 月 11 月	熊本地域硝酸性窒素削減対策会議を設置（熊本県主催） 東野地区ＭＮＡ検討開始（浄化装置停止） 有明海がんばれサミットが設立 有明海及び八代海を再生するための特別措置法が施行

15 年 2 月 4 月 6 月 7 月 12 月	土壌汚染対策法が施行 清水地区地下水浄化を事業者自主浄化に移行 西部地域における地下水のヒ素調査 土壌汚染対策法に係る事業者説明会開催 高平地区地下水浄化を事業者自主浄化に移行
16 年 1 月	地下水浄化対策検討委員会
17 年 3 月	熊本地域硝酸性窒素削減計画策定（熊本県）
19 年 4 月 8 月	熊本市地下水、土壌及び公共用水域の汚染防止対策指針を策定 有明海沿岸市町推進連絡調整会議設立（がんばれサミット解散） 第 1 次熊本市硝酸性窒素削減計画策定 西部地域での地下水調査（ヒ素）
20 年 8 月	城東地区でテトラクロロエチレンによる汚染判明、周辺調査
21 年 4 月	熊本市硝酸性窒素対策検討委員会設置 熊本市硝酸性窒素対策検討委員会開催（5 月～ 計 4 回）
22 年 3 月	第 2 次熊本市硝酸性窒素削減計画策定
23 年 1 月 10 月	熊本市硝酸性窒素対策検討委員会開催（1 月～ 計 2 回） 萩原地区で地下水汚染判明、周辺調査
24 年 3 月 9 月 11 月	第 2 次熊本市硝酸性窒素削減計画改訂（合併による） 春日地区で地下水汚染判明、周辺調査 熊本市硝酸性窒素対策検討委員会開催（11 月～ 計 2 回）
25 年 5 月 12 月	熊本市家畜排せつ物適正処理検討委員会設置 熊本市家畜排せつ物適正処理検討委員会開催（5 月～計 5 回） 熊本市硝酸性窒素対策検討委員会開催（12 月～計 2 回）
26 年 3 月 7 月	熊本市家畜排せつ物処理施設整備基本計画策定 熊本市硝酸性窒素対策検討委員会開催（7 月～計 3 回）
27 年 3 月	第 3 次熊本市硝酸性窒素削減計画策定 熊本市家畜排せつ物適正処理検討委員会開催（計 4 回）
28 年 10 月 12 月	環境調和型バイオマス資源活用モデル事業を環境省より受託 ※令和年 3 月まで 熊本市家畜排せつ物適正処理検討委員会開催
29 年 2 月	熊本市硝酸性窒素対策検討委員会開催
30 年 1 月	熊本市硝酸性窒素対策検討委員会開催
31 年 1 月 3 月 4 月 R 元年 11 月	環境調和型バイオマス資源活用モデル事業の実証試験を開始 熊本市硝酸性窒素対策検討委員会開催 東部浄化センター内に環境調和型バイオマス資源活用モデル事業による家畜排せつ物受入施設が竣工 東部堆肥センター竣工 東部堆肥センター稼働開始 熊本市硝酸性窒素対策検討委員会開催（11 月～計 2 回）
2 年 3 月	第 4 次熊本市硝酸性窒素削減計画策定
5 年 3 月	植木地区及び白川地区で地下水における PFOS・PFOA の指針値超過が判明、調査開始

5年5月	PFOS・PFOA対策地下水保全特別プロジェクトチームを設置 PFOS・PFOA対策地下水保全特別プロジェクトチーム第1回会議開催
8月	PFOS・PFOA対策地下水保全特別プロジェクトチーム第2回会議開催
11月	PFOS・PFOA対策地下水保全特別プロジェクトチーム第3回会議開催
2月	熊本市硝酸性窒素対策検討委員会開催
6年9月	第1回熊本市硝酸性窒素対策検討委員会開催
12月	PFOS・PFOA対策地下水保全特別プロジェクトチーム第4回会議開催
7年2月	第1回熊本市有機フッ素化合物対策専門家会議開催
3月	第2回熊本市硝酸性窒素対策検討委員会開催 第3回熊本市硝酸性窒素対策検討委員会開催 第5次熊本市硝酸性窒素削減計画策定

⑥ 水ブランド推進の年表

年　月	主　な　事　項
16年12月	水ブランド創造戦略基礎調査
17年 8月	水ブランド創造プラン作成プロジェクト会議（3月まで9回開催）
18年 5月	熊本オフィシャルウォーター「熊本水物語」発表、発売
10月	くまもと水ブランド創造シンポジウム2006（地下水保全都市宣言30周年記念） くまもと水ブランド創造プラン策定
11月	熊本水遺産制度創設
12月	くまもとウォーターライフホームページ開設
19年 1月	築城400年祭くまもとウォーターライフ「若水」PRイベント くまもと水ブランド市民意識等調査
3月	くまもとウォーターライフガイドブック発行 熊本水遺産第1次登録（30件）及びくまもと水ブランドのシンボルマーク発表　　熊本水遺産巡り
3月	熊本オフィシャルウォーター「熊本水物語」発売開始
5月	熊本水遺産委員会開催
7月	日本一の地下水都市・熊本市フェア（福岡市・天神）
10月	水守・水検定研究会
20年 1月	新春・若水ふるまい
3月	熊本水遺産第2次登録（13件） 「日本一の地下水都市・熊本」ポスター制作
6月	くまもと「水」検定公式テキストブックの発行 第10回日本水大賞グランプリ受賞（東京国立博物館） 「平成の名水百選」（環境省）に水前寺江津湖湧水群と金峰山湧水群が認定。認定証交付式（東京都江東区の清澄庭園大正記念館）
8月	くまもと「水」検定3級試験実施、オープニングイベント開催
11月	くまもと「水」検定2級試験実施　　熊本水遺産めぐり
21年1月	第10回日本水大賞ｸﾞﾗﾝﾌﾟﾘ受賞記念ｼﾝﾎﾟｼﾞｳﾑ・同記念ﾊﾟｰﾃｨｰ
3月	熊本水遺産第3次登録（17件）
6月	くまもと「水守」登録証交付式・交流会の開催
8月	くまもと「水」検定3級試験実施 くまもと「水」検定3級試験in熊本市動植物園開催
11月	熊本水遺産めぐり
12月	くまもと「水」検定1級・2級試験実施
22年1月	くまもと水守・2010例会開催
7月	くまもと「水」検定3級試験実施
12月	くまもと「水」検定1級・2級試験実施
23年2月	くまもと水守・2011例会開催
7月	くまもと「水」検定3級試験実施（7～9月）
12月	くまもと「水」検定1級・2級試験実施
24年1月	熊本水遺産第4次登録（23件）
2月	くまもと水守・2012例会開催
7月	くまもと「水」検定3級試験実施（7～9月）
12月	くまもと「水」検定1級・2級試験実施
25年2月	くまもと水守・2013例会開催
3月	2013国連“生命の水”最優秀賞受賞（オランダ、ハーグ市） 熊本水遺産第5次登録（9件）
6月	くまもと「水」検定公式テキストブック「改定版」発行 くまもと「水」検定3級試験実施（7～9月）
8月	国連“生命の水”最優秀賞受賞記念シンポジウム
12月	くまもと「水」検定1級・2級試験実施
26年2月	くまもと水守・2014例会開催
3月	「国際“水フォーラム”in熊本」開催
7月	くまもと「水」検定3級試験実施（7～9月）
12月	くまもと「水」検定1級・2級試験実施
27年3月	くまもとウォーターライフホームページ英語版コンテンツ追加 くまもと水紀行BD・DVD英語版パンフレット・リーフレット作成
6月	くまもと「水」検定3級試験実施（～9月）
10月	第1回水の国高校生フォーラム開催
12月	くまもと「水」検定1級・2級試験実施
28年3月	くまもと水守・2016例会開催
6月	くまもと「水」検定3級試験実施（～9月）
10月	第2回水の国高校生フォーラム開催
11月	水資源保全全国自治体連絡会シンポジウムin熊本を開催
12月	くまもと「水」検定1級・2級試験実施
29年7月	くまもと「水」検定3級試験実施（～9月）
11月	第3回水の国高校生フォーラム開催
12月	くまもと「水」検定1級・2級試験実施

30年3月	くまもと水守・2018例会開催
7月	くまもと「水」検定3級試験実施（～9月）
11月	第4回水の国高校生フォーラム開催
12月	くまもと「水」検定1級・2級試験実施
R元年7月	くまもと「水」検定3級試験実施（～9月）
11月	くまもと水守・2019例会開催
	第5回水の国高校生フォーラム開催
12月	くまもと「水」検定1級・2級試験実施
2年7月	水検定LINEクイズ実施
3年5月	株式会社　良品計画と「水を通じた持続可能な社会の実現のための連携協定」を締結
7月	株式会社　良品計画との連携協定に基づくワークショップ実施（～3月）
	くまもと「水」検定3級試験実施（～10月）
11月	第6回水の国高校生フォーラム開催
4年4月	第4回アジア・太平洋水サミット
6月～12月	株式会社 良品計画との連携イベント
7月	くまもと「水」検定3級試験実施（～10月）
12月	くまもと「水」検定1級・2級試験実施
5年1月	第4回アジア・太平洋水サミットアフターイベント
3月	国連水会議2023（ニューヨーク）
5年7月	くまもと「水」検定3級試験実施（～10月）
11月	ユース水フォーラムアジア
12月	くまもと「水」検定1級・2級試験実施
	SDGs くまもと水の国プロジェクト NOW（後援）
6年5月	第10回世界水フォーラム（バリ）
7月	くまもと「水」検定3級試験実施（～10月）
11月	ユース水フォーラムアジア 2024（大邱市）
12月	くまもと「水」検定1級・2級試験実施
	SDGs くまもと水の国プロジェクト NOW 2024（後援）

⑦　地下水都市熊本空間創出の年表

年　　月	主　な　事　項
H21年6月	熊本市まちなかわくわく親水施設ｱｲﾃﾞｨｱ･ﾃﾞｻﾞｲﾝｺﾝﾃｽﾄ作品募集実施
8月	熊本市まちなかわくわく親水施設ｱｲﾃﾞｨｱ･ﾃﾞｻﾞｲﾝｺﾝﾃｽﾄ ｸﾞﾗﾝﾌﾟﾘ決定・表彰式
10月	地下水都市熊本空間創出整備方針策定
11月	熊本駅西口駅前広場親水施設実施設計業務委託着手
22年11月	熊本駅西口駅前広場親水施設完成
23年2月	街なか親水施設完成（祇園橋･明八橋･洗馬橋電停･市役所前）
3月	熊本駅新幹線口ｳｫｰﾀｰｽﾃｰｼｮﾝ・親水施設お披露目式開催

資料２

熊本市地下水保全条例

平成 19 年 12 月 25 日条例第 90 号
改正　平成 21 年 3 月 26 日条例第 15 号
平成 25 年 3 月 27 日条例第 18 号
平成 30 年 9 月 28 日条例第 78 号

第１章　総則（第１条－第７条）
第２章　地下水の水質の保全（第８条－第１０条の２）
第３章　地下水のかん養（第１１条－第１４条）
第４章　節水（第１５条－第１８条）
第５章　地下水の管理（第１９条－第２４条）
第６章　雑則（第２５条－第３３条）
第７章　罰則（第３４条－第３６条）

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、熊本市環境基本条例(昭和６３年条例第３５号)の趣旨に基づき、市民生活にとってかけがえのない資源である地下水を将来にわたって市民が享受できるよう、水質及び水量の両面から地下水の保全を図ることにより飲料水その他市民生活に必要な水を確保し、もって市民の健康で文化的な生活に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第２条　地下水は、雨水が本市及び他の市町村を含む広域的な範囲において、農林業活動等と相まって地下に浸透し、地中ではぐくまれ、流動していくという水循環の中で存在していることを踏まえて、その保全が図られなければならない。

２　地下水は、生活用水、農業用水、工業用水等として社会経済活動を支えている貴重な資源であることにかんがみ､公水(市民共通の財産としての地下水をいう。)との認識の下に、その保全が図られなければならない。

３　地下水の保全は、清れつな水質及び豊富な水量を将来にわたって維持していくものであることを旨として、市、市民及び事業者が、それぞれの責任と役割の下に、水質保全対策、かん養対策、節水対策等を総合的に推進することにより図られなければならない。

（地下水の定義）

第３条　この条例にいう「地下水」には、温泉法(昭和２３年法律第１２５号)第２条第１項に規定する温泉、鉱業法(昭和２５年法律第２８９号)第３条第１項に規定する可燃性天然ガスを溶存する地下水並びに河川法(昭和３９年法律第１６７号)第３条第１項及び第１００条第１項に規定する河川の流水であることが明らかなものは含まないものとする。

（市の責務）

第４条　市は、市民生活及び社会経済活動に支障が生じないようにするための総合的かつ広域的な地下水の保全対策に努めなければならない。

（国及び県その他の公共団体への要請）

第５条　市長は、国及び熊本県（以下「県」という。）その他の公共団体に係る事務について、この条例の目的達成のため必要と認めたときは、国及び県その他の公共団体に対し、必要な措置をとることを求めなければならない。

（市民及び事業者の責務）

第６条　市民及び事業者は、自ら地下水の保全に努めるとともに、市が行う地下水の保全のための取組に協力しなければならない。

（地下水採取者の責務）

第７条　地下水を採取する者（以下「地下水採取者」という。）は、地下水採取量の縮減に努め、自ら地下水の保全のために必要な措置を講ずるとともに、市が行う地下水の保全のための取組に協力しなければならない。

第２章　地下水の水質の保全

（水質保全）

第８条　市は、市民及び事業者とともに、県及び近隣市町村との連携を図りながら地下水の水質の保全に努めるものとする。

（地下水質保全対策指針）

第９条　市長は、地下水の水質を保全するため、次に掲げる事項を定めた地下水質保全対策指針を策定し、当該指針の普及に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

(1)　地下水の汚染の防止及び早期発見のための取組に関すること。
(2)　地下水が汚染された区域の監視及び改善に関すること。
(3)　地下水における硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度を低減させるための広域的取組に関すること。
(4)　事業者、農業関係団体及び関係行政機関との連携協力に関すること。

２　市民及び事業者は、前項の地下水質保全対策指針を踏まえて、自ら地下水の水質の保全に努めるとともに、市が行う水質保全対策に協力しなければならない。

（硝酸性窒素等削減対策）

第１０条　市長は、地下水における硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度の低減を図るため、市民、事業者、農業関係団体及び関係行政機関と連携して、窒素化合物の土壌への過剰な浸透の抑制（以下「硝酸性窒素等削減対策」という。）に取り組むものとする。

２　農業者は、肥料の適正な使用及び家畜排せつ物の適正な管理に努めるとともに、市が行う硝酸性窒素等削減対策に協力しなければならない。

第１０条の２　前条第２項に定めるもののほか、熊本市東部堆肥センター条例（平成２９年条例第４１号）第４条第１項の対象畜産農家等は、自ら所有し、又は管理する畜舎（同項の市長が指定する区域に存するものに限る。）から発生する乳牛又は肉用牛の排せつ物を、熊本市東部堆肥センターによる堆肥化その他の規則で定める方法により、適正に処理しなければならない。

２　市長は、前項の規定に違反した者に対し、同項の規定により適正に処理するよう勧告することができる。

３　市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、当該勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができる。

第３章　地下水のかん養

（地下水かん養対策の推進）

第１１条　市は、市民及び事業者とともに、県及び近隣市町村との連携を図りながら地下水のかん養対策を推進するものとする。

（地下水かん養対策指針）

第１２条　市長は、地下水のかん養を促進するため、次に掲げる事項を定めた地下水かん養

対策指針を策定し、当該指針の普及に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。
(1)　地下水のかん養に関する目標値の設定及び当該目標値を達成するための具体的取組に関すること。
(2)　地下水かん養促進地域の指定に関すること。
(3)　事業者、農業関係団体及び関係行政機関との連携協力に関すること。
２　市民及び事業者は、前項の地下水かん養対策指針を踏まえて、自ら地下水のかん養対策に努めるとともに、市が行うかん養対策に協力しなければならない。
（雨水浸透施設の設置）
第１３条　次の各号のいずれかに該当する行為をする者は、当該行為を行う土地における雨水の地下浸透が妨げられることを緩和するため、前条第１項の地下水かん養対策指針を踏まえて、当該土地において雨水浸透ます、緑地その他雨水を地下に浸透させるための施設を設置しなければならない。ただし、急傾斜地、低湿地等雨水を地下に浸透させることが不適当な地域を除くものとする。
(1)　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第４条第１２項に定める開発行為
(2)　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第１号に定める建築物（屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）に限る。）の建築
（大規模採取者の地下水かん養対策）
第１４条　地下水採取者のうち規則で定める者（以下「大規模採取者」という。）は、第１２条第１項の地下水かん養対策指針を踏まえて、近隣市町村の区域も含めた地域における地下水のかん養対策に努めなければならない。
２　大規模採取者は、前項のかん養対策の取組の状況について、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。
３　市長は、前項の規定による報告の内容について、規則で定めるところにより公表するものとする。

第４章　節水

（節水型社会の形成）
第１５条　市は、節水意識の啓発に努め、市民及び事業者とともに節水及び水の有効利用を促進し、節水型社会の形成を推進するものとする。
（節水対策指針）
第１６条　市長は、節水型社会の形成を促進するため、次に掲げる事項を定めた節水対策指針を策定し、当該指針の普及に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。
(1)　節水に関する目標値の設定及び当該目標値を達成するための具体的取組に関すること。
(2)　節水に関する市民運動及び節水教育の推進に関すること。
(3)　節水型機器の推奨及び利用の促進に関すること。
２　市民及び事業者は、前項の節水対策指針を踏まえて、自ら節水及び水の有効利用に努めるとともに、市が行う節水対策に協力しなければならない。
（建築時の配慮）
第１７条　建築物の建築（給水設備の新設、増設又は変更を伴うものに限る。）をする者は、前条第１項の節水対策指針を踏まえて、当該建築物において、節水に配慮した給水設備を設置しなければならない。
（大規模採取者の節水対策）
第１８条　大規模採取者は、規則で定めるところにより節水計画を作成し、市長に提出するとともに、その内容を誠実に実施しなければならない。
２　大規模採取者は、前項の節水計画の実施の状況について、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。
３　市長は、前項の規定による報告の内容について、規則で定めるところにより公表するものとする。

第５章　地下水の管理

（地下水の常時監視）
第１９条　市長は、地下水の水質及び水量の状況を常時監視しなければならない。
２　市長は、前項の規定に基づき常時監視を行うため必要があると認めるときは、井戸の設置者に対し、協力を求めることができる。
３　市長は、第１項の規定による常時監視の結果に基づき、地下水の水質及び水量の状況を定期又は臨時に公表するものとする。
（緊急時の措置）
第２０条　市長は、有害物質（カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定めるものをいう。）、毒物（毒物及び劇物取締法（昭和２５年法律第３０３号）第２条第１項に規定する毒物をいう。）その他の物質（以下これらを「汚染原因」という。）により地下水が汚染され、又は汚染されるおそれが明らかであり、速やかに汚染原因の除去その他の措置を講じなければ市民生活に重大な支障が生じると認めるときは、地下水の保全のため必要な措置を講ずるものとする。
２　市長は、前項の措置を講ずるため必要な限度において、地下水を汚染させ、又は汚染させるおそれがある者に対し、汚染原因の除去その他必要な措置をとるよう命ずることができる。
３　市長は、第１項の規定による措置を講ずるときは、地下水の汚染の状況その他必要な情報を速やかに公表するものとする。
４　市長は、第１項の規定により措置を講じたときは、地下水を汚染させ、又は汚染させるおそれがある者に対し、当該措置に要した費用の全部又は一部を請求することができる。
（過剰な採取の抑制）
第２１条　地下水採取者は、使用の用途に必要な量を著しく超えて採取をする等地下水の過剰な採取をしてはならない。
２　市長は、前項の規定に違反した地下水採取者に対し、地下水の採取量の縮減、地下水の有効利用その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
３　市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、当該勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができる。
（地下水利用管理者）
第２２条　地下水採取者のうち規則で定める者は、地下水の合理的な利用を図るため、地下水利用管理者を選任しなければならない。
２　地下水利用管理者の職務は、規則で定める。
（地下工事における地下水への影響防止）
第２３条　建築工事等において地下工事（杭打ち工事その他の工事で規則で定めるものをいう。）を行う者は、地下水の水質又は水量の保全に影響を及ぼさないよう措置を講じなければならない。
２　深さが１０メートルを超える地下工事を行おうとする者は、規則で定めるところによりあらかじめ市長に届け出なければならない。
（水道水源周辺工事の事前協議）

第２４条　市の水道事業における水道の水源となる井戸から規則で定める距離の範囲内で、水道事業の管理者が別に定める地域において地下工事を行おうとする者は、規則で定めるところによりあらかじめ水道事業の管理者と協議しなければならない。

第６章　雑則

（立入調査等）

第２５条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員又は市長が委任した者（以下「職員等」という。）に他人の土地又は建物に立ち入り、地下水又は土壌の状況に関する調査又は検査（以下「調査等」という。）をさせることができる。

２　前項の規定により調査等を行う職員等は、立入りの際、あらかじめその旨を土地の占有者に告げなければならない。

３　日出前又は日没後においては、土地の占有者の承諾があった場合を除き、第１項の規定による立入りをしてはならない。

４　第１項の規定により調査等を行う職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

５　市は、第１項の規定による立入りにより損失が生じた場合は、その損失を受けた者に対して、これを補償しなければならない。

６　土地の占有者は、正当な理由がなければ第１項の規定による調査等を拒み、又は妨げてはならない。

（報告の徴収及び助言等）

第２６条　市長は、地下水を保全するため必要があると認めるときは、地下水採取者、地下水を利用する者及び地下水に影響を与え、又は与えるおそれがある者に対し、地下水の保全のための措置の状況その他必要な事項に関し、報告を求め、又は助言し、若しくは指導することができる。

（違反者等の氏名等の公表）

第２７条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者の氏名等を公表することができる。

(1)　第１０条の２第３項の規定による命令を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく当該命令に従わない者

(2)　第１８条第１項の節水計画を作成せず、若しくは提出せず、又は実施しない者

(3)　第１８条第２項の規定による報告をしない者

(4)　第２０条第２項及び第２１条第３項の規定による命令を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく当該命令に従わない者

(5)　第２３条第２項の規定による届出をしない者

２　市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、その者に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

（援助）

第２８条　市は、地下水の保全を図るために必要な設備の設置又は改善を行う者に対して、必要な資金のあっせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

（表彰）

第２９条　市長は、地下水の保全に関し、顕著な功績があった者又は団体を表彰することができる。

２　前項の規定による表彰に係る選定基準その他必要な事項は、市長が別に定める。

（熊本市地下水浄化対策検討委員会の設置）

第３０条　地下水が汚染された区域の監視及び改善に関する重要な事項について調査審議するため、熊本市地下水浄化対策検討委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

２　委員会の委員は、５人以内とし、市長が委嘱する。

３　委員会の委員の任期は、４年とする。ただし、再任を妨げない。

４　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　前３項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（熊本市硝酸性窒素対策検討委員会の設置）

第３１条　硝酸性窒素等削減対策に関する重要な事項について調査審議するため、熊本市硝酸性窒素対策検討委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

２　委員会の委員は、６人以内とし、市長が委嘱する。

３　委員会の委員の任期は、４年とする。ただし、再任を妨げない。

４　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　前３項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（熊本市家畜排せつ物適正処理検討委員会の設置）

第３２条　家畜排せつ物適正処理に関する事項について調査審議するため、熊本市家畜排せつ物適性処理検討委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

２　委員会の委員は１０人以内とし、市長が委嘱する。

３　委員会の委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

４　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　前３項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第３３条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第７章　罰則

第３４条　第２０条第２項の規定による命令に違反した者は、３０万円以下の罰金に処する。

第３５条　次の各号のいずれかに該当する者は、３万円以下の罰金に処する。

(1)　第２１条第３項の規定による命令に違反した者

(2)　第２５条第６項の規定に違反した者

(3)　第２６条の規定による報告を求められて、これを拒み、又は虚偽の報告をした者

第３６条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前２条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

２　（略）

３　（略）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第４項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に生じた事由であってこの条例によ

る改正前の熊本市地下水保全条例（以下「旧条例」という。）第２２条第２項又は第２３条第２項の規定により届け出なければならないとされているものに係る届出（旧条例第２２条第２項の規定による届出にあっては、地下水利用管理者の変更に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

３　（略）

４　（略）

５　（略）

附　則

この条例は、熊本市東部堆肥センター条例（平成２９年条例第４１号）の施行の日から施行する。

熊本市地下水保全条例施行規則

平成 20 年 3 月 31 日 規則第 42 号
改正 平成 21 年 3 月 26 日 規則第 18 号
平成 24 年 1 月 19 日 規則第 32 号
平成 25 年 3 月 29 日 規則第 32 号
平成 30 年 12 月 27 日 規則第 86 号

（趣旨）

第１条　この規則は、熊本市地下水保全条例（平成２５年条例第１８号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において「井戸」とは、揚水設備（動力を用いて地下水を採取するための設備で、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が２以上あるときは、その断面積の合計をいう。）が６平方センチメートルを超えるものをいう。）を備えた井戸及び自噴井戸（動力を用いずに地下水を採取する井戸で、吐出口の断面積が１９平方センチメートルを超えるものをいう。）をいう。

（熊本市東部堆肥センター条例第４条第１項の対象畜産農家等に係る家畜排せつ物の適正な処理の方法）

第２条の２　条例第１０条の２第１項の規則で定める方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

(1)　熊本市東部堆肥センターによる堆肥化
(2)　自ら所有し、又は管理する堆肥舎における堆肥化
(3)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第２条第４項に規定する産業廃棄物としての処分
(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

（大規模採取者の地下水かん養対策）

第３条　条例第１４条第１項の規則で定める者は、一の年度における地下水採取量（同一敷地に２以上の井戸を有するときは、それぞれの地下水採取量を合計した量とする。以下同じ。）が３０，０００立方メートルを超える者（専ら農業のために利用する者を除く。）とする。

２　条例第１４条第２項の規定による報告は、地下水のかん養対策の取組状況報告書により、前年度の取組の状況に係る報告について、毎年４月３０日までに行わなければならない。

３　条例第１４条第３項の規定により公表する報告の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1)　地下水採取者の氏名又は名称
(2)　井戸の所在地
(3)　地下水の用途
(4)　地下水採取量
(5)　かん養対策の取組の状況
(6)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（大規模採取者の節水対策）

第４条　条例第１８条第１項の節水計画は、節水計画書により、年度ごとに作成し、当該年度の４月３０日までに提出しなければならない。

２　条例第１８条第２項の規定による報告は、節水計画の実施状況報告書により、前年度の実施の状況に係る報告について、毎年４月３０日までに行わなければならない。

３　条例第１８条第３項の規定により公表する報告の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1)　地下水採取者の氏名又は名称
(2)　井戸の所在地
(3)　地下水の用途
(4)　地下水採取量
(5)　節水計画の実施の状況
(6)　水の循環率
(7)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（有害物質の種類）

第５条　条例第２０条第１項に規定する規則で定める物質は、次に掲げるとおりとする。

(1)　カドミウム及びその化合物
(2)　シアン化合物
(3)　有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮに限る。）
(4)　鉛及びその化合物
(5)　六価クロム化合物
(6)　ひ素及びその化合物
(7)　水銀及びその化合物
(8)　ポリ塩化ビフェニル
(9)　トリクロロエチレン
(10)　テトラクロロエチレン
(11)　ジクロロメタン
(12)　四塩化炭素
(13)　１，２－ジクロロエタン
(14)　１，１－ジクロロエチレン
(15)　シス－１，２－ジクロロエチレン
(16)　１，１，１－トリクロロエタン
(17)　１，１，２－トリクロロエタン
(18)　１，３－ジクロロプロペン
(19)　チウラム
(20)　シマジン
(21)　チオベンカルブ
(22)　ベンゼン
(23)　セレン及びその化合物
(24)　ほう素及びその化合物
(25)　ふっ素及びその化合物

（地下水利用管理者）

第６条　条例第２２条第１項の規則で定める者は、一の年度における地下水採取量が３０，０００立方メートルを超える者（専ら農業のために利用する者を除く。）とする。

２　地下水利用管理者の職務は、次に掲げるとおりとする。

(1)　地下水採取量の把握
(2)　地下水の節水、利用の合理化及び利用方法の改善

(3)　市が行う地下水保全対策への協力

（地下工事の種類）

第７条　条例第２３条第１項に規定する規則で定める工事は、次に掲げるとおりとする。

(1)　杭打ち工事

(2)　地盤改良工事

(3)　前２号に掲げるもののほか、地下水の水質又は水量の保全に影響を及ぼすおそれがあるとして市長が必要と認める工事

（地下工事の届出）

第８条　条例第２３条第２項の規定による届出は、地下工事届出書により地下工事着工予定日前３０日までに行わなければならない。

２　前項の地下工事届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1)　工事の場所を明らかにする図書

(2)　工事の内容を明らかにする図書

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（水源からの距離）

第９条　条例第２４条の規則で定める距離は、井戸の中心からおおむね半径５００メートルとする。

（地下工事の事前協議）

第１０条　条例第２４条の規定による協議は、水源地周辺工事事前協議書により行うものとする。

２　第８条第２項の規定は、前項の協議をする場合について準用する。

（身分証明書）

第１１条　条例第２５条第４項の証明書は、地下水保全立入調査員証によるものとする。

（公表）

第１２条　条例第２７条の規定による公表は、次に掲げる事項について市公報に登載して行うほか、市長が必要と認める手段により行うものとする。

(1)　氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、住所及び代表者の氏名）

(2)　条例第２７条第１項第１号又は第４号にあっては、命令の内容及び当該命令に従わない事実

(3)　条例第２７条第１項第２号、第３号又は第５号にあっては、作成、提出等に係る義務を履行しない事実

（熊本市地下水浄化対策検討委員会の構成等）

第１３条　条例第３０条第１項の熊本市地下水浄化対策検討委員会（次条から第１６条までにおいて「委員会」という。）の委員（以下この条から第１５条までにおいて「委員」という。）は、地下水が汚染された区域の監視及び改善に関する識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

２　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委員会の会長）

第１４条　委員会に会長を置き、委員の互選によって定める。

２　会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（委員会の会議）

第１５条　委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ、これを開くことができない。

３　会長は、会議のために必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

（委員会の庶務）

第１６条　委員会の庶務は、環境局水保全課において処理する。

（熊本市硝酸性窒素対策検討委員会の構成等）

第１７条　条例第３１条第１項の熊本市硝酸性窒素対策検討委員会の委員（以下この条において「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1)　地下水の保全に関する識見を有する者

(2)　農業に関する識見を有する者

(3)　農業関係者

(4)　前３号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

２　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（熊本市家畜排せつ物適正処理検討委員会の構成等）

第１８条　条例第３２条第１項の熊本市家畜排せつ物適正処理検討委員会の委員（以下この条において「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1)　地下水の保全に関する識見を有する者

(2)　農業に関する識見を有する者

(3)　農業関係者

(4)　前３号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

２　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（熊本市地下水浄化対策検討委員会に関する規定の準用）

第１９条　第１４条から第１６条までの規定は、熊本市硝酸性窒素対策検討委員会及び熊本市家畜排せつ物適正処理検討委員会の会長、会議及び庶務について準用する。

（書類の様式等）

第２０条　この規則に定めるもののほか、この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

２　前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

（雑則）

第２１条　この規則に定めるもののほか、この規則に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附　則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規則は、熊本市東部堆肥センター条例（平成２９年条例第４１号）の施行の日から施行する。

資料３

熊本市東部堆肥センター条例

平成 29 年 6 月 23 日条例第 41 号
改正　平成 30 年 9 月 28 日条例第 79 号
令和 4 年 3 月 24 日条例第 15 号
令和 4 年 12 月 20 日条例第 62 号

（設置）

第１条　本市の市民生活にとってかけがえのない資源である地下水を将来にわたって享受できるよう、地下水の流動における重要な位置にあり、かつ、本市の主要な水道水源が存在する東部地域における硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水の汚染を防止するとともに、家畜の飼養に伴う臭気の発散を軽減し、周辺環境と調和のとれた畜産業の発展を図ることを目的として、熊本市東部堆肥センター（以下「センター」という。）を設置する。

（位置）

第２条　センターの位置は、熊本市東区戸島町５８５番１とする。

（事業）

第３条　センターは、次に掲げる事業を行う。

(1)　家畜の排せつ物の受入れに関すること。

(2)　家畜の排せつ物を原料とした堆肥の生産に関すること。

(3)　生産した堆肥（以下単に「堆肥」という。）の販売、家畜の排せつ物を搬入した者に対する堆肥の提供等に関すること。

(4)　前３号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために市長が適当であると認める事業

（センターへの搬入ができる者の範囲等）

第４条　センターに家畜の排せつ物を搬入することができる者は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水の汚染を防止する必要があると認められる区域として第１条に規定する地域のうちから市長が指定する区域に存する畜舎において、乳牛又は肉用牛を飼養する個人又は法人その他の団体（以下「対象畜産農家等」という。）とする。

２　受入れの対象となる家畜の排せつ物は、対象畜産農家等のそれぞれが所有し、又は管理する畜舎（前項の市長が指定する区域に存するものに限る。）から発生する乳牛又は肉用牛の排せつ物であって、当該対象畜産農家等が自らセンターに持ち込み、又は収集サービス（次条第１項の許可を受けて家畜の排せつ物を搬入する者の依頼に応じ、センターの車両により当該排せつ物をセンターに搬入することをいう。以下同じ。）を利用することによりセンターに搬入されるもの（以下「受入対象排せつ物」という。）とする。

３　前２項の規定にかかわらず、センターの処理能力に余裕があり、かつ、市長が適当と認める場合は、対象畜産農家等以外の者から家畜の排せつ物を受け入れ、又は対象畜産農家等から受入対象排せつ物以外の家畜の排せつ物を受け入れることができる。

（使用許可）

第５条　次に掲げる行為（以下「センターの使用」という。）をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(1)　センターへの家畜の排せつ物の搬入

(2)　堆肥の提供を受けた者が行う当該堆肥の散布のための機器の使用

２　センターの使用の許可は、１年以内の期間を限って、これを行うものとする。

３　市長は、第１項の許可（以下「使用許可」という。）について必要な条件を付することができる。

（使用の不許可）

第６条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしないことができる。

(1)　センターの設置目的に反する使用をするおそれがあるとき。

(2)　公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(3)　センターの施設（堆肥の散布のための機器を含む。以下同じ。）を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4)　受入対象排せつ物以外の家畜の排せつ物をセンターに搬入するおそれがあるとき（第４条第３項に該当する場合を除く。）。

(5)　集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(6)　センターの管理上支障があるとき。

(7)　前各号に掲げるもののほか、使用が不適当であるとき。

（使用許可の取消し等）

第７条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用の停止を命ずることができる。

(1)　前条第１号から第６号までに規定する事由が生じたとき。

(2)　使用許可に付した条件に違反したとき。

(3)　偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

(4)　この条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。

２　使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が前項の規定による使用許可の取消し等により損害を受けても、市は、その責めを負わない。

（使用料）

第８条　使用者は、次の各号に掲げる使用料の区分に応じ当該各号に定める使用料を納付しなければならない。

(1)　家畜の排せつ物の搬入に係る使用料　別表第１に定める額

(2)　堆肥の散布のための機器の使用に係る使用料　別表第２に定める額

２　市長は、特に必要があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。

３　第１項の使用料の納付方法及び使用料の算定の基礎となる家畜の排せつ物の搬入量の計算については、規則で定める。

４　既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（手数料）

第９条　堆肥を購入した者であって、当該堆肥の運搬又は運搬及び散布をセンターに依頼するものは、別表第３に定める手数料を納付しなければならない。

２　前項の手数料の納付方法については、規則で定める。

３　既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（損害賠償の義務）

第 10 条　センターの施設を毀損し、汚損し、又は滅失した者は、速やかに原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（指定管理者による管理）
第 11 条　センターの管理は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって本市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。
（指定管理者の指定の手続）
第 12 条　前条の規定による指定を受けようとするものは、センターの事業計画書その他規則で定める書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。
２　市長は、前項の規定による申請があったときは、申請があったもののうちから、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。
(1)　センターの運営が、利用者の平等利用を確保することができるものであること。
(2)　その事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともにその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
(3)　その事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。
(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が定める基準
（指定管理者が行う管理の基準）
第 13 条　指定管理者は、この条例に定めるもののほか、法令、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、センターの管理を行わなければならない。
（指定管理者が行う業務）
第 14 条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
(1)　センターの使用許可及びその取消し並びに使用の停止の命令に関する業務
(2)　センターの維持管理に関する業務
(3)　第３条各号に掲げる事業（堆肥の販売に関することを除く。）の実施に関する業務
(4)　前３号に掲げるもののほか、センターの管理運営上市長が必要と認める業務
（利用料金）
第 15 条　指定管理者は、センターの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を自己の収入として収受することができる。
２　利用料金は、別表第１及び別表第２に定める額を超えない額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
３　指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金を減免することができる。
４　使用者は、既納の利用料金の還付を受けることができない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。
（協定の締結）
第 16 条　指定管理者の指定を受けるものは、市とセンターの管理に関する協定を締結しなければならない。
２　前項の協定に定める事項は、規則で定める。
（指定の取消し等に係る損害賠償）
第 17 条　市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。
（秘密保持義務等）
第 18 条　指定管理者及び指定管理者の行う業務に従事している者又は従事していた者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項及び同法第 67 条に規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、センターの管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。
（委任）
第 19 条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

１　この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第１０条から第１７条まで及び次項の規定は、公布の日から施行する。
２　この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
（施工期日）
１　この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施工する。

別表第１（第８条関係）

搬入方法	単位	使用料
使用者による持込み	1 トンまでごとに	300 円
収集サービスの利用	1 トンまでごとに	500 円

別表第２（第８条関係）

区分		使用料
1 時間までごとに		1,000 円
半日	午前 9 時から午後 0 時 45 分まで	3,000 円
	午後 1 時 15 分から午後 5 時まで	3,000 円
1 日	午前 9 時から午後 5 時まで	6,000 円

備考　センターを使用できる時間内において、半日の区分の使用者で午前９時からの使用をするものが使用時間を延長する場合又は午後１時１５分からの使用をするものが使用時間を繰り上げる場合における当該延長した時間又は繰り上げた時間の使用料は、１時間までごとに１，０００円とする。

別表第３（第９条関係）

区分	センターから運搬する場所までの直線距離	手数料
運搬	7 キロメートル以内	1,000 円
	7 キロメートルを超え 15 キロメートル以内	1,500 円
	15 キロメートルを超える市内	1,500 円
運搬及び散布	7 キロメートル以内	1,500 円
	7 キロメートルを超え 15 キロメートル以内	2,000 円
	15 キロメートルを超える市内	2,000 円

備考
１　１回に運搬できる堆肥の容量は、規則で定める。
２　手数料の欄の金額は、運搬又は運搬及び散布１回当たりの金額をいう。

熊本市東部堆肥センター条例施行規則

平成 30 年 11 月 08 日規則第 77 号
改正　令和　4 年 3 月 28 日規則第 20 号

（趣旨）

第１条　この規則は、熊本市東部堆肥センター条例（平成２９年条例第４１号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開場時間）

第２条　熊本市東部堆肥センター（以下「センター」という。）の開場時間は、午前９時から午後５時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（休場日）

第３条　センターの休場日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に開場し、若しくは休場することができる。

(1)　日曜日

(2)　１２月３１日から翌年１月３日まで

（使用許可の手続）

第４条　条例第５条第１項に規定するセンターの使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、熊本市東部堆肥センター使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請書を審査し、使用の許可をしたときは、熊本市東部堆肥センター使用許可証（以下「許可証」という。）を当該申請者に交付するものとする。

（使用許可の期間）

第５条　使用許可の期間は、許可をした日から同日の属する年度の末日までの期間のうち、必要な期間とする。

（使用許可の変更の申請）

第６条　使用者は、使用許可に係る事項に変更が生じたときは、許可証を添えて、速やかに熊本市東部堆肥センター使用許可変更申請書を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請に相当の理由があると認め、これを許可したときは、変更後の許可証を当該申請者に交付するものとする。

（使用許可の廃止の届出）

第７条　使用者は、畜舎の廃止その他の理由によりセンターの使用を取りやめたときは、許可証を添えて、速やかに熊本市東部堆肥センター使用廃止届を市長に提出するものとする。

（使用許可の取消し等）

第８条　市長は、条例第７条の規定により使用許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用の停止を命ずるときは、熊本市東部堆肥センター使用許可取消（変更・停止）通知書を使用者に交付するものとする。

（使用料の納付方法）

第９条　条例第８条第１項に規定する使用料は、１月ごとにまとめた納入通知書により納付するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認める場合は、市長が定める方法により納付させることができる。

（搬入量の計算方法）

第１０条　条例第８条第１項第１号の使用料の算定の基礎となる家畜の排せつ物の搬入量は、月の初日から同月末日までに搬入された家畜の排せつ物の合計とする。

（使用料の減免）

第１１条　条例第８条第２項の規定による使用料の減免を受けようとする者は、熊本市東部堆肥センター使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

（使用料等の還付）

第１２条　条例第８条第４項ただし書の規定による使用料の還付又は条例第９条第３項ただし書の規定による手数料の還付を受けようとする者は、熊本市東部堆肥センター使用料等還付申請書を市長に提出しなければならない。

（手数料の納付方法）

第１３条　条例第９条第１項に規定する手数料は、堆肥の運搬又は運搬及び散布をセンターに依頼する際に納付するものとする。ただし、次に掲げる場合は、当該依頼に係る運搬又は運搬及び散布が終わった際に納付させることができる。

(1)　電話等により堆肥の運搬又は運搬及び散布の依頼が行われた場合

(2)　運搬又は運搬及び散布の依頼を受けた堆肥が大量であり、事前にこれらの実施回数を確定することが困難である場合

２　前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認める場合は、市長が定める方法により納付させることができる。

（毀損滅失届）

第１４条　センターの施設を毀損し、又は滅失した者は、熊本市東部堆肥センター施設毀損（滅失）届を市長に提出しなければならない。

（使用者の遵守事項）

第１５条　使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　センター内を車両で移動する際は、定められた経路その他の安全のための措置に従うこと。

(2)　センターの使用に関し、職員の指示に従うこと。

（指定申請書に添付する書類）

第１６条　条例第１２条第１項に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1)　収支予算書

(2)　当該団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、当該団体の目的、組織、運営等を明らかにした会則、規約その他の書類）

(3)　当該団体の前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録（これらの書類を作成する義務がないものにあっては、これらに類する書類）

(4)　市税滞納有無調査承諾書

(5)　都道府県労働局等が発行する労働保険料に係る納付証明書

(6)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（利用料金の承認の申請）

第１７条　指定管理者が利用料金の承認を受けようとするときは、市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（利用料金の減免）

第１８条　条例第１５条第３項の規定により指定管理者が利用料金を減免できる場合は、市長が別に定める基準に該当する場合とする。

２　利用料金の減免を受けようとする者は、指定管理者が別に定める方法により、指定管理者に減免の申請をするものとする。

（利用料金の還付）

第１９条　条例第１５条第４項ただし書の規定により利用料金の還付を受けることができる場合は、市長が別に定める場合とする。
２　利用料金の還付を受けようとする者は、指定管理者が別に定める方法により、指定管理者に還付の申請をするものとする。
（協定に定める事項）
第２０条　条例第１６条第２項に規定する協定に定める事項は、次のとおりとする。
(1)　指定期間に関する事項
(2)　管理業務の内容に関する事項
(3)　事業計画に関する事項
(4)　開場時間及び休場日に関する事項
(5)　管理業務及び経理状況の報告等に関する事項
(6)　事業報告書に関する事項
(7)　本市が支払うべき管理に係る費用に関する事項
(8)　指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
(9)　管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
(10)　災害時の対応に関する事項
(11)　事故及び損害の賠償に関する事項
(12)　リスク分担に関する事項
(13)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
（運搬量の上限）
第２１条　条例別表第３備考第１項の１回に運搬できる堆肥の容量は、３．８立方メートルまでとする。
（書類の様式等）
第２２条　この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。ただし、センターの管理を指定管理者に行わせる場合において指定管理者に提出し、又は指定管理者が交付する書類に記載すべき事項及びその様式は、指定管理者が市長の承認を得て別に定めるところによる。
２　前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。
（雑則）
第２３条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則
この規則は、条例の施行の日から施行する。
附　則
この規則は、令和４年４月１日から施行する。

資料４

水 質 環 境 基 準

公共用水域、地下水における人の健康の保護に関する環境基準

項　　目	基　準　値(※1)
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと（※2）
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと（※2）
ＰＣＢ	検出されないこと（※2）
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下　（※3）
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下　（※3）
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下　（※4）
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

※1　基準値は、測定結果の年間平均値とする。ただし全シアンについては、最高値とする。

※2　「検出されないこと」とは、それぞれの測定方法においてその結果が定量限界を下回ることをいう。
（シアン化合物：0.1mg/L　未満、アルキル水銀化合物及びＰＣＢ：0.005mg/L　未満）

※3　地下水のみの項目

※4　公共用水域のみの項目

河川の生活環境の保全に関する環境基準

類型	利用目的の適応性(例)	基　準　値				
		ｐＨ	ＢＯＤ (mg/L)	ＳＳ (mg/L)	ＤＯ (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)
ＡＡ	自然探勝等の環境保全	6.5 以上 8.5 以下	1 以下	25 以下	7.5 以上	20 以下
Ａ	ヤマメ、イワナ等の水産生物用	6.5 以上 8.5 以下	2 以下	25 以下	7.5 以上	300 以下
Ｂ	サケ科魚類、アユ等の水産生物用	6.5 以上 8.5 以下	3 以下	25 以下	5 以上	1,000 以下
Ｃ	コイ、フナ等の水産生物用	6.5 以上 8.5 以下	5 以下	50 以下	5 以上	―
Ｄ	農業用水	6.0 以上 8.5 以下	8 以下	100 以下	2 以上	―
Ｅ	国民の日常生活（沿岸の散歩等）で不快感を生じない限度	6.0 以上 8.5 以下	10 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 以上	―

（基準値：日間平均値）

海域の生活環境の保全に関する環境基準

類型	利用目的の適応性(例)	基準値				
		ｐＨ	ＣＯＤ (mg/L)	ＤＯ (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)	n-ﾍｷｻﾝ抽出物 (mg/L)
A	マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用	7.8以上8.3以下	2以下	7.5以上	300 以下	検出されないこと
B	ボラ、ノリ等の水産生物用	7.8以上8.3以下	3以下	5以上	—	検出されないこと
C	国民の日常生活（沿岸 の散歩等）で不快感を生じない限度	7.0以上8.3以下	8以下	2以上	—	

（基準値：日間平均値）

海域の生活環境の保全に関する環境基準

類型	利用目的の適応性（例）	基準値	
		全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)
Ⅰ	自然探勝等の環境保全	0.2以下	0.02以下
Ⅱ	底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される	0.3以下	0.03以下
Ⅲ	一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される	0.6以下	0.05以下
Ⅳ	汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される	1以下	0.09以下

（基準値：日間平均値）

河川の水生生物の保全に係る環境基準

類型	利用目的の適応性	基準値		
		全亜鉛 (mg/L)	ノニルフェノール(mg/L)	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS) (mg/L)
生物Ａ	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03以下	0.001以下	0.03以下
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03以下	0.0006以下	0.02以下
生物Ｂ	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03以下	0.002以下	0.05以下
生物特Ｂ	生物Ａ又は生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03以下	0.002以下	0.04以下

（基準値：日間平均値）

海域の水生生物の保全に係る環境基準

類型	利用目的の適応性	基準値		
		全亜鉛 (mg/L)	ノニルフェノール(mg/L)	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS) (mg/L)
生物Ａ	水生生物の生息する水域	0.02以下	0.001以下	0.01以下
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01以下	0.0007以下	0.006以下

（基準値：日間平均値）

資料5

令和6年度（2024年度）全庁的な水保全対策事業実績一覧

1　地下水需用の適正な把握

事 業 名	事 業 内 容	担 当 課
地下水採取量調査	条例に基づく地下水採取量調査1,960件 用途別水使用量調査　　井戸掘削等の届出の遵守及び節水の指導	水保全課

2　広報啓発

事 業 名	事 業 内 容	担 当 課
節水啓発イベント	・嘉島町のイオンモール熊本にて、12月に節水に関するクイズ大会などのイベントを行った。	水保全課
節水器具普及	・「夏季の節水重点期間」中に本庁舎において節水器具のサンプルを展示した。 ・節水器具普及協力店(27店舗）による節水器具コーナー設置の協力	
出前講座	・企業や学校などを対象に、熊本の地下水に関することをテーマにした出前講座を実施した。 （回数：10回、受講人数：累計309人）	
その他の啓発	・夏季の節水重点期間において本庁舎での庁内放送や、SNS・WEBサイト記事などで節水を呼びかけた。	
広報	**【紙面を使った広報】** ●市政だよりへの記事掲載実績 ・6月号：雨水貯留施設設置補助制度 ・7月号：夏季の節水重点期間オープニングイベント、くまもと「水」検定3級、雨水貯留施設設置補助制度 ・9月号：くまもと「水」検定1級・2級	

広報	【テレビ】 ●「こんばんは熊本市」（RKK） ＜水保全課＞8/1放送分（くまもと「水」検定について、夏季の節水重点期間について） ●「クローズアップくまもと」（jcom） ＜水保全課＞8/2放送分（くまもと「水」検定について、節水市民運動について） ●「SDGsくまもと水の国プロジェクト NOW2024」（TKU） ＜水保全課＞12/26放送分（水道局100周年記念式典等について） 【ラジオ】 ●「おはよう熊本市」（シティFM） ＜水保全課＞5/27放送分（雨水貯留施設設置補助制度について）、6/26放送分（夏季の節水重点期間オープニングイベント、第16回くまもと「水」検定について）、8/30放送分（第16回くまもと「水」検定について）、10/9、10/16、11/18、12/16放送分（河川や水路の油流出事故の防止について） ●「声の市政だより」（シティFM） ＜上下水道局経営企画課＞11/2放送分（上下水道局100周年） ●「フレッシュ・フラッシュ・くまもと」（FM熊本） ＜上下水道局水道維持課＞4/4放送分（中央区下水道管路施設の包括的民間委託を開始します） ＜熊本市水の科学館＞4/11放送分（水に関する作品募集） ＜生活衛生課＞6/27放送分（飲用井戸の水質検査をしましょう） ＜水保全課＞7/11放送分（「夏季の節水重点期間」オープニングイベント）、9/26放送分（第16回くまもと「水」検定1・2級試験受付開始！） ＜花とみどり協働課＞7/18放送分（Ezukoナビ～水前寺江津湖公園のいろいろをスマートフォンで案内～）	広報課
親子環境探検隊	小学生とその保護者を対象にした水辺の生物観察や森の働き等の体験学習の実施 実施回数：7件	環境総合センター
出前講座	生涯学習課や公民館・学校からの依頼による水環境をテーマにした出前講座の実施 実施回数：29件	
水道に関する知識の普及啓発事業	施設見学・出前講座・イベント等を活用し、水道事業への理解及び水の有効利用等の普及啓発を図る。 ・水道施設見学（644名）・出前講座・水道学習教室等（3,805名） ・水道週間及び水の週間に伴う啓発事業等（448名） ・熊本市主催・協賛イベント等に伴う啓発事業（1,828名） [運営：(公財)熊本市上下水道サービス公社]	上下水道局経営企画課
下水道に関する知識の普及啓発事業	施設見学・出前講座・イベント等を活用し、下水道事業への理解及び環境保全等の普及啓発を図る。 ・下水道施設見学（801名）　・出前講座・下水道教室等（3,199名） 下水道の日に伴う啓発事業等（121名） ［運営：(公財)熊本市上下水道サービス公社]	
水の科学館の運営	地下水、水道、下水道について関心を持っていただくための体験型学習施設。 ・空の国～地下の国～大地の国～つながりの国（上下水道をバーチャル体験）～海の国 ・くまもと水再発見　・水の実験室わくわく　・各種イベント 年間来館者数　63,405名 ［指定管理者：（公財）熊本市上下水道サービス公社]	
上下水道局広報業務委託	上下水道事業についての周知・広報を展開するとともに、水の有効利用や災害対策に関する啓発を図る。 ・新聞、地域広報誌、テレビCM等による広報 ・啓発イベント・キャンペーンの実施	上下水道局経営企画課

3　雨水等の有効利用

事 業 名	事 業 内 容	担 当 課
雨水貯留施設設置	不用になった浄化槽を雨水貯留槽に転用、又は新たに雨水貯留タンクを設置し雨水の有効利用を図る者へ補助金を交付 雨水貯留槽：3基（累計：258基） 雨水貯留タンク：21基（累計：944基）	水保全課
雨水利用推進	地下水についての学習教材に活用するため、雨水貯留タンクを市内の全市立小中学校に設置　※平成15～22年度（2003～2010年度） ■新設校への設置状況 平成27年度（2015年度）龍田西小学校、平成28年度（2016年度）平成さくら支援学校、令和元年度（2019年度）東野中学校、あおば支援学校、令和2年度（2020年度）以降は新設校なし	
雨水の利用	雨水を利用したろ過タンクを設置 ・トイレの洗浄水・植物への散水に利用	健康危機管理課
	雨水濾過機にて貯水し、トイレの洗浄水と屋外の散水用に使用している。男女共同参画センターはあもにいにおいて、雨水をろ過しトイレの水洗用や散水用として利用	男女共同参画課
	トイレ・散水等への雨水利用	文化政策課（熊本市現代美術館）
		市立図書館（城南図書館児童館）
		子ども支援課（子ども文化会館）
		消防局管理課（北消防署、南消防署）
		スポーツ振興課
	個別循環方式（単一の施設内で、雨水や一度利用した排水（小学校プール水）を再生処理し、これを再度施設内で利用すること）により、雨水等をトイレの洗浄水及び消防用水に利用している。	五福交流室
雨水利用中水道システム	雨水を利用した中水道システムを設置し、トイレの洗浄水に利用 雨水利用率：　99.6%	環境総合センター
	雨水を利用した中水道システムを設置し、熊本市上下水道局本館のトイレ洗浄水に利用 雨水利用量　631㎥	上下水道局総務課

雨水利用中水道システム	雨水を利用した中水道システムを設置し、トイレの洗浄用に利用	五福交流室
	雨水を利用した中水ろ過装置を設置し、トイレの洗浄水、花壇への散水に利用	東区総務企画課
	雨水を利用した中水ろ過装置を設置し、トイレの洗浄水、花壇への散水に利用	西区総務企画課
	熊本市水の科学館に雨水を利用した中水道システムを設置し、トイレの洗浄水や中池・外池の水等に利用している。 雨水利用率100％[指定管理者：(公財)熊本市上下水道サービス公社]	上下水道局 経営企画課
農業用水としての処理水再利用	令和6年度（2024年度）実績 中部浄化センター：熊本市西南土地改良区（1地区）へ継続供給 （9,436,013 ㎥／年） 西部浄化センター：熊本市西南土地改良区（4地区）への継続供給 （1,228,292 ㎥／年）	上下水道局 水再生課
浄化センター内での処理水再利用	令和6年度（2024年度）実績 浄化センターでの処理水の各種活用（ポンプ場、沈砂洗浄、消泡用水等） 中部浄化センター　1,114,591㎥／年 東部浄化センター　1,226,522㎥／年 南部浄化センター　529,490㎥／年 西部浄化センター　785,048㎥／年 城南町浄化センター　14,526㎥／年	

4　地下水の適正な管理

事 業 名	事 業 内 容	担 当 課
地下水監視	地下水保全のため市内20地点に33本の観測井戸を設置し、常時観測データの収集及び監視を行っている。	水保全課
地盤沈下観測	西部地区を中心に、昭和54年度（1979年度）より1級水準観測を開始し、沈下量の沈静化傾向が見られた。 平成18年度（2006年度）を以て終了した。	
地下水位及び地盤沈下観測業務委託	地下水位観測井53箇所の地下水位及び地盤沈下計3箇所の観測を実施	上下水道局 水運用課

5　地下水のかん養

事 業 名	事 業 内 容	担 当 課
水源かん養林整備	令和6年度（2024年度）からの水源かん養林整備10カ年計画では、白川の水源地域である上流域の西原村所有原野において約35ヘクタールの「水源かん養林」を整備する。また、森林法第10条の13の規定に基づき、令和6年（2024年）7月9日に県知事立ち合いのうえ「水源かん養林」森林整備協定を締結し、同時に100年間の分収造林契約も締結して、水源かん養機能を高度かつ持続的に発揮できる森林を目指す。 令和６年度（2024年度）実績 ・下刈　16.64 ha　・新植　3.1 ha　・補植　2.47 ha ・除伐　13.50 ha　・作業道補修（ｺﾝｸﾘｰﾄ路面工）　345 ㎡	水保全課
ビニールハウス雨水浸透施設補助	ビニールハウスに降った雨の流出を抑制し、地下に浸透させるための施設設置補助金を交付 ※平成27年度（2015年度）末をもって事業終了 H4（1992年）～H27（2015年）累計 ： 783基	
白川中流域水田湛水	白川中流域の水田を活用した地下水かん養事業 令和6年度（2024年度）実績 ・協力農家数　214戸　・1ヶ月述べ面積　525ha･月 ・推計かん養量　1,732万㎥　・助成金額　82,911千円	水保全課
公有林管理事業	造林地の適正な管理を行うため、除伐・保育間伐等を実施（約5.2ha） 市有林の広葉樹化・針広混交林を目指した間伐等を実施（約7.7ha）	みどり公園課
森林経営管理推進事業	経営管理権を取得した民有林の適切な管理を行うため、森林保有者の意向調査を実施（約97ha）	
流出抑制施設指導	開発許可を要する計画について雨水浸透桝の設置を指導 （雨水浸透マンホール ： 206基）	開発指導課
雨水浸透桝設置助成事業	雨水流出抑制及び地下水かん養のため、雨水浸透桝の設置者に補助金を交付し、設置の促進を図る。 ■令和6年度（2024年度）実績 ： 申請数4件　12基の設置補助	河川課
白川中流域水田を活用したかん養事業	水道水源である地下水の保全のため、熊本市が実施する「白川中流域水田を活用したかん養事業」に参画し、事業費の一部を負担。 推定かん養量:8,141,773㎥	上下水道局 経営企画課
水源かん養林整備事業負担金	環境局が実施する水源かん養林整備に係る事業費の一部（起債及び一般財源の1/2）を負担している。推定かん養量 1,183,294㎥	

6　水質の保全

事 業 名	事 業 内 容	担 当 課
地下水質監視	水質汚濁防止法に基づく地下水の水質監視	水保全課
公共用水域水質監視	水質汚濁防止法に基づく公共用水域（河川・海域）の水質監視	
化学物質汚染調査	ダイオキシン類の環境濃度調査 ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づく公共用水域（河川・海域）の水質・底質、地下水質及び土壌中のダイオキシン類濃度の測定	
地下水浄化対策	揮発性有機化合物等による地下水汚染が現存している11地区において、汚染の原因や濃度などに応じて、汚染原因者又は行政による浄化や監視などの対策を実施	
硝酸性窒素削減対策	熊本市硝酸性窒素対策検討委員会の開催、家畜排せつ物処理施設（東部堆肥ｾﾝﾀｰ）の整備や環境調和型バイオマス資源活用モデル事業の実施	
水質汚濁規制	水質汚濁防止法、熊本県地下水保全条例、熊本県生活環境の保全等に関する条例対象事業場への立入検査及び指導 公共用水域での水質事故等への緊急対応、啓発活動での未然防止	
東部堆肥センター管理運営	硝酸性窒素による地下水汚染の防止を目的に設置した東部堆肥センターの管理運営	
硝酸性窒素削減対策	環境局が実施する家畜排せつ物処理施設（東部堆肥センター）の運用に係る事業費の一部を負担している。	上下水道局 水運用課
地下水質調査	地下水の水質検査 ・ 水質汚濁防止法に基づく水質検査 ・ 地下水汚染の未然防止を目的とした要監視項目等の実態調査 ・ 浄化対策に係る水質調査 ・ 廃棄物埋立地浸出水及び周辺環境調査	環境総合センター
公共用水域等水質調査	公共用水域等の水質調査 ・ 公共用水域等監視に係る水質検査 ・ 河川水、海水、工場・事業場排水等、関係課からの依頼に基づく検査	
合併処理浄化槽整備事業	下水道事業計画区域外等において、単独処理浄化槽及び汲み取り式便所から合併処理浄化槽へ転換する市民に対し、補助金を交付し、生活排水の適正な処理を推進する。 ※令和6年度（2024年度）実績：32基	浄化対策課
環境保全対策	化学肥料や化学合成農薬の使用を低減する技術や資材の導入支援 第4次硝酸性窒素削減計画の推進	農業支援課
環境保全型農業直接支払事業	農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組とあわせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援する。	
漁業指導経費	海苔加工時に発生する加工排水の適正処理を推進することにより、水域環境へ与える負荷を低減し、水環境の保全に寄与する。 ※本市から発信する「ノリ漁場環境・養殖情報」等において、適正処理にむけた注意喚起を行っている。	水産振興 センター
公共下水道の整備	下水道整備により、河川への雑排水等の流入を防止するとともに、汚水の地下への浸透による地下水汚染の防止を図る。 ■令和6年度（2024年度）末現在 処理面積：12,455ha　　処理人口：665,398人　　普及率：91.3%	上下水道局 計画調整課

7　広域的保全体制の確立

事 業 名	事 業 内 容	担 当 課
広域水保全体制運営	広域的な地下水保全に取り組むため、平成24年（2012年）4月に設立された「公益財団法人 くまもと地下水財団」への本市負担金を支出するとともに参画している。	水保全課
白川中流域交流連携	次世代を担う子ども達が、田植えや稲刈りなどの農業体験を通じて、農業がもたらす地下水への効果などを学習することで、地下水保全に関する意識啓発・醸成を図る。併せて、流域の住民間交流によって、相互理解を構築する。	
水源の森づくりボランティア活動	森林作業の習得を通して、地下水が貴重な資源であることを認識し、上下流の交流の中で市民が主体となった森林保全活動を活性化するための「森林ボランティア」を育成する。	
くまもと地下水財団への参画	水道水源である地下水を保全するため、また熊本地域における地下水保全に向けた取組みの連携強化のために、くまもと地下水財団の活動に参画している。	上下水道局 経営企画課

8　くまもと水ブランドの推進

事 業 名	事 業 内 容	担 当 課
くまもと水ブランド事業	くまもと「水」検定試験、熊本水遺産制度、くまもと「水守」 登録制度、第10世界水フォーラムへの参加、ユース水フォーラムアジア 2024（大邱市）への参加、SDGsくまもと水の国プロジェクトNOW（後援）	水保全課
地下水都市空間創出事業	熊本市の財産である「水」を生かした都市ブランドを形成するため、街なかの親水施設や熊本水遺産、名水百選等の水資源の活用整備を行う。	

資料６

雨水利用施設の設置例

設置種別		施設名	担当課	施設の概要 集水屋根面積 (m²)	施設の概要 雨水貯水槽 (m³)	設置年度
市関係施設	一般施設	流通情報会館	商業金融課	2,000	180	H元
		男女共同参画センターはあもにい	男女共同参画課	2,344	42	H２
		熊本市水の科学館	上下水道局 経営企画課	2,620	中池・外池の水	H２
		熊本市国際交流会館	国際課	10010.79	510	H６
		熊本市こども文化会館	こども支援課	794	26	H７
		熊本市環境総合センター	環境総合センター	2,127	134	H７
		健軍文化ホール	文化政策課	1,137	中水ﾋﾟｯﾄ 70.5 高架水槽 4	H７
		飽田まちづくりセンター(旧 飽田総合出張所)	飽田まちづくりセンター	2,101	46	H８
		熊本市食品交流会館	経済政策課	410	100	H９
		熊本総合屋内プール	スポーツ振興課	6,000	786	H10
		熊本市斎場	健康福祉政策課	3,274	100	H11
		市営南部中央団地	市営住宅課	1,054	71	H12
		市営白藤団地	市営住宅課	3,000	150	H13
		清水まちづくりセンター(不用浄化槽転用)	清水まちづくりセンター		45	H13
		花園まちづくりセンター(不用浄化槽転用)	花園まちづくりセンター	320	20	H13
		龍田まちづくりセンター(不用浄化槽転用)	龍田まちづくりセンター	192	30	H14
		幸田まちづくりセンター(不用浄化槽転用)	幸田まちづくりセンター	286	15	H14
		熊本市現代美術館(びぷれす熊日会館)	文化政策課	5,280	雨水貯留槽 500 雑用水用 125	H14
		西区役所 (旧西部市民ｾﾝﾀｰ)	西区総務企画課	2,100	35	H14
		学校給食東共同調理場	健康教育課	0.29※	70(30)	H16
		熊本市東消防署	消防局 総務部 管理課	0.67※	160(50)	H16
		市営東町桜団地	市営住宅課	1.28※	280(90)	H18
		市営桜北団地	市営住宅課	0.33※	70(30)	H19
		ウェルパルくまもと	健康危機管理課	2,076	348	H20
		東区役所	東区総務企画課	1,559	105	H23
		西区役所 (新館)	西区総務企画課	1,189	99	H23
		くまもと森都心プラザ	起業・新産業支援課	1,500	106	H23
		上下水道局庁舎(本館)	上下水道局 総務課	352	250	H25
		熊本市南消防署	消防局 総務部 管理課		36.31	H25
		城南総合スポーツセンター	スポーツ振興課	2,300	18.4	H26
		熊本市北消防署	消防局 総務部 管理課		30	H27
		熊本市民病院病院棟	病院局 事務局 総務企画課	7,050	48.5	R元

設置種別		施設名		施設の概要 集水屋根面積 (m²)	施設の概要 雨水貯水槽 (m³)	設置年度
市関係施設	複合施設	五福小学校・五福まちづくり交流センター	五福交流室	1,370	150	H３
		こどもセンター	児童相談所	1,089	62	H24
		城南図書館・児童館	市立図書館	857	40	H25
	学校	長嶺小学校	学校施設課	4,940	250	H３
		長嶺中学校		5,090	250	H３
		力合中学校		5,202	250	H５
		龍田中学校		4,048	250	H５
		日吉中学校		3,536	500	H６
		桜木中学校		3,854	500	H６
		慶徳小学校		1,620	200	H７
		日吉東小学校		4,376	250	H７
		桜木東小学校		2,404	500	H10
		千原台高等学校		2,170	300	H14
		必由館高等学校		2,200	160	H16
		田迎西小学校		4,035	476	H24
		力合西小学校		4,453	300	H25
		龍田西小学校		3,200	275	H27
		平成さくら支援学校		1,522	44.7	H28
		東野中学校		1,300	150	R元
		あおば支援学校		1,370	11	R元
		富合小学校		2,576	166	R６
県関係施設	一般施設	熊本県庁舎		6,400	2,100	R２
		熊本県民総合運動公園屋内運動広場		1,613	850	H９
		熊本勤労者総合福祉センター		5,880	500	H９
	学校	東稜高校		10,131	309	H元
		県立大学第2運動場		12,000	100	H６
		県立大学環境共生学部棟			112	H11
民間施設	小規模施設	雨水貯留施設助成件数(R5年度)				
		雨水貯留槽 なし				
		雨水貯留タンク 27基				

・※敷地面積 (ha)

・カッコ書きは、浸透量を示す (㎥/時)

資料７

「水源かん養林」森林整備協定書

熊本市（以下「甲」という。）と西原村（以下「乙」という。）とは、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 13 の規定に基づき、熊本県の立会いのもとに水源かん養林造成のための森林整備協定を次のとおり締結する。

（目的）
第１条　この協定は、地下水かん養区域内の森林整備の充実等を図ることにより、森林の持つ水源かん養機能を高め、もって住民の生活に欠かすことのできない水資源の確保等に資することを目的とする。

（協定区域）
第２条　この協定の目的となる区域は、別紙区域図に示す熊本県阿蘇郡西原村大字河原字大野４３３２番３の区域（３５０，２００平方メートル）とする。

（森林整備に関する事項）
第３条　甲及び乙は、前条の区域内において、別に締結する分収造林契約に基づく森林整備を行うものとする。

（協定の有効期間）
第４条　この協定の有効期間は、前条の分収造林契約に定める期間とする。

（相互住民の交流に関する事項）
第５条　甲及び乙は、相互の住民が交流を深めるための各種行事を行うよう努めるものとする。

（道路の補修）
第６条　第２条に規定する区域外の乙が所有する既存道路について、この協定の締結に必要な補修は、甲の負担において行うものとする。

（財産の帰属等）
第７条　第２条に規定する区域内の工作物（道路等）及び前条の規定により甲が補修を行った道路に係る工作物等は、乙に帰属するものとする。

（その他）
第８条　この協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上決定する。

この協定の成立の証として本書３通を作成し、甲、乙及び立会人記名押印のうえ、各々その１通を保有する。

令和６年（２０２４年）　７月　９日

甲　熊本県熊本市中央区手取本町１番１号

熊本市

熊本市長　大西一史

乙　熊本県阿蘇郡西原村大字小森３２５９番地

西原村

西原村長　吉井　新

立会人　熊本県熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

熊本県

熊本県知事　木村　敬

【協定概要】

西原村

締結日
　令和６年　７月９日
造林箇所
　阿蘇郡西原村大字河原字大野４３３２番３
　西原村所有の原野
造林面積
　35.02 ヘクタール（令和６年から令和 16 年度までの 10 年間で植栽）

資料８

白川中流域における水田湛水推進に関する協定書

熊本市（以下「甲」という。）、大津町（以下「乙」という。）、菊陽町（以下「丙」という。）及び水循環型営農推進協議会　（以下「丁」という。）とは、白川中流域における水田湛水等について、熊本県を立会人として次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、白川中流域の水田において、丁が営農の一環として農家と連携して推進する水田湛水等の事業（以下「湛水事業」という。）が、熊本市の地下水かん養に多大な貢献を果たすことから、湛水事業に甲、乙、丙及び丁が協力して取り組み、円滑に推進していくことについて定めるものとする。

（対象区域）
第２条　この協定の対象となる区域は、大津町及び菊陽町に存する白川の堰から取水する農業用水でかんがいされる大津町、菊陽町及び熊本市の水田の区域とする。

（実施方法等に関する事項）
第３条　甲は、丁が推進する湛水事業に係る経費について助成するものとする。
２　甲、乙、丙及び丁は、湛水事業の実施方法等を、毎年丁の総会で協議のうえ定めるものとする。

（地下水保全の啓発及び住民の交流に関する事項）
第４条　甲、乙、丙及び丁は、湛水事業の円滑な実施を図るため、次の事項について協力するものとする。
（１）　白川中流域における農業及び農業の果たす地下水かん養の重要性について住民の相互理解を深めること。
（２）　大津町、菊陽町及び熊本市の相互の住民の交流を促進すること。
（３）　環境保全型農業及び農産物の地産地消の普及啓発を図ること。

（事業者等による湛水への取組に関する事項）
第５条　水田湛水等への取組の発展を促すため、甲、乙、丙及び丁は、連携して事業者等による参画を支援するものとする。
２　事業者等で湛水事業への参加を希望する者（以下「希望者」という。）があった場合には、前項の規定に基づき丁は、希望者との協定締結に先立ち、甲、乙及び丙に報告するものとする。
３　前項の規定による報告があった希望者について、新たに水田湛水箇所を確保することが困難と認められる場合は、甲、乙、丙及び丁で協議の上、既存の水田湛水実施箇所を充当することができるものとする。

（協定の有効期間）
第６条　この協定の有効期間は、令和６年度（２０２４年度）から令和１５年度（２０３３年度）までとする。

（その他）
第７条　この協定に定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議のうえ決定する。

この協定の締結の証として、本書５通を作成し、甲、乙、丙、丁及び立会人記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和６年（２０２４年）２月８日

甲　熊本県熊本市中央区手取本町１番１号
熊本市
熊本市長　大西一史

乙　熊本県菊池郡大津町大字大津１２３３番地
大津町
大津町長署名代理者
副町長　工藤あず

丙　熊本県菊池郡菊陽町大字久保田２８００番地
菊陽町
菊陽町長　吉本孝邦

丁　熊本県菊池郡大津町大字陣内１７８２番地の２
水循環型営農推進協議会
会長　金田英樹

立会人　熊本県熊本市中央区水前寺６丁目１８番１号
熊本県
熊本県環境生活部長　小原雅之

KUMAMOTO WATER LIFE

令和6年度(2024年度)熊本市水保全年報
編集・発行　熊本市環境局水保全課

〒860－8601 熊本市中央区手取本町1番1号
TEL　096－328－2111(代)
内線　2436

発行年月　令和8年(2026年)2月